

北海道議會時報

第6卷 第12号

昭和29年12月



北海道議會事務局

北海道議會時報第6卷第12号(昭和29年第3回定例道議會)

議会の動き

第三回定例道議会	1
本 会 議	1
常 任 委 員 会	29
特 別 委 員 会	49

予算特別委員会
総合開発調査特別委員会
冷害凶作対策特別委員会
台風十五号災害対策特別委員会

意見書	14
請願・陳情	14

会 合

地方制度調査会第五回総会	57
地方制度調査会第六回総会	61

資 料

昭和二十九年度修正地方財政計画 附・修正地方債計画	66
本年産米の推定実収高	69
第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調	74

雑 録

地方行政疑義問答集	75
報道から拾う	77

岐阜県議会議員定数減少条例可決
和歌山県吏員が市町村吏員を兼務
新潟県条例（デモ規制公安条例）は合憲
最高裁判事の国民審査は「信任投票」か
「解任投票」か
私人の所有管理に属しない海浜の砂利は
窃盗罪の客体とはならない
ビラはりは器物毀棄、広島高裁で新判例
日本・ビルマ平和条約、賠償協定に調印

図書室だより	84
--------	----

時報第六卷総合目次（昭和29年1月～12月）	85
------------------------	----

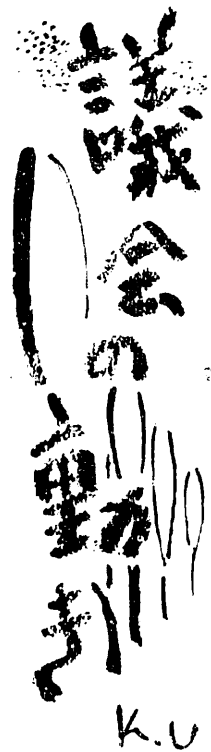
十一月のメモ	90
--------	----

表紙写真

新 雪

—札幌近郊にて—

北海道議会事務局撮影



第三回定例道議会

十月二十五日招集、同日開会された第三回定例道議会は、知事発表の
人件費削減問題、綱紀肅正問題等についての論議、最終日における予算
組替要求動議等をめぐり会期延長四回の後十一月十八日未明二十五日間
の審議の幕を閉じた。なお審議の経過次のとおり。

提案者	提出		議決の要領				
	案件	原案 可決	修正 議決	同意 議決	承認 議決	否決	報告 継続 審査 撤回 計
知事	六六	六一					六六
議員	一六	一六					一六
計	八二	七七		一	四		八二

本 会 議

(十月中の本会議分は時報六巻第十一号に掲載済み)

○十一月一日、午前十一時四十分開議、諸般の報告の後、日程第一、議

第三回定例会に知事から提出のあった案件

議 案

提出月日	番 號	件 名	議事経過
一〇、二五	一	昭和二十九年度北海道費歳入歳出追加更正予算	一、一八 附帯決議付 原案可決
同	二	昭和二十九年度北海道恩給基金歳入歳出追加更正予算	一、一八 原案可決
同	三	昭和二十九年度北海道農産物検査費歳入歳出追加予算	同
同	四	昭和二十九年度北海道水産物検査費歳入歳出追加予算	同
同	五	昭和二十九年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	六	昭和二十九年度北海道酪農検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	七	昭和二十九年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	同
同	八	昭和二十九年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	同
同	九	昭和二十九年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一〇	昭和二十九年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一一	昭和二十九年度北海道印刷所費歳入歳出追加更正予算	同
同	一二	昭和二十九年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
同	一三	北海道起債に関する件	同

案第一号乃至第三十二号、第三十四号、報告第一号乃至第四号に議案第三十五号乃至第四十三号を追加し、一括議題に供し、議案第三十五号乃至第四十三号について知事の提案説明を聴取、議案第三十五号は緊急を要するものと認められるので、質疑を省略直ちに委員会付託について諮り、異議なくそのことに決し、商工委員会に付託、他の議案の全部について質疑続行、まず池戸議員（労）に対する警察本部長の答弁があつて、池戸議員より警察側と会社側のつながりの問題、ビケの合法性の問題、多数警察官派遣問題等について再質疑、警察本部長より答弁があつて、午後零時十八分休憩。

午後一時四十分再開、諸般の報告の後、議案第三十五号につき宮坂商工委員長（協俱）より審査の経過並びにその結果について報告があり、異議なく原案可決、次に西田（信）議員（自）より、①道財政の破綻とその責任について、特に財政窮迫の原因、道税の減額提案と今後の収入見通し、人件費削減問題に対する知事の政策変更とその行政責任、人員整理案実行の確信とその具体的内容、人件費削減に伴う事務執行上の支障の有無、整理案発表の経緯と議会軽視の問題、政策予算の削減問題、既定予算の削減に伴う行政混乱に対する行政責任等について、②綱紀肅正問題について質疑（時間延長）知事の答弁があつて、西田議員より希望退職、綱紀肅正問題について質疑三度に及び知事の答弁があつて、次に太田議員（社左）より、①綱紀肅正問題特に人事管理、不祥事件等についての責任問題、監察長の行政監察、監査委員との関連等について、②自衛隊演習地買収問題特にこれについての委員会条例の施行状況、③警察費予算問題、特に末端との関係について、④道警察の在り方、⑤高校入学試験問題、⑥財政問題、特に事業税の減額、人員整理の問題について質疑、知事、監察長、道警本部長、副知事（野口）、総務部長、教育長より答弁があつて、午後五時十二分散会。

同	一〇、二五	一四	北海道起債に関する件	一、一八
同	一五	一五	北海道起債議決変更の件	同
同	一六	一六	北海道起債議決変更の件	同
同	一七	一七	北海道起債議決変更の件	同
同	一八	一八	北海道立高等学校建築に関する予算外義務負担に関する議決変更の件	同
同	一九	一九	北海道立高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	二〇	二〇	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	二一	二一	北海道公安委員会及び警察署長が行ふ許可等に関する手数料条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	二二	二二	北海道農産物受検条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	二三	二三	北海道水洗便所等取締条例を廃止する条例制定の件	同
同	二四	二四	財産の取得に関する件	同
同	二五	二五	継続費の支出方法変更の件	同
同	二六	二六	財団法人北海道開拓融資保証協会に対する出資の件	同
同	二七	二七	北海道知安高等学校寄宿舎建築に関する予算外義務負担に関する件	同
同	二八	二八	北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	二九	二九	北海道職員採用競争試験受験手数料条例の一部を改正する条例制定の件	同

知事説明要旨

只今議題となりました案件の主なものにつきましてその大要を御説明申し上げます。

先づ予算案についてであります。が今回自転車競技費会計において

六千五百五十万円

を追加いたしましたのは、勝者投票券の売上額の増加に伴い既定経費の枠内においての実施が不可能となりましたのでこれが不足額を、事業収入及び前年度繰越金を見合つて措置することとした次第であります。

次に北海道知事その他の職員等の旅費等に関する特別措置条例制定のことについて申し上げます。

このことにつきましては人件費の節減に関連いたしまして、これまでの御質問に對しましても御答え申し上げたところでありましたが道財政建直しの一環として当分の間旅費につき減額支給することの特別措置を行いたいと存じここに御提案申し上げた次第であります。

次に「信用保証損失補償に関する予算外義務負担の件」について御説明申し上げます。

台風十五号による罹災中小企業者の災害復旧資金並びにデフレの重圧下における中小商工業者の冷災害の間接被害による危機を打開するための金融措置についてはかねて関係機関と折衝中のところこの度中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫からの長期資金等総額

十 億 円

の特別融資の見通しを得たのであります。

而してこれらの資金はその性質上信用保証によらざるを得ない実情にある次第でありますので北海道信用保証協会の保証により融資の促進をはかることとし本保証により同協会の受けた損失については三億円を限度とする損失補償をしようとするものであります。

この措置を行うことにより資金流動を円滑ならしめ中小企業の再建並びに維持安定に資したいと存じます。

次に「台風十五号による本道における被害漁業者等に対する資金の融通に伴う予算外義務負担の件」について申し上げます。

同	三〇	昭和二十九年台風十五号災害に因る被害者に對する道税の課税免除に関する条例制定の件	同
同	三一	地方鉄道業及び軌道業に對する事業税の減額に關する件	同
同	三二	北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三三	白老郡白老村沙流郡平取村、上川郡永山村及び上川郡神楽村を町とする件	原案可決 一〇、二五
同	三四	公有水面埋立地の編入処分に関する件	原案可決 一一、一八
一一、一	三五	昭和二十九年北海道自転車競技費歳入歳出追加予算	原案可決 一一、一八
同	三六	北海道知事その他の職員等の旅費等に関する特別措置条例制定の件	原案可決 一一、一八
同	三七	信用保証損失補償に関する予算外義務負担の件	同
同	三八	台風十五号による本道における被害漁業者等に対する資金の融通に伴う予算外義務負担の件	同
同	三九	昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による被害漁業者等に対する資金の融通に伴う予算外義務負担の件	同
同	四〇	北海道恩給条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四一	北海道恩給条例臨時特例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四二	北海道改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四三	磯谷郡南尻別村を町とする件	同
一一、四	四四	北海道職員の定数条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四五	北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例制定の件	同

越」と変更することについて別途申請の出ておりますことを申し添えておきます。
 以上は今回提出いたしました案件のうちその主なものについてその概要を御説明
 申上げた次第でありますがお詳細については御質問に応じ私又は参事員から御答
 弁申し上げたいと存じます。
 よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

○十一月二日 午前十一時二十七分開議、諸般の報告の後、日程に入
 り、日程第一、議案第一号乃至第三十二号、第三十四号、第三十六号
 乃至第四十三号、報告第一号乃至第四号を議題に供し、前日に引続き
 代表質疑を行い、川人議員（社右）より、(1)冷害対策特に種穀確保、
 救農事業、営農資金融資問題及び災害特別立法の問題について、(2)農
 地開墾公社問題に対する知事の態度について、(3)道職員並びに学校職
 員の人件費削減問題について、(4)汚職事件の統廃と監察長制度の廃止
 ついて、(5)台風十五号による道有林及び国有林の風倒木処理問題につ
 いて、(6)新生活建設運動の推進について、(7)青少年不良化防止対策及
 び道警の防犯対策について、(8)冷害凶作による欠食児童対策につい
 て、(9)定時制高校専任教師の増員問題について質疑、知事、道警総務
 部長、教育長より答弁、午後零時四十六分、一旦休憩。
 午後二時五十分再開、通告による一般質疑に入り、吉田（豊）議員（自）
 より、(1)失業対策事業について、(2)学校教員の結核休職問題並びに結
 核対策について質疑、知事より答弁、次に三室議員（自）より、知事
 の政治責任について特に、(1)綱紀肅正問題、(2)人事管理問題、(3)非民
 主的行政、(4)税行政問題、(5)一般財政問題、(6)政治道德等の観点より
 質疑、知事より答弁、三室議員より、希望退職に関連して再質疑、知
 事の答弁あつて、午後三時五十六分散会。

○十一月四日 午前十一時三十七分開議、諸般の報告の後、日程に追加
 し、議案第四十四号乃至第四十六号を一括議題に供し、知事より提案

同	六二	北海道起債議決変更の件	一、一八 原案可決
---	----	-------------	--------------

報 告			
提出月日	番 號	件 名	議事経過
一〇、二五	一	専決処分報告の件	一、一八 承認議決
同	二	専決処分報告の件	同
同	三	専決処分報告の件	同
同	四	専決処分報告の件	同

議員から提出のあつた案件
意見案

提出月日	番 號	件 名	議事経過
一〇、二九	一	室蘭工業大学に機械工学科設置に関する意見書	一〇、二九 原案可決
一一、五	二	以西底曳漁業者の北洋進出に対し反対要望に関する意見書	一一、五 原案可決
同	三	カムチャツカ西海域漁場出漁要望に関する意見書	同
同	四	北海道漁港の整備促進に関する要望意見書	同
一一、一二	五	失業対策事業労働者の冬季加給金に対する国庫補助要望に関する意見書	一一、一二 原案可決
同	六	越年又は夏季における失業対策事業就労者に対する賃金増給措置に替る制度確立に関する意見書	同

理由の説明があつて前日に引続き一般質疑を行い、林議員（協俱）より、(1)台風十五号による森林被害に対する治山治水対策について、(2)年末給与の早期決定と道職員並びに学校職員の年末闘争の未然防止について質疑、知事、教育長より答弁、林議員より、年末闘争の未然防止について再質疑、知事より答弁あつて、午後零時三十三分休憩。

午後二時十八分再会、予め時間延長、福島議員（自）より、(1)岩内町大火に対する住宅建設対策並びに教育、衛生対策等について、(2)十八年度決算の提出時期について、(3)立場利用による汚職の巧妙性の問題並びに汚職関係者の希望退職について、(4)日鋼争議解決の対策について質疑、知事、監察長より答弁、福島議員より綱紀肅正並びに日鋼争議の問題について再質疑、知事より答弁あつて、次に天谷議員（協俱）より、(1)冷害凶作の実態把握と知事の対策について、(2)冷害の恒久対策としてビート工場誘致、試験研究機関の整備、産業気象施設の整備等による寒冷単作地帯に対する北方農業の確立方策について質疑、知事より答弁、次に新川議員（労）より、警察関係の質疑を留保の上、(1)黄麥米配給問題と知事の態度について、(2)日雇労働者に対する失業対策と年末手当について、(3)石炭手当の免税問題について、(4)議案第三十六号についての人事委員会の意見書に対する態度について質疑、知事、副知事（西川）、人事委員会委員長より答弁、新川議員より黄麥米に対する道の検査について再質疑並びに先に留保の警察関係について、(1)札幌方面本部警備課長の異動問題、(2)警官による思想調査及び教育に対する警察力の介入問題、(3)市の公安条例の存置問題について質疑、警察本部長より答弁、新川議員より再質疑、警察本部長より答弁、民生部長より黄麥米検査の問題について答弁あつて、午後四時五十五分散会。

知事説明要旨

只今提案になりました案件について御説明申し上げたいと存じます。

一、一二	七	国立伝賃研究所設置促進方に関する意見書	一、一二
一、一三	八	中国抑留者の全面的送還促進及び戦傷病没者遺骨交換等に関する要望意見書	一、一三
同	九	北緯四十七度以南さけ、ます流網漁業対策に関する意見書	同
同	一〇	開拓地における後進地区の営農振興対策に関する意見書	同
一、一六	一一	函館ドック株式会社に対し青函連絡新造船及び修理第十次計画造船追加並びに第十一次計画造船等割当要望に関する意見書	一、一六
同	一二	へき地教育振興法に基づく予算増加配分に関する要望意見書	同
同	一三	公立学校共済組合病院設置に関する要望意見書	同
一、一七	一四	生活保護費国庫負担金の交付に関する意見書	一、一八
同	一五	石油資源開発促進に関する意見書	同
同	一六	石炭手当に対する免税措置促進に関する意見書	同

請願、陳情

① 第三回定例道議会において、各常任委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書 番號	件名	請願者	付託 委員会	審査 結果
161	浜益村字送毛に道立診療所設置の件	浜益村長 星野 菊太郎 外一名 衛生 採 扱	保健衛生	採 扱

先づ北海道職員定数条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本条例の改正は、高等学校定時制課程における専任教員三十八名を増員し、特に充足を必要とみとめられます学校にこれを配置し、勤労青年に対する教育の充実を図ろうとするものであります。

次に道議会議員の定数に関する条例改正並びに選挙区の特例に関する条例制定のことについて申し上げます。

本年七月一日に赤平、江別、紋別、士別の四市が誕生いたしました。

道議会議員の選挙区は、公職選挙法の原則としてはそれぞれの市が独立の選挙区となるのでありますが、町村合併促進法におきましては、次の一般選挙により選出される議員の任期が満了するまでの間に限り、従前のままの選挙区とすることができることとなっております。

そこでこの四市について考察いたしますと赤平市のみ現在人口が五万四千五十七人で北海道議会の議員一人当りの基準人口四万六千八百八十八人を上廻っており、且つ、九月二十日以降市の基準人口が五万人に引上げられましたので、改正地方自治法と公職選挙法との関係から考えましても、将来単独の選挙区となるべきことが確定しており、且つは、地元の熱望の次第もありますので、赤平市は原則に則り単一の選挙区とし、他の三市につきましては、町村合併促進法の規定を適用して次の一般選挙によつて選出される議員の任期に限り、従前の区域によることといたした次第であります。

以上は今回提出いたしました案件の概要について御説明申し上げた次第であります。なお詳細につきましては、御質問に応じ私又は参事員から御答え申し上げます。

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

七月五日

午後零時四十八分開議、諸般の報告の後、日程第一について昨日に引続き一般質疑に入り、まず昨日の新川議員（労）の質疑に対し、警察本部長より公安条例存廃の点について補足答弁があり、次に西村議員（社左）より、(1)日鋼争議に対する警察の不当介入問題、特に立入禁止区域の立入許可の法的解釈について、(2)現職警察官による思想調査問題、(3)土地改良課小林係長の汚職事件に関連して土地改

177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163
千歳町所在ママチ川改修工事施行の件	真狩村に季節労働者等の緊急失業対策事業施行の件	昆布森村所在村道深山線を道々昇格の件	三石町所在町道歌留線及び島舞本桐線を道々昇格の件	昆布森村所在チヨロベツ川を道費河川昇格の件	道南地方の冬季交通確保（除雪）対策の件	縫製被服業者育成の件	釧路市に航空港設置促進の件	常呂川第一堰堤築堤工事道営災害復旧工事として施行の件	石狩町志美地区道管かんがい施設維持に對し道費助成の件	件 簡易宿泊所の上白石地区設置反対の件	北海道整肢学院の施設拡充の件	教育費追加予算措置の件	浦河保健所管内支所を管内保健所に昇格の件	札幌医科大学並びに北海道大学に公衆衛生学講座設置の件
千歳町長 山崎友吉 土木探	真狩村長 田端 外一名元労働 査	昆布森村長 高橋 睦 同	三石町長 広田 外一名 睦 同	昆布森村長 高橋 睦 同	対鹿部村長 棟方健太郎 睦 同	小樽市被服工業株式会社 長寿原英太郎 睦 同	釧路市長 佐熊宏平 工探	北見土地改良区理事長 合田継二 同	石狩花坪土地改良区 志美代表 林政勝 農地開同	札幌市上白石二区 外一名 敬藏 同	北海道都市教育委員会連絡 協議会々々長 錦戸善一郎 文教探	北海道都市教育委員会連絡 協議会々々長 錦戸善一郎 文教探	静内町長 貝田信二 同	北海道保健所会々々長 山田大秋 同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

良協同組合連合会が関係した農地買収及びこれの転売問題についてその内容、事実の有無、調査の経過、監督の責任、農地の復元等について質疑、警察本部長、副知事（野口）、農地開拓部長より答弁、西村議員より再質疑、警察本部長、農業協同組合課長より答弁、立入許可の問題、土改連の問題について、本部長、農業協同組合課長に対し更に二回に亘つて質疑があつて、次に旭議員（自）より、赤平市外三市設置に伴う北海道議會議員の選挙区の問題について質疑、副知事（野口）、総務部長より答弁、旭議員より再質疑、総務部長より答弁があつて、西田（信）議員（自）より、旭議員の質疑に關連質疑の発言があつたが、暫時休憩、再開後道下議員（協俱）より、日程第一の案件中予算に關係ある議案第一号乃至第十七号、第二十五号、第二十六号、第三十六号、報告第一号についてはなお慎重審査の要があると思われ、ので十七名より成る予算特別委員会を設置し、これらの議案を付託せられたい旨の動議提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、次の委員の選任を決定の上、これらの議案を付託した。

天谷平（協俱） 坂東浩一（自）
西田正一（協俱） 三室光雄（自）
四十栄助三郎（協俱） 西村武夫（社左）
宮北三七郎（協俱） 高田治郎（社左）
二瓶栄吾（協俱） 川人源市（社右）
池田信孝（自） 時田政次郎（社右）
朝倉義衛（自） 土山宇三郎（公）
福島新太郎（自） 新川輝隆（勞）
桑野秀治郎（自）

ついで議案第十八号、第十九号、第二十七号、第四十四号は文教委員会に、議案第二十号、第二十一号、第二十九号乃至第三十一号、第三十四号、第四十号、第四十一号、第四十三号、第四十五号、第四十六号は総務委員会に、議案第二十二号、第二十八号、第四十二号は農務

179	道道札幌支線の一部に簡易舗装工事施行の件	札幌村長 島良一	作士木探
180	網走市所在浦士別川切替工事継続施行の件	網走市長 吉田栄吉	同
181	山仁保健所職員の増員と諸設備充実の件	山仁保健所整備期成委員長 多田了衛	衛生事務会に付せず
182	永山村に町制施行の件	永山村長 中橋勇四郎	議会の付せず
183	南尻別村に町制施行の件	南尻別村長 小林栄三郎	同
184	平取村に町制施行の件	平取村長 平佐武一	同
185	菊西湯（仮称）開設に關する件	札幌市菊水西町十丁目外丸八二名	衛生事務会に付せず
186	十五号台風による被害倉庫復旧に對し長期融資の件	函館倉庫協会々々長 堀田秋二	同
187	網走市所在藻琴川の改修工事施行の件	網走支庁長 吉田栄吉	同
188	農業改良助長法による大豆指定試験実施の件	十勝町村会々々長 神田柳助	同
189	菜豆、小豆及び豌豆の品種改良事業実施の件	同	同
190	軌道客土事業に對し補助金交付又は融資斡旋の件	中川郡西足寄町議會議長 高橋安藏	同
191	函館市の砂糖保税倉庫活用件	函館市長 宗藤大陸	同
192	北海道室蘭工業高等学校々々改築促進の件	室蘭工業高等学校改築促進期成会長 小松次郎	同
193	教育費予算増額の件	三笠町PTA連合会々々長 杉山茂夫	同
194	門別町富川高等学校を道立移管の件	門別町長 松本末吉	同

委員会に、議案第二十三号は衛生委員会に、議案第二十四号は土木委員会に、議案第三十二号は建築委員会に、議案第三十七号は商工委員会に、議案第三十八号、第三十九号は水産委員会にそれぞれ付託の上、午後二時三十九分暫時休憩。

午後三時五十七分再開、予算特別委員坂東（浩）議員（自）の辞任を許可し、佐久間議員（自）の補充を決定の上、意見案第二号乃至第四号を一括議題に供し、坂本水産委員長（自）より趣旨弁明あつて異議なく原案可決、ついで明六日より九日まで休会について諮り、異議なくそのことに決し、午後四時二分散会。

○十一月十日 午後零時十八分開議、諸般の報告の後、高田議員（社左）より、石山中学校の同盟休校問題特に道教委の指導助言、豊平町教委との連絡、休校に対してとつた措置、解決の見通し等について緊急質問、教育次長より答弁、高田議員より再質問があつて、教育次長より答弁、ついで日程に追加し、議案第四十七号乃至第六十二号を議題に供し、副知事（西川）より、提案説明があつて、予め時間延長の後、午後零時五十分暫時休憩。

午後二時四分再開、諸般の報告の後、議案第四十七号乃至第六十二号は質疑を省略直ちに委員会付託について諮り、異議なくそのことに決し、議案第四十七号乃至第五十五号は予算特別委員会に併託、その他の議案は総務委員会に付託することに決し、ついで議事の都合により会期を十一月十一日より十三日まで三日間延長し、明十一日は休会とすることについて諮り、異議なくそのことに決して、午後二時六分散会。

210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195
函館市郊外七重浜に飛行場設置方要望の件	中小上水道敷設事業道費補助の件	冷風害による北村及び新篠津土地改良区救済対策の件	恵庭町盤尻、島松川土地地区の自衛隊演習用地買収反対の件	浜頓別町斜内に第一種漁港新設着工方要望の件	第一種漁港別漁港を第二種に昇格並に施設拡張方要望の件	帯広川改修工事施行の件	喜茂別町道上目名線留産橋の永久橋架替工事に対し補助の件	喜茂別町道オロエン線の永久橋架替工事に対し補助の件	稚内市稚内夜海線の道々昇格の件	道役河川頓別川及び宗丹川の治水工事継続施行の件	浜頓別町字仁達内二股より上振弘同道路を開発道路に指定方要望の件	芦別、赤平市所在町村道空知川右岸線を道々に昇格の件	美唄市に北海道労働会館設置の件	釧路商業高校道立移管の件	浜頓別高等学校の道立移管の件
函館市議会議長 高木直行	北海道中小上水道敷設期成会 榎山郡江差町長 谷口太一	新篠津村土地改良区 理事者 佐藤伸蔵	恵庭町盤尻島松川土地地区 住民代表 松本英利	同	浜頓別町長 佐々木熊吉 外二名	川西村長 佐々木美夫	同	喜茂別町長 菊地久治	稚内市長 西岡 誠	同	浜頓別町長 佐々木熊吉 外一名	芦別市長 中西 太次郎 外一名	美唄市長 桜井 吾勞	釧路市長 佐熊 外広一名	浜頓別町長 佐々木熊吉 外三名
同	衛生 査	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

知事説明要旨

只今議題となりました案件の主なるものにつきましてその大要を御説明申し上げます。

先づ予算案についてでありますが、今回転貸資金特別会計において

五千四百九十九万円

を追加計上いたしましたのは、過般来台風十五号に因り被害を受けた住宅の復旧資金につき中央に要請いたしておりましたところ、この程本年度緊急着工を要する市町村の災害公営住宅建設事業費に対し国庫補助金を引当として、つなぎ資金五千四百十万円が融通せられることとなりましたのでこれを岩内町外六十五市町村に対し転貸するため転貸金及びこれが利子を追加計上いたしました次第であります。

次に電気事業費特別会計において

二千五百万円

を減額し

北海道夕張川二股発電所建設事業会計において

四千 万円

を計上いたしましたのは、かねて三菱鉱業株式会社との間に交渉を進めてまいりました夕張川二股発電所建設事業につきこの度道と同社が経費を折半負担しこれが建設事業を道において実施することについて意見の一致を見ましたのでこれに関連し電気事業費特別会計において減額更正の措置を講ずるとともに新に特別会計として北海道夕張川二股発電所建設事業会計を設置しこれに所要の経費を計上いたしました次第であります、これが財源といたしましては

企 業 債

一 千 万 円

建 設 負 担 金

二 千 万 円

普通会計の繰入金

一 千 万 円

をもつて措置いたしました次第であります。

次に議案第五十一号乃至第六十号につきましては夕張川二股発電所建設事業に十二月一日より地方公営企業法の全部を適用いたしますに伴い同法の規定に基づく条例等と夕張川二股発電所の建設及び経営に関する契約案を併せ提案いたしました次第であります。

以上は今提案いたしました案件のうちその主なるものについて概要を御説明申

226	産業教育振興法に基づく共同共同練習施設建設補助の件	銭亀沢村長 蛸子兵三	外三名	同
225	北海道土地改良区連合会図作共済施設事業に対する助成増額の件	土地改良区連合会 坂本北夫	農地開墾調査	同
224	水稲の電熱温床施設に対し国庫助成方要望の件	十勝国町村会 柳田助	外四名	同
223	台風十五号による函館地方機械工場施設災害復旧対策の件	函館市万代町二九五 長宮崎省三	外二名	同
222	パチンコ許可更新期限延長方改正の件	北海道遊技場組合連合会 長野瀬信一	一 総務	同
221	日雇労働者に対する冬季割増金及び越年手当支給等に関する件	北海道一般自由労働組合 石岡貞次郎	一 労働	同
220	生活保護法適用患者及び未復旧給与法適用者に一時金支給の件	札幌市白川斎養所内日本患 者同盟北海道支部連合会 田竜太郎	一 民生	同
219	石油資源総合開発五ヶ年計画促進に關する件	石油労働組合中央委員会 加藤勇	一 工商	同
218	道所有の旧北海道馬匹組合連合会建物譲渡の件	北海道農業協同組合中央会 長稲垣源一	一 総務	同
217	教育予算増額の件	小樽市祝津小学校PTA 武田鶴蔵	一 同	同
216	教育予算増額の件	函館地方労働組合会議 長渡部豊司	一 文教	同
215	函館漁業無線局の短波無線送信機設備に対し補助の件	函館漁業協同組合 夢田金次郎	一 外一名	同
214	在留朝鮮人の基本的人権及び生活権保障措置の件	札幌市北六条西二丁目 在日朝鮮統一民主戦々北海 道委員会議長金竜文	一 総務	同
213	冷害に伴う農家に対する河川敷地内の新材払下の件	上士幌町長 鈴木泰助	一 外二名	同
212	中頓別町地内兵知安川を道費河川に昇格の件	中頓別町長 清水辰蔵	一 土木	同
211	昆布森村字オタクパンを厚岸町に編入の件	昆布森村大字仙鳳趾村字オタクパウシ 戸野泰	一 総務	同

上げた次第であります。
よろしく御審議の程御願ひ申し上げます。

○十一月十二日、午後一時二十七分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、意見案第五号及び第六号を一括議題に供し、三室労働委員長(自)より趣旨弁明があつて原案可決、次に意見案第七号を議題に供し、平野農務副委員長(自)より趣旨弁明があつて原案可決の上、午後一時三十七分散会。

○十一月十三日、午後二時二十七分開議、諸般の報告の後、会期の延長について諮り、会期を十四日より十七日まで四日間、延長することに決定、ついで日程に追加し、意見案第八号乃至第十号を一括議題に供し、まず意見案第八号について本多民生委員長(協俱)より、意見案第九号について坂本水産委員長(自)より、意見案第十号について田呂農地開拓副委員長(協俱)よりそれぞれ趣旨弁明あつて、いづれも異議なく原案通り可決、議事の都合により明後十五日は休会とするこ
ととして、午後二時三十四分散会。

○十一月十六日、午後二時三十八分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、意見案第十一号乃至第十三号を一括議題に供し、意見案第十一号について宮坂商工委委員長(協俱)より趣旨弁明、ついで林文教委員長(協俱)より意見案第十二号及び第十三号について趣旨弁明があつて、いずれも原案可決の上、午後二時四十七分散会。

○十一月十七日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、議事の都合により予め時間を延長して一旦休憩、午後十一時二十七分再開、会期を明十八日まで一日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで日程に入り、日程第一、議案第一号乃至第十七号、第

文書 表 番	陳 情 者	陳 情	件 名	文書 表 番
227	十勝土地改良区 理事 長 平 田	音更川水系かんがい用水に関する件	227	音更川水系かんがい用水に関する件
228	豊富村長 朝 日 外三名 吉 同	豊富村開拓地に救農土木事業実施の件	228	豊富村開拓地に救農土木事業実施の件
229	札幌市北八条西三丁目 日ソ新善協会札幌支部 菱 信 吉 外一名 総 務 同	日本と中ソ両国との国交回復促進に 関する件	229	日本と中ソ両国との国交回復促進に 関する件
230	札幌市高砂町 青 木 哲 雄 衛 生 同	幌加内村伝染病隔離病舎設置に対し 補助の件	230	幌加内村伝染病隔離病舎設置に対し 補助の件
231	小樽市高等理容学校設置に 対し助成 小樽理容師協同組合 西 田 広 行 同	小樽市高等理容学校設置に 対し助成の件	231	小樽市高等理容学校設置に 対し助成の件
232	千歳町長 山 崎 外二名 吉 同	千歳保健所庁舎及び公宅増新設の件	232	千歳保健所庁舎及び公宅増新設の件
233	松前町長 佐々木 外二名 豊 水 産 同	松前町漁港簡易工事施行の件	233	松前町漁港簡易工事施行の件
234	美深町長 西 尾 六 七 土 木 査 統 審	町村道美深町一幌加内間を道々に昇 格の件	234	町村道美深町一幌加内間を道々に昇 格の件
282	浜頓別町長 佐々木 熊 吉 総 務 査 統 審	浜頓別町に警察署設置の件	282	浜頓別町に警察署設置の件
283	名寄町長 佐藤 泉 三 同	名寄町一部を美深町に境界変更の件	283	名寄町一部を美深町に境界変更の件
284	帯広畜産大学後援会長 宮 坂 寿 美 雄 同	帯広畜産大学生活科学設置に対し補 助の件	284	帯広畜産大学生活科学設置に対し補 助の件
285	北海道遊興飲食納税協力会 長 立 原 耕 平 同	二十九年年度遊興飲食税減額修正の件	285	二十九年年度遊興飲食税減額修正の件
286	北海道木材協会 会 長 山 本 茂 郎 同	木材取引税一部修正の件	286	木材取引税一部修正の件
287	赤平市議会 議 長 遠 藤 勝 太 郎 同	道議会議員選挙区中赤平市の一選挙 区とするの件	287	道議会議員選挙区中赤平市の一選挙 区とするの件

二十五号、第二十六号、第三十六号、第四十七号、第五十五号及び報告第一号を議題とし、宮北予算特別委員長（協俱）より右案件についての特別委員会における審査の経過及び結果についての一部分を報告、議長より、本日の議事はこの程度に止め、明十八日午前零時五分開議し、議事日程は本日の踏襲なる旨を述べ、午後十一時五十四分散会。

○十一月十八日 午前零時二十二分開議、諸般の報告の後、議事に入り

り日程第一、議案第一号乃至第十七号、第二十五号、第二十六号、第三十六号、第四十七号、第五十号及び報告第一号を議題とし、昨日に引続き、予算特別委員長より右案件の審査の経過及び結果について継続報告があり、ついで、西田（信）委員（自）外四名より議案第一号についての少数意見の報告及び西田（信）議員（自）外二十二名提出の予算組替要求決議の動議につき、西田（信）議員（自）の趣旨弁明があつて討論に入り、西村議員（社左）より委員長報告に賛成、組替動議に反対、三筆議員（自）より、委員長報告に反対、組替動議に賛成の討論の後、立原議員（自）より西村議員（社左）の発言中、不穩当の表現があるので速記録をみて検討したいので休憩せられたい旨の動議が提出され、賛成あつて動議成立、採決の結果、起立少数で否決、通告の討論終結の宣告があつて、採決に入り、議案第一号を問題とし、予算組替要求決議の動議、委員長報告の順に起立の方法により採決を行うこととし、採決の結果、予算組替要求決議の動議は起立少数で否決、委員長報告を起立多数で可決、次に議案第一号を除く他の議案全部を一括問題とし、委員長報告のとおり原案可決に決した。

次に、日程第二、議案第十八号乃至第二十四号、第二十七号乃至第三十二号、第三十四号、第三十七号乃至第四十六号、第四十八号、第四十九号、第五十一号乃至第六十二号を議題とし、順次委員長の報告を求め、まず、議案第十八号、第十九号、第二十七号及び第四十四号

288	大津村大字釐好地区を浦幌町に合併の件	大津村字釐好 岩	井又一 総務 査	統密
289	大津村字直別を音別村に合併の件	大津別字直別 渡	辺幸之進 同	同
290	道立釧路療養所諸施設完備の件	道立釧路療養所 患者代表 竹内	菊次郎 衛生 同	同
291	齒科衛生士養成所建設促進の件	社団法人北海道齒科医師会 長 今井	金造 同	採
292	千歳高等学校校級増加の件	千歳町長 山崎	友吉 文 教 査	統密
293	長万部、沼田、増毛各高等学校の道立移管に伴う地方交付税の適正計算の件	増毛町長 東尾	淡逸 同	同
294	松前町所在歴代松前藩主並びに一族松前家靈廟修築費に對し道費補助の件	松前町歴代松前藩主菩提所 燈台代表者 石田	深蔵 同	同
295	台風十五号による教育施設復旧対策の件	留萌支庁管内文教施設災害対策委員会 長 西村	明 外五名 同	採
296	教職員の外格昇給完全実施等に關する件	赤平地区労働組合協議会 議長 伊藤	弘 同	査
297	江別、赤平、士別、紋別の四市に母子相談員配置の件	江別市長 古田	島 平 民生 同	同
298	療養所入所患者に對する救護の件（二件合併）	札幌議會 議長 斎藤	忠雄 同	同
299	附添看護制限に對する通達撤回方要望の件（二件併合）	道立北見療養所親友会 長 山本	康博 同	同
300	道立釧路國神社全員參拜実施及び遺族金庫設置の件	北海道東北ブロック協議会 代表 山形	遺族連合会 同	同
301	種苗増殖事業資金融資依頼の件	北海道生産農業協同組合連合会 会長理事 福垣	源一 農務 採	採
302	農業災害補償法による保険金内に支払の件	十勝農業共済組合 會長 大鐘	二三 同	同
303	静内町に農業試験場日高支場設置の件	静内町長 且田	信二 同	不採

条例に定める諸要件を具備しており、将来の発案についても充分期待し得るものと認められますので、こゝに提案いたしました次第であります。

なお、本件は来る十一月一日から施行することを強く要望しておりますので、よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

以上は、今回提出いたしました案件の主なものについてその大要を申し上げた次第であります。詳細につきましては御質問に應じ、私又は参事員から御答弁申し上げたいと存じます。何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

意見案第一號

(昭和29・10・30原案可決)
總務委員長 立原耕平君 提出

室蘭工業大学に機械工学科設置に関する意見書(陳情書)

一、昭和三十年度において室蘭工業大学に機械工学科を設置し、北海道教育文化の向上と産業開発の促進を期せられたい。

(理由)

北海道には、機械工学に關する大学における技術者養成機関として北海道大学工学部機械工学科があるのみであるが、定員は僅かに三十名に過ぎず、且つ本道における氣候その他の立地的惡条件のため卒業者の多くは道外に転出し、ために道内技術者は底の状況である。このことは、北海道の産業振興、特に重要國策として実施中の総合開發遂行上重大な障礙となつてゐる。

しかし、室蘭市は本邦屈指の工業都市として富士製鉄、日本製鋼所等幾多の大工場を有するのみならず、同市所在の室蘭工業大学には、その前身たる工專時代の機械科の學生実験室及び諸施設がそのまゝ現存し、これを機械工学科新設に利用することが比較的容易な現状にある。

よつて、同大学に機械工学科を設置し、定着性ある技術者の多数養成を図り、本道産業の進展を期せられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 薛 王 余 吉

内閣總理大臣	大藏大臣	文部大臣	開港庁長官	衆議院議長	参議院議長
各通					

(行政庁以外は陳情書とする。)

○十月三十日 午前十一時二十五分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、意見案第一号を議題に供し、立原總務委員長(白)より趣旨弁明あつて原案可決、ついで日程第一、議案第一号乃至第三十二号第三十四号、報告第一号乃至第四号を一括議題に供し、通告の代表質疑に入り、池戸議員(労)より、①政府施策の道財政に対する圧迫の問題、特に知事のとるべき心構えと態度、一率削減政策、財政再建整備法案と人件費、事務費、事業費の縮減問題、特別行政区問題、石狩、根釧地域の開發方式、開發後の土地所有權の問題、開發公社の必要性和外國資本の導入問題について、②経済的危機問題、特に災害の原形復旧の問題、失業対策問題、徴税問題、綱紀肅正の実態、日鋼爭議に対する警察介入問題、③知事の政治的思想の變移の問題、特に人員整理と昇給ストツプ、平和運動参加に対する態度、教員結核療養者の期間短縮問題等について質疑、午後零時四十七分休憩、午後二時再開、予め時間延長、池戸議員の質疑に対し知事、總務部長及び教育長より答弁、池戸議員より、実行予算の問題、開發公社の必要性、開發庁の実施官庁化と特別行政区の問題、人件費削減問題等について再質疑、知事より答弁があつて、次に田呂議員(協俱)を指名したが、登壇しないのでこれをとり消し、本日はこの程度とすることに於いて諮り、起立採決の結果、起立多数にてそのことに決し、午後三時四十六分散会。

○十月三十一日 午前十一時十六分開議、諸般の報告の後、質疑続行、田呂議員(協俱)より、①道財政建直し具体策、特に道税過大見積

りの措置、道債問題について、②予算削減と政策の矛盾について、③行政機構改革と希望退職の問題、特に新市誕生による支庁所管事務の減少と支庁の定員問題、伝えられる希望退職問題についての具体的内容について、④冷害及び十五号台風対策、特に再生産対策、救農事業の急速実施、開拓農家対策、家畜飼料対策及び北方農業の確立方策、岩内町の火災対策、道有林の風倒木処置方針、中小企業対策等について、⑤供米及び食糧需給の見透し、⑥北海道農地開発公社問題、特にその性格、道の出資問題、実験農場地帯農家の経営参加問題、公社の利益と農民の利益の両立問題、既存開拓農家対策について、⑦北洋漁業とソ連との漁業協定問題、⑧日鋼問題に対する警察介入についての考え方、関連して警察の検挙率、給与の実情について、⑨綱紀肅正問題、特に土地改良課事件から見た機構の改革、監察長のとつた措置等について質疑、午後零時三十分休憩、午後一時三十分再開、知事、農務部長、監察長、農地開拓部長、道警備部長、刑事部長、総務部長より答弁、田呂議員より救農事業、供米割当、人事管理問題について再質疑、知事の答弁があり、次に十一月一日より十日まで会期延長について諮り、異議なくそのことに決し、午後三時三十二分散会。

常任委員会

議会運営委員会

(第三回臨時会関係分)

○十月一日 午前十一時二十分、議長室において開議。

① 議長より、台風十五号災害発生に対し現在までにとつた措置について報告。

② 洞爺丸遭難事故による三沢議員(社左)の逝去に対し選挙区内の議員が追悼演説を行うことを了承。

③ 今次災害に対する議長のとつた措置及び災害地派遣議員の調査報告は文書をもつて報告することを了承。

④ 知事より、台風十五号被害状況及び道のとつた措置、教育長より、台風十五号による文教施設被害状況及びその措置について、それぞれ報告を聴取することに決定。

⑤ 天皇、皇后両陛下よりの今次災害に対する御下賜金について御礼言上決議を行うことを決定。

⑥ 開会劈頭、台風十五号による犠牲者に対し弔慰のため黙禱を行うことを決定、暫時休憩、午前十一時五十六分再開。

⑦ 提出議案に対する知事説明の聴取を決定、質疑並びに議案の委員会付託省略については各党で協議の上次の議運に持ち寄ること、また、

⑧ 災害復旧並びに遭難遺族に対する措置に関する要望意見書の提案取扱い方については各党協議の上次の議運に持ち寄ること、

⑨ 災害対策特別委員会の設置について各党協議すること、

⑩ 災害関係の請願、陳情は継続審査とすること、

⑪ 会期は本日一日をもつて終了とすること、

⑫ 本日の議事は、台風十五号による犠牲者に対し黙禱を行い、故三沢議員の追悼演説、知事より台風十五号災害状況及びその対策について報告、教育長より文教施設の災害状況及びその対策について報告、今次災害に対する御下賜金について御礼言上決議、知事の提案理由説明の後休憩の順序とすることに決定。

⑬ 本会議は午後一時三十分開会することとし、午後零時四十二分休憩、午後四時四十五分再開。

⑭ 質疑は行わないこと、議案は委員会付託を省略して即決とすることに決定。

参議院議長
参議院水産委員長
衆議院水産委員長

(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第三號

(昭和29・11・5 原案可決)

水産委員長 坂本与平君提出

カムチャツカ西海域漁場出漁要望に関する意見書(陳情書)

一、昭和三十年度において北海道漁民によるカムチャツカ西海域漁場のたら、さけ、ます等の漁業への出漁が実現するよう特段の配慮を願いたい。

(理由)

一、カムチャツカ西海域及びオホツク海は本道漁民の父祖伝来の漁場である。

二、昭和二十九年同漁場は、何等国家的保護を受けることなくして本道漁民の生命財産を賭けた出漁によつて再開されたものである。

三、本道沿岸資源は、道外底曳船等の入会により年歳枯渇している上に、千島及び樺太の引揚漁民の収容により漁村経済は、極度に逼迫し破滅の寸前にある。

四、本道漁民の同海域への出漁により沿岸資源の維持増進を図るとともに、本道沿岸にある水産加工遊休施設を活用して本道漁業の自立体勢を確立することが刻下の急務である。

依つて昭和三十年度においても北海道漁民によるカムチャツカ西海域漁場への出漁措置について特段の配慮を願いたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

農林大臣
水産庁長官
衆議院議長
参議院議長
衆議院水産委員長
参議院水産委員長

各通

(行政庁以外は陳情書とする)

北海道議会議長 蔭田余吉

351	十勝管内の冷害凶作対策の件	十勝町村会長 神田抑三	同	同
350	十五号台風による開拓者住宅被害に對する復旧対策の件	北海道開拓者連盟委員長 村上益太郎	同	同
349	森町字森川、中の川地区畑地かんがい末端工事を救農土木事業として施行の件	森町長 中野仁吉	同	同
348	天北原野東部農業未開発地域の開発促進方要望の件	同	同	同
347	浜頓別町区域内の開拓適地に開拓計画並びに入殖促進の件	浜頓別町長 佐々木熊一	同	同
346	冷害による開拓者救済対策の件	後志開拓者連盟委員長 伊藤藤栄一郎	同	同
345	十五号台風による被害開拓農民に對し救済対策の件	渡島地区開拓協議会長 佐藤藤太郎	同	同
344	後志地方の冷風旱害による被害対策の件	同	同	同
343	北後志地方の冷風旱害による被害農家救済対策の件	北後志農業委員会連合会長 金子源蔵	同	同
342	十五号台風及び岩内町大火災害に對する農家救済対策の件	後志町村会長 松実菱三	同	同
341	幌延村における農業災害対策の件	幌延村長 赤松満太郎	同	同
340	道立農業試験場宗谷支場整備拡充の件	同	同	同
339	浜頓別町の冷害に伴う農家救済対策の件	浜頓別町長 佐々木熊一	同	同
338	農業共済基金拠出金に對する道費補助の件	北海道農業共済組合連合会長 中山良造	同	同
337	黄粟米の配給反對の件(外に一件)	札幌市議会 議長斎藤忠雄	同	同
336	石狩支庁管内の被害農家に對する救済の件	石狩支庁管内町村会長 賀輪早三郎	同	同

意見案第四號

(昭和29・11・5原案可決)

水産委員長 坂本 与 平君提出

北海道漁港の整備促進に関する要望意見書(陳情書)

一、北海道の漁港整備を促進するため速やかに左の措置を講ぜられたい。

一、漁港法による第一次整備計画の採用漁港を早期に完成すること。

二、漁港法による第一次整備計画の追加採用予定漁港を承認し速やかに着工すること。

三、漁港災害の早期復旧を図ること。

(理由)

本道漁業経営の後進性より府県に比し、その基盤となるべき漁業諸施設は著るしい遜色を示めているが、なかんづく漁港施設において甚だしいものがある。

即ち、さきに農林省において本道漁港二二港の指定を見たるも、その中漁港としての施設を有するもの僅かに七八港に過ぎず、その他は自然のままに放置せられ、単に漁港として指定を受けたのみという状況におかれているのである。

而して農林省においては、第一次整備計画として本道漁港七港を採用し更に、昭和二十八年度において五七港の同計画追加採用の内定を見るに至つたのであるが、現在までに着工されたものは六五港であつて、その中完成したものは僅かに三港という状況である。更に、漁港災害の復旧についても遅々として進まない関係から、その被害は累増したために湖内に待避した漁船さえ損害を蒙る実情下におかれている。

依つて北海道における漁港の整備を促進するため頭書各項の実現を期せられたいというのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規程により提出する。

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
水 産 庁 長 官
北海道開発長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各 通

(行政庁以外は陳情書とする)

北海道議会議長 藤 田 余 吉

368	路線国道長万部室蘭線中静狩蛇田間 一級国道長万部室蘭線中静狩蛇田間 の平坦化要望の件	会 胆振支庁管内町村議会議長 同 荒場久米三郎 同	同
367	十五号台風及び岩内町大火災害に対 する土木施設復旧対策の件	後志町村会 松 実 菱 三 同 外七名 同	同
366	道道秩父別妹背牛停車場線の道路改 修工事施行の件	妹背牛町長 德 本 要 作 土 同 外一名 同	同
365	浜頓別町に道立保健所設置の件	浜頓別町長 佐々木 熊 吉 衛 同 生 藤 統 審	同
364	十五号台風による茅沼砦業所に対し 災害復旧資金融資斡旋の件	泊村長 石 山 勘 七 同	同
362	中小企業相談所に対する補助金増額 の件	北見地方中小企業相談所々 長 松 戸 実 同	同
361	十五号台風による函館市中小企業被 害者に対する復旧資金及び資材あつ せんの件	函館市長 宗 藤 大 一 名 陸 同 商 工 同	同
360	十五号台風による被害建築物復旧対 策の件	渡島地区開拓協議会長 佐 藤 祿 太 郎 同 同	同
359	十五号台風及び岩内町大火災害に対 する住宅対策の件	後志町村会 松 実 菱 三 同 外七名 同	同
358	公営住宅の指定並に住宅金融公庫貸 付金斡旋に関する件	雨竜郡北竜村 山 本 幸 司 建 同 外一名 同	同
357	浜頓別町の冷害に伴う農家救済土木 事業実施の件	浜頓別町長 佐々木 熊 一 名 吉 同 同	同
356	中川村の冷水害による救済土木事業 施行の件	中川村長 斎 藤 吉 平 同	同
355	十五号台風及び岩内町大火災害に対 する開拓者救済対策の件	後志町村会 松 実 菱 三 同 外七名 同	同
354	大滝村字清原開拓地区の入植促進の 件	胆振支庁管内町村議会議長 登 場 久 米 三 郎 同 同	同
353	幌延村の救済土木拡大実施による就 労対策の件	幌延村長 赤 松 満 太 郎 同	同
352	音更町の冷害による救済土木事業施 行の件	音更町長 神 田 抑 助 農 地 開 同 外八名 拓 同	同

衆議院 水産委員長
参議院 水産委員長

意見案第五號

(昭和29・11・12原案可決)

労働委員長 三 室 光 雄君提出

失業対策事業労働者の冬季加給金に対する
国庫補助要望に関する意見書(陳情書)

北海道における失業対策事業労働者の冬季加給金に対する 国庫補助措置を講ぜられるよう強く要望する。

(理由)

北海道における失業労働者は、数年来膠着化の傾向にあつたが、最近における各種産業の企業整備、中小企業の倒産、閉鎖等による大量離職者の発生、農漁村における冷水害、凶作等による失業者の発生、更には駐留軍移駐に伴う失業者の増進は失業対策事業労働者の増大を決定的なものとし、加えて一般経済のデフレ化はかかる失業情勢をいよいよ深刻にしている。

かかる情勢下において事業主体は従来よりその逼迫した財政事情のうちでなし得る限りの失業労働者の吸収増加及び賃金の増額等により多額の経費を単独にて負担の余儀ない状況にあつたが、今や地方財政事情はいよいよ窮迫を極め既にこの種の負担は困難を来たしている現状にある。

よつて国においては、冬季間生活費が増進する本道の特殊性を考慮の上賃金の増給措置として冬季加給金を認め、これを国庫補助の対象にせられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣
労働大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長

各通

(行政庁以外は陳情書とする)

384	十五号台風及び岩内町大火災害に対する林業被害対策の件	後志町村会長 松 実 菱三 同 外七名	同
383	中川村の冷水害による被害農家に対し薪炭原木払下の件	中川村長 斎 藤 吉 平 同	同
382	石狩支庁管内の台風による国有林倒木払下の件	石狩支庁管内町村会長 篠 輪 早三郎 同	同
381	北後志地方の冷風旱害による被害農家に對し国有林払下の件	北後志地方農業委員会連合会長 金子 源 藏 林 務 同	同
380	十五号台風による被害開拓農民に對し生活資金交付の件	渡島地区開拓協議会会長 佐 藤 録太郎 同	同
379	冷風害による開拓困難者に扶助料交付の件	後志開拓者連盟委員長 伊 藤 栄一郎 同 外一名	同
378	中川村の冷水害による生活困難者に対する援護措置の件	中川村長 斎 藤 吉 平 同	同
377	十五号台風及び岩内町大火災害に対する民生安定対策の件	後志町村会長 松 実 菱三 同 外七名	同
376	幌延村の災害による生活困難者救済対策の件	幌延村長 赤 松 満太郎 民生 同	同
375	十五号台風及び岩内町大火災害に対する文教施設復旧対策の件	後志町村会長 松 実 菱三 同 外七名	同
374	危険校舎改築に対する国庫補助金枠増額の件	胆振支庁管内町村議長会長 荏 場 久米三郎 同	同
373	旭川市道立高等学校及び盲聾学校の改善充実対策の件	旭川市PTA連合会長 中 村 隆 哉 文 教 同	同
372	漁業法の一部改正の件	釧路市旭町四番地 坂 上 新 吾 同 外八十六名	同
371	十五号台風及び岩内町大火災害に対する水産施設復旧対策の件	同 水 産 同	同
370	十五号台風及び岩内町大火災害による労働対策の件	後志町村会長 松 実 菱三 同 外七名	同
369	十五号台風による被害開拓農民に對し救済土木事業の実施の件	渡島地区開拓協議会長 佐 藤 禄太郎 農地開 拓 同 査 統 審	同

越年又は夏季における失業対策事業就労者 に対する賃金増給措置に替る制度確立に關 する意見書(陳情書)

失業対策事業就労者に対する越年又は夏季における手当を一時的な賃金増給によつて処理することなく全額国庫負担をもつて支給上の制度確立するよう強く要望する。

(理由)

政府は従来より失業対策事業就労者の越年又は夏季手当の要求に対し理論的にも曖昧な賃金増給の措置により各事業主体に対し数日分の増給を指示しているが、この増給の本質は現実には手当に替るものであることは明らかであり、現下の失業対策事業の実情から考察して根本的に制度そのものを改革すべきものであると認められる。

即ちこの賃金増給措置は政府が単独に三日乃至五日分と決定しているが、事業主体によつては更に増給の余儀なきに至る向もあり事業主体の負担は益々増額されることも予測され、洵に不安定な状態におかれている。

しかも緊急失業対策法の制定当時とは客観状況を異にし失業対策事業就労者の生活安定上越年又は夏季等の対策は不可避の現状である。

よつて国においては失業対策事業就労者の越年又は夏季における賃金増給支給上の制度を確立するとともに全額国庫負担をもつて支給する措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田余吉

内閣総理大臣

労働大臣

大蔵大臣

衆議院議長

参議院議長

各通

(行政庁以外は陳情書とする)

400	件十五号台風被害に対する財政措置の	岩見沢市長職務代理 由田正雄 外二名	同
399	渡島管内の災害による罹災農家の課 税減免措置の件	渡島農業災害対策委員会 北田堅吉 同	同
398	件合風十五号災害に対する財政対策の	道南生産農業協同組合連合 会会長 塩田重太郎 同	同
397	等石狩開拓地区の災害による利子減免 の件	石狩開拓協議会 会長 藤喜一 外七〇名 同	同
396	台風十五号による農家災害対策の件	道南生産農業協同組合連合 会 北田堅吉 同	同
395	渡島管内の災害による被害農家救済 対策の件	渡島農業災害対策委員会 北田堅吉 同	同
394	十五号台風による被害農家救済対策 の件	同	同
393	件冷害風害による被害農家救済対策の	岩見沢市長職務代理者 助役 由田正雄 外二名	同
392	件冷害による救農土地改良事業施行の	岩見沢市長職務代理者 助役 由田正雄 同	同
391	渡島管内の災害による開拓者救済対 策の件	渡島農業災害対策委員会 北田堅吉 同	同
390	冷害による開拓農家救済対策の件	根室開拓地区協議会 下山武志 同	同
389	台風十五号による農業災害対策の件	道南生産農業協同組合連合 会々々長 塩田重太郎 同	同
388	石狩地区開拓者の災害による救済対 策の件	石狩開拓連合協議会々々長 藤喜一 外七〇名 同	同
387	渡島管内の災害復旧資材及び薪炭材 払下の件	渡島農業災害対策委員会 北田堅吉 同	同
386	件合風十五号災害に対する林業対策の	道南生産農業協同組合連合 会会長 塩田重太郎 同	同
385	石狩開拓地区の耕地防風林及び屋敷 林造成の件	石狩開拓連合協議会会長 藤喜一 外七〇名 同	同

農務委員長 宮 本 仙 松君提出

國立伝貧研究所設置促進方に関する意見書(陳情書)

一、北海道のみならず全国的被害の甚大な馬の伝染性貧血症の根本的解決策として病源体の究明予防、治療方法の発見による完全撲滅を期するため、これが試験研究機関として全国の科学者を動員し委託研究をなし得る機構の国立伝貧研究所を設置されるよう強く要望する。

(理由)

本道における馬の伝染性貧血症は、連年相当数の発生摘発を見、法令に基づき殺処分せられるため畜産資源地たる本道の産業経済に及ぼす影響は極めて大なるものがある。

現在、国においては本病の予防対策として、家畜伝染病予防法に基づき、本病撲滅五ヶ年計画を樹立し、家畜保健衛生所の整備拡充等の施策を講じ、本道においても国の一貫した計画に基づき着々その防疫効果を挙げ、患者の數も逐年減少しつつあるが、病源体の解明に至らない今日、患者の早期発見、殺処分を主とする防疫対策のみをもつては、本病の完全撲滅を期することは不可能である。

従つて、本病に対する予防接種、治療等の方法を解明し、更に研究を推進し得る態勢の確立を図ることが喫緊の要務とするところである。

然る時において、日本中央競馬会法の制定を見、その国庫納付金の一部を本病の試験研究施設に要する経費に充当する途が開かれたことは、前途に光明をもたらしたものであり、誠に喜びに堪えない。

依つて国におかれては、本道の産業経済に重大影響を及ぼす本病の完全撲滅を期するため、全国の科学技術者を動員し、且つ委託研究をもなし得る機構の国立伝貧研究所を速かに設置されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣

農林大臣
大藏大臣
各通

416	錫輸出制限に対する中止方要望の件	函館海産商同業組合長 熊倉保次	商工	査統審
415	台風十五号による林業対策の件	同	林務	同
414	台風十五号による水産災害対策の件	同	水産	同
413	台風十五号による災害対策の件	目高災害対策本部長 磯 同	同	同
412	釧路地区冷害に伴う牧農土木事業並びに草地改良助成の件	同	拓農地開	同
411	釧路地区冷害対策の件	釧路家畜農協同組合連合会 二瓶 栄 外二名	同	同
410	台風十五号による農家対策の件	同	農務	同
409	台風十五号災害に対する民生安定対策の件	同	民生	同
408	台風十五号災害に対する財政対策の件	目高災害対策本部長 磯 同	同	同
407	台風十五号による漁業災害対策の件	北海道漁業協同組合連合会 長 安 藤 孝 俊	水産	同
406	十五号台風による住宅建築資金の件	同	建築	同
405	冷風害には救農土木事業施行の件	岩見沢市長職務代理者 山田 正 雄	土木	採扱
404	台風十五号災害に伴う失対事業実施の件	同	労働	査統審
403	台風十五号災害による生活困窮農家対策の件	道南生産農業協同組合連合会 理事長 塩田 重太郎	同	同
402	渡島管内の被害農家に対し生活保護法適用の件	渡島農業災害対策委員会 委員長 北田 堅吉	同	同
401	十五号台風による災害復旧対策の件	同	民生	同

(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第八號

(昭和29・11・13原案採決)
民生委員長 本多吉 江君提出

中国抑留者の全面的送還促進及び戦傷病死者遺骨交換等に関する要望意見書(陳情書)

一、中国抑留者の全面的送還促進及び戦傷病死者遺骨交換等に関する左の各項について実現措置を講ぜられたい。

一、中国残留邦人の全面的送還促進について中国政府に対し要請されたこと。

二、中国抑留者留守家族の面会渡航に対し便宜措置を講ぜられたいこと。

三、日、中相互間における戦傷病死者の遺骨送還措置を講ぜられたいこと。

(理由)

一、終戦後九年余を経過した今日、尙遠く異境の地に抑留され、忍従の生活を余儀なくされている同胞は相当数を算え、一方その留守家族においては生活苦と闘いつつ、生死不明のままにありながらひたすら帰還の日を待ちわびている。

而して今次中国赤十字代表李徳全女史一行の訪日に当り、中国残留邦人は約八千名ありこれら残留者中帰国希望者に対しては援助便宜の措置を図る旨言明を得ているので、政府においては、中国残留邦人の全面的送還促進について強く要請願いたいのである。

二、今次、李徳全女史一行の訪日に当り、中国抑留者日本人留守家族の面会渡航に対しても極力便宜援助を講ずる旨の言明を得、留守家族に対する大きな朗報として反響を与えている処であるが、この場合政府においては、中国赤十字社の意を了とせられ、面会渡航に対するあらゆる利便措置を図られたいのである。

三、日、中両国の戦争犠牲者として戦時及び戦後を通じ、戦傷病死者の数は相当数に達しているが、これら遺骨の多くは、異境の地に放置されている実情にあるので、政府においては日、中相互の遺骨交換の措置を要請し、これら遺霊の冥福を図られたいのである。

432	北海道立農業協同組合講習所寄宿舎新築の件	北海道立農業協同組合講習所同窓会長 宮本平八郎	農務同
431	月形町所在須部郡川河川災害復旧工事促進の件	月形町長 狩野盛秀 外一名同	同
430	沼田町字東予多度志間雨竜川に東予橋架設の件	沼田町長 青陽 松太郎 土木探 沢	同
429	身体障害者の更生施設充実の件	北海道身体障害者福祉協会 民生 査	同
428	株式会社ウロコ製作所の復興長期資金融資の件	函館市追分町七十五 株式会社ウロコ製作所 岡本貞児 商工同	同
427	北海道及び東北地方における農業氣象業務の拡充強化方要望の件	北海道農業共済組合連合会 農務同	同
426	鬼鹿漁港整備拡張工事施行の件	鬼鹿村長 堤 金次郎 同	同
425	北海道漁業公社の二船回を昭和三十年度に北洋出漁の件	株式会社北海道漁業公社 社長 栗林徳一 同	同
424	漁港整備促進の件	北海道漁港協会 坂本 角太郎 同	同
423	北緯四七度以南の鮭鱒流網漁業に対する漁場拡張等の件	全国鮭鱒流網業組合連合会 岩田留吉 同	同
422	するめ輸出促進に関する件	北海道漁業協同組合連合会 水産 査	同
421	士別市西士別道有林を開拓地に指定の件	士別市長 三浦 外一名 同	同
420	十勝管内の冷害対策用雑穀不足種子供給資金に対し融資の件	十勝農業協同組合連合会 農務同	同
419	商工業者に対する災害復旧金融対策の件	北海道商工会議所連合会 一商工 探	同
418	常盤村村道篠島停車場線を道々に昇格の件	常盤村長 渡辺 順一 土木 探	同
417	以西底曳漁業者の北洋進出反対の件	北洋漁業協同組合 理事 渡辺 照平 水産 探	同

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣
厚生大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長

各 通

(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第九號

(昭和29・11・13原案可決)

水産委員長・坂 本 与 平君提出

北緯四十七度以南さけ、ます、流網漁業対策に関する意見書(陳情書)

一、北緯四十七度以南さけ、ます流網漁業の経営安定を図るため、小型漁船の大型化と操業区域の拡張について特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

北緯四十七度以南さけ、ます流網漁業に従事する漁船は、現在総隻数千八百余隻に達し、北海道における重要漁業であるが、最近においては漁場位置の変化並びに漁船規模の弱小等に起因し、その経営は極めて不安定な様相を呈しつつある。

即ち近年さけ、ますの重要漁場は次第に沖合へ形成され、且つ早期に北方に移行する傾向にあるため、小型漁船による効果的操業は甚だ困難となり、殊に本年五月暴風災害において一大惨事を惹起した如く、小型漁船による操業は最近とみにその安全性が危惧せられている実情である。

よつて本漁業の経営安定化を図るため、北緯四十七度以南さけ、ます流網漁業に従事する小型漁船の大型化と現行操業区域の拡張について特別の措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

448	対する道費補助増大の件	同	水産同
447	日高管内の災害による救農土木事業の件	日高町村会長 十倉 十六美	農地開同
446	農業共済掛金に対する助成又は融資の件	訓子府農業共済組合長 松浦 楠三郎	同
445	北海道農業試験場十勝支場移転に伴う現地調査実施の件	清水町長 西川 与三 外二名	農務査密
444	俱知安保健所をA級に昇格の件	俱知安保健所運営協議会 会長 先山 正蔵	衛生会に付せず
443	国民健康保険直営診療施設に対する道費補助の件	豊浦町長 正源 次作	民生同
442	奈井江高校通常課程設置の件	奈井江町長 梅津 広文	文教査密
441	台風十五号及び冷害による税減免並びに交付税増額の件	同	総務採択
440	台風十五号及び冷害による失業対策事業枠拡大の件	同	労働査密
439	台風十五号及び冷害による被害対策の件	同	拓地開同
438	台風十五号及び冷害による被害農家救済対策の件	南尻別村長 小林 栄三郎	同採択
437	北見市に製糖工場設置の件	北見市長 伊谷 半次郎 外三名	農務同
436	台風十五号及び冷害による被害農家に対し道有林私下等に関する件	南尻別村長 小林 栄三郎	同
435	利札道立公園中脊形公園整理の件	利尻郡脊形村長 江藤 次郎	林務同
434	国民健康保険に対する道費負担の件	北海道国民健康保険団体連合会 理事長 西田 信一	民生同
433	佐呂間高等学校に農業課程新設の件	佐呂間町長 船木 長一郎 外一名	文教査密

(行政庁以外は陳情書として提出する)

意見案第十號

(昭和29・11・13原案可決)

農地開拓委員長 安達徳太郎君提出

開拓地における後進地区の営農振興対策に
関する意見書(陳情書)

一、北海道における開拓後進地区の営農振興対策として、開墾建設完了地区中の営農不振地区に対し、農道改修、土地改良、用水施設、重抜根等の諸工事を全額国庫負担をもつて実施されるよう特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

戦後北海道の緊急開拓者が入植した開拓地区に対しては、当時の環境に応じそれぞれ開墾建設工事が実施され、既に事業完了地区として処理されているが、これらの地区の中には、その後の入植実施、営農の進捗につれ更らに建設工事(農道改修、土地改良、用水施設、重抜根等)を必要とする実情にあるものが相当に達している。

然るに、これらの地区は一応建設工事を完了地区として追加建設工事等に対しては補助の途なく、これがためこれらの地区は営農進展が停止し、いわゆる営農不振地区(後進地区)として甚だ悲惨な状況下に置かれている。

殊に昭和二十八年、二十九年の連続二年間の冷害凶作は開拓者の経済的困窮に拍車を加え開拓農家の疲弊はその極に達し、生産力は著しく低下している現状である。

従つて開墾建設工事を自己の負担において実施することは到底不可能な状況にあるので、開墾建設工事を完了地区中営農不振地区に対しては、その振興対策として特に農道改修、土地改良、用水施設、重抜根等の開墾建設工事を全額国庫負担をもつて実施せられるよう特別の措置を強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

② 継続審査中のもの
請 願

文書 番號	件 名	付託 委員会	審査 結果
449	災害復旧事業費未交付補助金交付の件	日高町村会長 十倉 十六美 土木	継続審査
450	北緯四十七度線以南の鮭鱒流網漁業の漁期制限に関する件	北海道鮭鱒増殖漁業協同組合 林 好二 水産	同
451	赤平市豊里地区学童対策の件	赤平市豊里地区学童対策協議会 田中 吉人 文教	同
452	小樽市失業対策費増額の件	小樽市議会 議長 辻 喜四郎 労働	同
453	小樽市における道外向鮮魚運道用貨車の増配方要望の件	同 同 商工	同
454	道々函館亀田線の路線認定延長の件	亀田村長 佐々木 善松 土木	同
455	青森連絡貨物船新造工事を函館ドック株式会社社発注方の件	函館市長 宗 藤 大陸 商工	同
456	小清水町に製糖工場設置の件	小清水町長 藤 原 教農 務同	同
137	駐留軍部隊撤退に伴う駐留軍労働者の生活安定対策の件	労働 勤探 扱	
142	留萌市に道立公共職業補導所設置の件	同 同	
14	市町村道広島一タ張間道路を道道昇格の件	土木 同	
15	糖平、三股上川間道路開さくの件	同 同	
18	町村道エベコロベツ―豊富温泉市街間路線道道昇格の件	同 同	

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
北海道議会議長 蒔 田 余 吉
各 通
(行政庁以外は陳情書として提出する)

意見案第十一號

(昭和29・11・16原案可決)
商工委員長 官 坂 寿 美 雄君提出

函館ドック株式会社に対し青森連絡新造船
及び修理第十次計画造船追加並びに第十一
次計画造船等割当要望に関する意見書(陳情書)

一、本道造船産業の維持振興並びに地方経済確立を図るため、函館ドック株式会社に
に対し、青函連絡新造船及び修理、第十次計画造船追加並びに第十一次計画造
船、国、公共企業体等政府関係機関の新造船並びに修理の相当数量を割当せられ
たい。

(理由)

政府は外航船整備拡充四ヶ年計画を設定し、海運復興の基礎を着々確立してき
たが、昭和二十九年第十次計画造船において十九隻、十五万四千四百七十総噸に
対する船主並びに造船所を決定し、さらに引続き第十次計画造船追加及び第十一
次計画造船により二十二万総噸の造船実現を企図していることであり更に台
風十五号により沈没した青函連絡船の代船建造、沈没連絡船の引揚修理の計画が
あるやに仄聞するが、第十次計画造船割当において受注もれとなつた函館ドック
株式会社は目下企業並びに雇用面において極めて重大な危機を招来することが憂
慮されている実情にある。

依つて、本道における造船産業の維持振興を図り総合開発の進展に寄与せしめ
るため、北日本唯一の大造船所として重要な存在たる函館ドック株式会社に對
し、第十次計画造船追加及び第十一次計画造船の割当による外航新造船、国及び
公共企業体等政府機関の新造船並びに修理に当り相当数量を割当せられるよう要

67	多度志原野水利組合貯水池内土砂撤去工事施行の件	同	同
77	音別原野道路を道道に昇格の件	同	同
106	前田村及び島野村地内野束川を河川法準用河川に昇格の件	同	同
115	天塩川上流区域を河川法準用河川に認定の件	同	同
129	釧勝線鉄道敷設方要望の件	同	同
140	留萌市内市道を道道に昇格の件	同	同
207	町村道を地方費道昇格の件	同	同
208	野津幌川及び小野津幌川改修工事施行の件	同	同
276	準用河川多度志川改修工事施行の件	同	同
22	上磯、大野、七飯環状線の道道昇格の件	同	不採択
38	町道手稲町星置―石狩町花畔線(仮称)を道道に昇格の件	同	同
42	町道篠路停車場線を道道に昇格の件	同	同
61	旭川市所在春光町江丹別通り巾員変更の件	同	同
62	町道清水、熊牛間道路を道道に認定の件	同	同
63	町道清水町人舞基線道路を道道に認定促進の件	同	同
71	町道沼田町恵比島―小平村字達布間を道道に移管の件	同	同

望するものであります。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣
運輸大臣
大蔵大臣
通商産業大臣
経済審議庁長官
北海道開発庁長官
北海道開発審議会会長
衆議院議長
参議院議長

各 通

(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第十二號

(昭和29・11・16原案可決)

文教委員長 林 謙 二君提出

へき地教育振興法に基づく予算増加配分に 関する要望意見書(陳情書)

一、北海道におけるへき地教育の振興を推進するため、へき地教育振興法に基づき、次の経費に対する予算増額配分につき特段の措置を要望する。

- 一、へき地小、中学校集會室の建築。
- 二、へき地小、中学校教職員宿舍の建築。
- 三、へき地勤務教職員特殊勤務手当の増額。
- 四、へき地小学校臨時教員養成施設の整備拡充。
- 五、へき地学校巡回健康管理。
- 六、通学用交通機関の購入配置。
- 七、へき地無灯学校に対する自力発電施設整備。

(理由)

北海道におけるへき地学校は、小学校において二千二百六十余校中その約四十

141	留萌市内幌糠線より小平村折真布及び本郷を経て川南に至る市町村道を道道に昇格の件	同	土木採扱
172	道道千歳山仁線中御幸橋より米国駐留軍第二基地入口に至る町道を道道に編入の件	同	同
329	町村道浅茅野豊富線を準地方費道に昇格の件	同	同
112	生活扶助による患者の救護措置の件	民生採扱	同
150	新篠津村に災害救助法適用の件	同	同
151	台風十五号による被害者救済対策の件	同	同
157	台風十五号による罹災者対策の件	同	同
224	福島高等学校に通常課程設置の件	文教同	同
246	伊達高等学校農業科施設新設の件	同	同
247	伊達高等学校女子寄宿舎新築の件	同	同
28	岩内町学校教職員定員増の件	同	同
29	永山農業高等学校実習場確保の件	同	同
41	北海道教職員互助組合設立に対し補助の件	同	同
48	帯広盲学校及び聾学校々舎建築の件	同	同
76	山部村に定時制高等学校設置の件	同	同
111	北海道江差高等学校の体育館並びに男子用便所新設の件	同	同

三%、中学校において一千二百八十余校中その約四十%を占め、これらの多くは農漁、山村、離島等のへき遠の地に散在し、文化的、経済的に劣悪な諸条件下におかれ、その教育の困難性は想像に余りあるものがある。

従つて、へき地教育の振興改善は、本道教育の振興に至大なる関係を有するものであつて本道教育振興の重点施策となつてゐる。

而して、本年第十九国会において特望のへき地教育振興法の制定を見るに至り、国がへき地教育に対するその熱意を示められたことに對し深く期待をかけてゐるのである。

よつて、本道におけるへき地教育振興を推進するため、頭書各項の予算増額配分措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣
文部大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長

各 道
(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第十三號

(昭和29・11・16原案可決)
文教委員長 林 謙 二君提出

公立学校共済組合病院設置に関する要望

見書(陳情書)

一、教職員の健康を保全し、治療の徹底を期するため公立学校共済組合病院を北海道に建設されたい。

(理由)

北海道は戦後我国未開發資源地帯最大の宝庫とし、国策を以つて総合開發が推進されつつあるが、これが基本となる教育關係に尽瘁する教職員は、寒冷積雪の氣候に加え、広大なるへき地に挺身してゐる關係から、文化、交通、医療機關等に最も恵まれない環境に置かれてゐる。

35	154	158	153	156	148	143	505	473	159	149	133	130	105	160	135
広尾町宇尾調津字農似市街地に道立診療所設置の件	台風十五号による町村財政特別措置の件	台風による小学校災害復旧の件	台風十五号による室蘭栄高等学校々舎及び教員住宅被害復旧の件	台風による農業被害復旧対策の件	乳牛導入資金に対する融資の件	笹の開花枯凋現象に対する飼料対策の件	釧路村上別保地区国有林を開拓地として選定の件	土地改良事業に対する助成の件	台風第十五号による開拓農家被害対策の件	冷害に伴う新開田地区の救済対策の件	農業土木技術員設置助成の件	開拓診療所設置の件	小規模畑地かんがい事業を道営事業として実施の件	台風による水産關係被害復旧の件	機船底曳網漁業の法定禁止区域拡大の件
衛生同	総務同	同同	文教同	同同	同同	農務同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	農地開拓同	同同	水産同

十三億九千六百万余万円と算定し、これに必要な国庫負担金の交付方針を了承したのであるが、年度当初において二十八年度国家予算の不足により、医療扶助費一億三千六百三十余万円の繰越支払を見るに至り、更にその後において、デフレ経済の進行に伴い各種産業の企業整備、中小企業の倒産、閉鎖に加え農漁村における前年の凶作、不漁等により、本年七月における生活保護法適用状況を昨年同様に比較する場合生活扶助において、八千七百七十六人、住宅扶助において四千六百四人、教育扶助において一千五百九十人、医療扶助において一千八百五十九人が夫々増加しており、しかも九月下旬、本道全域に亘り襲来せる台風十五号の災害及び冷害凶作等により今後更に、これが対象者は増加の趨勢におかれており、本年度における生活保護費所要見込額において総額二十九億七千二百余万円を必要とする事態に立ち到つたのである。

よつて、本道における生活保護費所要見込額二十九億七千二百余万円に対する国庫負担分について完全交付の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蔭田 余吉

内閣総理大臣
厚生大臣
大蔵大臣
自治庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通

(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第十五號

(昭和29・11・18原案可決)

商工委員長 宮坂寿美雄君提出

石油資源開発促進に関する意見書(陳情書)

一、近代諸産業の原動力たる石油製品のわが国における自給度の向上を期するため広大なる地域を有する北海道の未開発油田の画期的開発について石油資源開発五ヶ年計画を三十年代より実施し得るよう強く要望する。

(理由)

71	33	32	29	496	462	38	275	268	264	261	260	240	235	234	228
学校教職員定員増に関する件	道南地方に道立図書館設置の件	小中高各学校の学級編成並びに教職員増員の件	中標津町に道立図書館分館設置の件	農林省林業試験場北海道支場の土地建物及び設備譲渡の件	公民館振興助成対策の件	国民健康保険振興対策の件	白老村に災害救助法適用の件	冷害に伴う困窮農家に対し生活資金確保の件	豪雨雹被害農家に対する生活保護法適用の件	冷害に伴う生活救済措置の件	冷害に伴う農家救済措置として生活保護法適用の件	香深村の消防施設拡充に伴う助成の件	香深村火災による罹災者の仮設住守建築の件	香深村火災による罹災者の生業資金貸付の件	臨糞中の生活扶助患者に対する救護措置の件
同	同	同	同	同	文	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	教	不	同	同	同	同	同	同	同	同	同
					採	採									
					扱	扱									

我が国における石油生産量は総需要量の僅か5%を産するに過ぎず多量の石油は、外国よりの輸入に依存している現状である。

従つて、国内未開発油田地域の開発を促進し石油鉱業の振興を期することは喫緊の要務であると確信する。

しかして、本道における含油層推積地帯は道西部、道中部道東に分布し、その面積約二一、〇〇〇平方杆にも及び広大なる未開発油田を有している。若しこれが画期的開発を行うならば、従来の多量なる外国石油の依存度を低め、わが国石油製品の自給度を向上せしめることは明白である。

この時に当り、通商産業省においては、三十年度より石油資源総合開発五ヶ年計画を策定された事は本道における未開発油田開発に大なる希望を与えられたるものとして喜びに堪えない。

依つて政府においては、本道における未開発油田の画期的開発を行うため石油資源総合開発五ヶ年計画を三十年度より実施するよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

内閣総理大臣
通商産業大臣
大蔵大臣
経済審議庁長官
北海道開発庁長官
北海道開発局長
札幌通商産業局長
衆議院議長
参議院議長

各 通

(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第十六號

(昭和29・11・18原案可決)

議員 天谷平信 君外十四名提出

石炭手当に対する免税措置促進に関する意見書(陳情書)

一、石炭手当に対する免税について速かに立法措置を講ぜられたい。

189	噴火湾凶漁対策の件	同	同
190	春鯨漁業凶漁対策の件	同	同
179	暴風災害対策の件	同	同
176	春鯨凶漁対策促進の件	同	同
174	五月暴風雨雪漁業災害対策の件	同	同
161	手繰漁業違反操業船取締強化対策の件	同	同
160	内地底曳漁船の南千島沖合入漁反対と夜間操業夜間航行禁止の件	水産採扱	水産採扱
459	砂川町に国立工業大学設置促進の件	同	不採扱
221	教育振興対策の件	同	同
213	教育費増額予算措置の件	同	同
212	定時制教育費増額予算措置の件	同	同
171	結核教員三年休職完全実施の件	同	同
107	市町村立学校職員一般旅費増額措置の件	同	同
99	天売村に定時制高等学校設置の件	同	同
95	中学校及び高等学校通信教育予算復活の件	同	同
85	学校教職員定員増の件	文教採扱	文教採扱

(理由)

石炭手当に対する免税措置については、かねて本議会より要望を重ねつつあるが、いまだその実現を見ないのは遺憾に堪えないところである。

北海道総合開発は益々国家的重要性が認識され着々推進されつつある。

云うまでもなく我が国の最北端に位置する本道に於ては、冬期間の燃料は食糧にも等しく緊要不可欠のものであり、このため他府県に比し生計費が著しく嵩むことを緩和するために北海道勤務者に限り石炭手当が支給されているのである。

然るにこの石炭手当に対し課税が行はれる結果燃料の最低所要量を確保し得ない実状にあつて北海道総合開発の一大障害となつてゐる、政府に於ては以上の現状に鑑み、速かに北海道に勤務する公務員、公共企業体職員、民間企業の従業員等に支給される石炭手当に対しては、所得税の課税を免除されるよう速かに措置せられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蔭 田 余 吉

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治庁長官
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長
各通
(行政庁以外は陳情書とする)

常任委員会

議会運営委員会

○十一月一日 午前十一時五分、議長室において開議。

① 議案第三十五号は商工委員会に付託、本日中に議決することに決

250	249	248	247	244	500	270	267	254	253	252	168	279	239	229	226
冷害に伴う農家救済対策の件	冷害に伴う農家救済対策の件	冷害に伴う農家救済対策の件	冷害に伴う農家救済対策の件	根室地方の冷害及び旱魃に対する飼料確保対策の件	東川村所在東和土地改良区かんがい水温低下に関する件	冷害に伴う開拓者救済対策の件	冷害に伴う救済事業として農道、土地改良、開墾、建設等事業実施の件	冷害に伴う救済開拓工事実施の件	冷害に伴う農家救済措置として土地改良工事繰上促進の件	冷害に伴う農家救済対策の件	風害対策の件	台風十五号による漁船建物資金の長期貸付又は融資の件	阿寒湖ひめます孵化新設の件	噴火湾小型機船底曳網漁業全廃の件	中型機船底曳網漁業の操業区海域禁漁指定の件
同	同	同	同	農	同	同	同	同	同	同	農地開拓	同	同	同	同
同	同	同	同	務同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

② 本日の議事は、(1)追加議案の知事説明、(2)議案第三十五号の委員
会付託、(3)警察本部長の答弁の後休憩とすること。

③ 商工委員長報告の時機は委員会により議長一任とする
こと。

④ 再開後の代表質疑は二名乃至三名行うよう努力すること、本会議は午前十一時三十分より開議することとし、午前十一時十五分散会。

○十一月二日 午前十時五十七分、議長室において開議。

① 代表質疑は開議後直ちに川人委員（社右）が行うことに決定。

② 一般質疑は本日及び四日の二日間で終了すること、一般質疑は吉田(豊)(自)三室(自)舟木(社左)福島(自)若林(社右)新川(労)各議員の順に行うこと、この外に通告があつた場合は差しさむこと、本日は午後五時半頃まで行い二名乃至三名行うようにすることとし、

③ 予算特別委員会をもつこと、委員の数については各派で協議することに決定。

⑤ 本会議は午前十一時十五分より開議することとし、午前十一時四分休憩、午後零時五十分再開。

⑥ 知事より、四日二便で上京することについて上京用務を説明了解を求め、議会の進行状況とのにらみ合せについて各派で協議する。ととし、午後一時三分散会。

○十一月四日 午前十一時五分、議長室において開議。

① 一般質疑は林（協俱）福島（自）天谷（協俱）新川（労）各議員の順に行うことに決定。

② 本日の議事は、追加議案の知事説明を聴取後一般質疑に入り午前

30

中は一名終了することに決定。

- ③ 予算特別委員会の委員は十七名とし、未協議の党より異論がある場合には協議することとし、各派委員の割振りは協俱六、自由五、左社二、右社二、公正一、労農一となること、特別委員会設置の動議は協俱より提出すること。

- ④ 休憩中に議運を再開すること、本会議は五分後に開議することとし、午前十一時十分休憩、午後一時五十四分再開。

- ⑤ 西村議員（社左）より通告の一般質疑を了承。

- ⑥ 一般質疑の終了後一旦休憩すること、直ちに本会議を再開することとし、午後二時四分休憩、午後四時十一分再開。

- ⑦ 本日の本会議はこの程度で散会とし、明日引続き本会議を開くことに決し、午後四時十五分散会。

○十一月五日 午前十一時十八分、議長室において開議。

- ① 一般質疑は西村（社左）旭（自）議員で終り、質疑終了後議案を各委員会に付託し、一旦休憩、再開後水産委員会提出の意見案の審議を行うことに決定。

- ② 議案付託については別途配布の一覧表のとおり付託することに決定。

- ③ 警察本部長より申し出の昨日の質疑に対する補足答弁は、本日の質疑の前に行うこと。

- ④ 本会議は午後零時三十分より開議することとし、午前十一時三十分休憩、午後二時三十分再開。

- ⑤ 旭議員（自）の質疑に関連して申し出のあつた西田（信）議員（自）の質疑は撤回されたので予定どおり質疑を打ち切り、今後のことについては本会議休憩後協議することとし、午後二時三十三分休憩、午後三時九分再開。

- ⑥ 会期については十日に本会議をもつてその際協議することとし、

文書 表番 番	件	名	付託 委員会
③ 更に継続審査されるもの			
281	台風十五号による被害住宅復旧資金融資の件	同	同
273	台風十五号による一般住宅建設復旧資金の貸付融資の件	同	同
272	台風十五号による一般住宅建造物被害対策の件	同	同
271	台風十五号による被害住宅対策の件	建 築 同	
157	札幌医科大学に歯学部設置促進の件	衛 生 同	
206	浜頓別町斜内に第一種漁港設置着工要望の件	水 産 同	
278	台風十五号による公共建物復旧資金に対し起債又は融資の件	同	同
256	冷害に伴う町村財政救済対策の件	同	同
255	冷害に伴う農家の諸税減免措置の件	同	同
175	五月暴風雨雪罹災漁業者に対する税減免並びに徴収猶予実施の件	同	同
441	冷害による被災農家に対し諸税減免措置の件	同	同
440	冷害による村財政対策の件	同	同
439	冷害による罹災農家に対する税の減免並びに町村財政対策の件	同	同

- ⑦ 水産委員会提出の意見案三件については、委員長の趣旨弁明を行うことに決定、
- ⑧ 本日選任された予算特別委員のうちで急に公務出張者があるが、この辞任の取扱いは、前例としないこととして辞任届の提出により本会議において補充専任を行うこととし、
- ⑨ 本会議は午後三時三十分より再開に決して、午後三時十五分散会。

○十一月十日 午前十時七分、議長室において開議。

- ① 本会議における質疑に対する書面回答の早急提出方並びにこれに対する再質疑の扱い方について協議。
- ② 高田議員（社左）より通告の石山中学校の同盟休校に関する緊急質問を行うことを了承。
- ③ 本日の議事は、高田議員（社左）の緊急質問、知事の追加提出議案に対する提案理由説明の後休憩とすること、
- ④ 追加提出議案に対する質疑の有無及び会期延長の問題について各党で協議すること、
- ⑤ 本会議は正午より開議することとし、午前十一時三十分休憩、午後一時三十五分再開。
- ⑥ 追加提出議案に対する質疑は省略することに決定。
- ⑦ 会期は十三日まで三日間延長し、十一日は休会とすることに決定。
- ⑧ 本会議は午後二時再開することとし、午後一時四十五分散会。

○十一月十二日 午前十一時二十六分、議長室において開議。

- ① 児玉委員長（自）より、各委員会付託案件の審査状況について報告。
- ② 本日の本会議は、意見案第五号乃至第七号の三件を議決して散会

99	139	132	110	262	145	144	129	127	114	101	2	245	202	193	174
美幌町に製糖工場設置の件	東瀬棚高等学校の学級増並びに商業課程設置の件	組合立湧別高等学校道立移管の件	東瀬棚高等学校学級増加の件	札幌市教員の定員増加並びに全日制道立高等学校設置の件	身体障害者福祉対策の件	社会保険診療点数中一部改正に対し反対の件	遊興飲食税減額修正の件	千歳町駐留米軍の撤退に伴う事態收拾対策の件	北大医学部附属病院政策に対し助成の件	遊興飲食税減額の件	八短期大学に対する道費補助の件	旭川市立天文台整備拡充に対し道費助成の件	北海道用金属機械類発注に関する件	米駐留軍演習用地接収関係経費に対する道費助成の件	堰堤築造及び発電所建設の実現促進の件
農務	同	同	同	文教	同	民生	同	同	同	同	同	同	同	同	総務

とすることに決定。

③ 本会議は午後一時開議することとし、午前十一時三十分散会。

○十一月十三日 午後一時三十分、議長室において開議。

① 宮北予算特別委員長（協俱）、立原総務委員長（自）より、それぞれ委員会付託案件の審査状況及び見通しについて報告。

② 会期は十七日まで延長して十六日に仕上げることにし本会議を十六日に開くことに決定。

③ 本日の議事は、意見案第八号乃至第十号を議決することとし、

④ 本会議は午後二時十五分より開議することに決して、午後一時五十八分散会。

○十一月十六日 午後二時二十三分、議長室において開議。

① 児玉委員長（自）より、予算特別委員会及び総務委員会の付託案件審査状況について報告。

② 意見案第十一号乃至十三号を議決することに決定。

③ 本会議は午後二時三十分開議することとし、午後二時二十五分散会。

○十一月十七日 午後二時四十分、議長室において開議。

① 本会議は時間延長を行い、予算特別委員会及び総務委員会の付託案件審査の結論が出たとき議運を再開することとし、午後二時四十分休憩、午後十時四十分再開。

② 石炭手当に対する免税措置促進に関する決議については意見書として全員提出とすることに決定。

③ 日程第一予算特別委員会付託案件については、委員長報告の後、議案第一号を問題とし、少数意見報告、討論、採決、又その他の議案については議長より諮ること、決議案第一号を併せ行う場合は順

文書 表 番 號	陳 情	件 名	付 託 委 員 会
119		奥忠別発電所建設反対の件	商 工
160		美瑛地区農地開発かんがい工事に伴う電源開発の件	同
275		南尻別村所在尻別川下流電源開発の件	同
7		まんがん工場運転資金融資斡旋の件	同
10		辺地部落における配電設置補助金交付の件	同
94		罹災者に対する金融対策の件	同
107		雄武、枝幸発電事業に対し助成の件	同
128		千歳町駐留米軍の撤退に伴う中小企業対策の件	同
136		天北地区炭鉱危機突破対策の件	同
147		北海道電力会社における電気機器販売中止の件	同
138		広尾町を魚田開発地に指定の件	水 産
239		札幌都市計画西郊土地地区画整理反対の件	土 木
32		中小企業技能者養成事業に対し道費助成の件	労 働
33		労働基準法に基づく技能者養成に対し道費助成の件	同

序が変わるが、この取扱い方については自由党で協議する。

④ 日程第二常任委員会付託案件については、各委員長報告、議案第四十五号及び第四十六号を問題とし、修正動議の趣旨弁明、討論省略、起立による採決、その他の議案については議長より諮ることとするに決定。

⑤ 日程第三請願審査の件及び日程第四陳情審査の件は委員会決定の
とあり決すること。

⑥ 日程第五意見案第十四号乃至第十六号は趣旨弁明を省略、原案可
決とすることに決定。

⑦ 日程第六閉会中請願、陳情継続審査の件及び日程第七閉会中事務
継続審査の件は委員会報告のとおり決すること。

⑧ 会期は一日延長することとし、午後十一時十五分休憩、午後十一
時十六分再開。

⑨ 決議案第一号は予算組替要求決議に関する動議として取扱うこと
とし、

⑩ 本会議は直ちに再開することとし、午後十一時二十五分散会。

〇十一月十八日 午前零時十分、議長室において開議。

議案第一号に対する少数意見の報告及び予算組替要求決議に関する
動議の趣旨弁明は西田（信）議員（自）、委員長報告賛成討論は
西村議員（社左）、少数意見及び予算組替要求決議に関する動議に
賛成、委員長報告反対討論は三室議員（自）がそれぞれ行うことと
し、午前零時十五分散会。

総務委員会

〇十一月一日 午前十一時十五分、第三委員会において開議。

486	454	453	451	450	449	402	394	372	370	149	144	297	295	81	222
北海道大学教育学部に附属高等学校設置援助の件	函館自動車学園に補助金交付の件	公認道営水泳プール設置の件	北海道学芸大学施設拡充費に対し道費助成の件	私立中学、高等学校に対し道費補助の件	北海学園校舎建築費に対し道費助成の件	函館商科短期大学に対し助成の件	バスに対する自動車税課税標準の件	バス（自動車）税軽減に関する件	道税減免の件	事業税減免措置の件	事業税の外形標準税廃止又は減免措置の件	会計年度変更の件	十勝郡大津村及び広尾郡大樹町、忠類村の境界変更の件	函館市千代ヶ岱公園野球場建設費に対し道費補助の件	地方公共団体の債務保証の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務

立原委員長（自）より、本日提出の議案第三十五号乃至第四十三号について説明を求め、財政課長より説明、西田（信）（自）川人（社左）山内（労）各委員より、旅費減額の条例についてそれぞれ意見があり、文書課長より応答、午前十一時四十分散会。

○十一月四日 午前十一時五分、第二委員会において開議。

立原委員長（自）より、本日提出の議案第四十四号乃至第四十六号について説明を求め、総務部長、地方課長より説明、山内委員（労）より、選挙区に関する条例の公布予定について、西田（信）委員（自）より、市制施行に伴い赤平市のみ単独選挙区とした理由について質疑があり、総務部長より答弁、午前十一時二十分散会。

○十一月十日 午前十一時三十分、第一委員会において開議。

① 立原委員長（自）より、本日提出の追加案件議案第四十七号乃至第六十二号について説明を求め、夕張川二股発電事業関係の案件について電源開発本部長より説明。

② 次に稚内市の都市計画に即応する目的で行われる宗谷支庁々舎及び公宅の移転に伴う道有財産の取得並びに処分について管財課長より説明、山内委員（労）より、渡島支庁々舎建築に関する経過について質疑があり、総務部長より答弁、暫時休憩、午後三時三十分再開。

③ 次に赤平市議会議長より、赤平市を道議會議員選挙の単独選挙区とすることについて、江別市議會議員より、江別市を道議會議員選挙の単独選挙区とすることについて、常呂町長より、簡易水道事業に対する道費助成方について、それぞれ陳情を聴取。

④ 次に付託議案の審査に入り、議案第二十号、第二十一号、第二十九号、第三十号は原案可決に決し、議案第三十一号についてはなお後日審査を続行することとし、午後五時散会。

138	136	92	75	3	2	1	246	233	231	187	183	182	164	498	487
豊富村上有明部落を稚内市に編入の件	炭鉱危機突破に関する特別措置の件	浦河町に対し特別平衡交付金増額交付の件	遊興飲食税減免の件	北海道大学水産学部整備拡充に対し道費助成の件	町村合併促進に要する経費補助の件	北海道在京学生に対し道費補助の件	真駒内キャンプのゴルフ場敷地及び施設譲渡の件	香深村の特別平衡交付金増額交付の件	仕出業に対する遊興飲食税免税の件	事業税納人延滞措置の件	遊興飲食税減免の件（八件併合）	道立スポーツセンター備付ピアノ購入の件	私立学校教職員共済組合に対する道費補助の件	千島、齒舞諸島沿岸漁業再開のため日、中、ソ国交回復に関する件	留辺釜町より温根湯地区分町の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

〇十一月十三日 午前十一時二十分、第二委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第四十号、第四十一号は原案可決に決し、ついで議案第四十八号、第四十九号、第五十一号乃至第六十二号夕張川二股発電事業関係の議案を一括議題とし、電源開発本部総務課長より説明、西田（信）委員（自）より、予算組替で減額になった理由、管理者の選考と定員の問題、運営委員会の予算措置の問題、鷹泊発電所における定員の現状等について、二瓶委員（協俱）より、公営企業体の性格並びに定員措置の問題について、吉田（定）委員（協俱）より、運営委員の問題について、山内委員（労）より、議案第五十九号の労働組合に加入し得ない者の範囲については管理者のみとし、その他は労働協約で決めるのがよいと考える旨、それぞれ質疑及び意見があり、同総務課長より答弁、再び西田（信）委員（自）より、起債利子の問題について質疑があつて、暫時休憩、午後三時十二分再開。

② ついで、先の西田（信）委員（自）の質疑に対する、電源開発本部総務課長の答弁があつて、委員長より、起債利子については建設中是一般会計より企業会計に繰り入れ、その科目整理については起債確定をまつて次期議会に提出することが必要と考える旨の意見があり、また山内委員（労）より、議案第五十九号の労働組合に加入し得ない者の範囲については先の自分の意見を検討されたい旨の意見があつて、暫時休憩、午後三時三十分再開。

③ 次に議案第三十四号、第四十三号は原案可決に決し、

④ ついで議案第五十九号の労働組合に加入し得ない者の範囲に関する正誤表の提出について電源開発本部総務課長の説明を聴取、議案第四十八号、第四十九号、第五十一号乃至第六十二号は原案可決に決し、議案第三十一号、第四十五号、第四十六号については後日審査を行うこととし、

⑤ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第五百十四号、陳情第四百十

133	白井川二股ダム建設反対の件	商 工
214	後志地方に甜菜製糖工場設置の件	同
146	豊浦町に製糖工場設置の件	同
144	由仁町に甜菜製糖工場設置の件	同
368	北海道農業試験場北見支場存置の件	農 務
3	道立室蘭栄高等学校校舎改築並びに移設の件	文 教
232	香深村の隔離病舎及び病院建設費に対し補助の件	同
230	伝染病（赤痢）予防対策確立の件	同
220	道立帯広緑ヶ丘病院の病床増加並びに設備整備の件	同
184	上砂川町に隔離病舎設置の件	同
170	門別町に道立保健所設置の件	同
156	胤松閣結核療養所の運営援助措置の件	同
96	治療師（電気、指圧、手技）法制定促進要望の件	衛 生
163	獣医学会開催に対し道費補助の件	同
140	自動車税、事業税の軽減措置の件	同
139	釧路村を釧路市に合併の件	総 務

五号乃至第四百十八号、第四百三十九号乃至第四百四十一号（以上二十八年分）、第百七十五号、第二百五十五号、第二百五十六号、第二百七十八号、第三百二十八号乃至第三百三十三号、第三百九十八号、第四百号、第四百八号、第四百四十一号は採択に決し、午後四時十分散会。

〇十一月十七日 午後五時十五分、第二委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十一号地方鉄道及び軌道業に対する事業税の減額に関する件を議題とし、西田（信）委員（自）より、条例で税の減額をする場合には予算も同時に措置すべき旨の意見があり、総務部長より応答、議案第三十一号は原案可決に決し、

② 次に道議会議員の選挙区に関する議案第四十五号、第四十六号を一括議題とし、西田（信）（自）金沢（自）委員より、道議会議員の選挙区に関する先の委員会における答弁との喰違いの問題及び赤平市の単独選挙区と江別市の取扱い方について質疑があり、総務部長、地方課長より答弁、再び西田（信）委員（自）より、将来市が出来た場合の扱い方について、二瓶委員（協俱）より、江別市を合区とした扱い方及び公職選挙法による人口と選挙区の関係について、吉田（定）委員（協俱）より、議員一人当りの市と郡部の人口比率について、太田委員（社左）より、赤平市の人口について質疑があり、総務部長、地方課長より答弁、西田（信）委員（自）より、休憩の要求があつて、これに対し川人（社右）鈴木（社左）吉田（定）（協俱）二瓶（協俱）太田（社左）各委員よりそれぞれ意見があり、暫時休憩、午後七時三十四分再開。

③ ついで金沢委員（自）より、副知事（野口）に対し議案第四十五号及び第四十六号提出の最終決定はいつなされたかと質疑、副知事より答弁、金沢委員（自）より、江別市も赤平市同様単独選挙区と

61	245	242	241	167	153	152	151	150	137	73	49	48	47	495	478
漁港施設（埋立地「公共用地」及び輸送施設）に対し道費負担の件	対ソ、対中共貿易促進方に関する件	静内川の電源開発促進の件	水産加工業界不振に対する打開対策の件	室蘭における日本鋳物協会大会開催に対する助成の件	中小炭鉱に対する諸税公課、電力料金延納の件	電気料金の値上反対とその地域差撤廃並びに電源開発促進の件	薬工品販売改善の件	高炉セメント製造工場設置に対し援助の件	炭鉱危機突破に関する特別措置の件	美瑛発電所道営にて設置の件	北日本航空株式会社に対し道費出資の件	発電所建設について反対の件	神路発電所設置促進の件	奥忠別川発電所設置に関する件	新冠川の水源確保の件
水産	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

すべき旨の意見があり、委員長本案について採決の結果、議案第四十五号及び第四十六号は原案可決に決し、金沢（自）西田（自）委員は少数意見を留保し、委員長より、付託議案については全部審査を終了した旨を述べ、午後七時四十分散会。

衛生委員会

○十一月十三日 午後三時二十一分、第二委員会において開議。

金沢委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十三号は原案可決に決し、午後三時二十七分散会。

○十一月十七日 午前十一時三十分、第二委員会において開議。

金沢委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第三十五号、第三十七号、第四百十六号、第六百一十一号、第六百三十三号、第二百三十一号、陳情第五百十七号、第二百九十一号は採択、請願第六百四十四号、陳情第七十号は継続審査に決し、午後零時十五分散会。

○十一月十八日 午後二時、議長室において開議。

① 金沢委員長（自）より、ワクチン工場設置及び血液銀行建物の問題について説明を求め、薬務課長より説明、立原委員（自）より、ワクチン製造工場の設置運営と血液銀行の建物買収について、川人委員（社左）より、血液銀行の血液売買のバランスの問題、血液銀行の建物は買収よりも新築がよいと考える旨について質疑及び意見があり、薬務課長より答弁。

② 次に衛生施設の整備並びに予算折衝等のための上京委員の派遣について諮り、立原委員（自）より、総務委員会としての上京折衝の

82 植林地を農用適地として買収反対の件

農地開拓

130 足寄町大倉地区未墾地買収計画変更の件

同

42 永山村団体営畑地かんがい設備に対し道費助成の件

同

128 永山村畑地かんがい設備に対し道費助成の件

同

66 道費補助土地改良事業の予算増額並びに補助率引上げの件

同

67 道費補助土地改良事業の予算増額並びに補助率引上げの件

同

126 開拓者として適用の件

同

169 混地千拓併せて内陸運河開さく工事実施の件

同

211 遠別町字共栄地区入植促進の件

同

予定について説明、上京委員は総務、衛生相互に応援の上折衝されたい旨を述べ、上京委員に大久保副委員長（協俱）川人（社右）窪田（公）各委員、期間は十一月二十三日より十日間と決定、なお総務委員会より上京の委員と相互に応援することを申し合せ、午後二時四十五分散会。

文教委員会

○十一月五日 午後零時十三分、第二委員会において開議。

① 林委員長（協俱）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第

十八号、第十九号、第二十七号、第四十四号は原案可決に決定。

② ついで高橋委員（社右）より、定時制高校教員増員に関する年度内需要見通しについて質疑があり、これに関連して新川委員（労）より、定時制高校の学級数、教委からの増員要求数等について資料の提出要求があつて、委員長より資料の提出を要求、また本多委員（協俱）より、定時制教員の僻地優先配置方について要望があり、学校管理課長より応答。

③ 次に台風十五号による文教施設災害復旧費の国庫負擔申請について学校管理課長より説明を聴取、新川委員（労）より、冷害、台風特別委員会における文教、厚生面の中央折衝の際、議長、委員長が出向いて折衝した例がなく、二義的扱いとなつてゐるようだが、委員長よりこの点議長及び特別委員長に善処方申し入れを行われない旨の意見があり、委員長これを了承、ついで新川委員（労）より、文教関係特別立法促進に関する中央折衝の必要について意見あり、これに対し、委員長より十日の委員会で検討する旨を述べ、高橋委員（社右）より、開拓部落の生活困窮児童の給食について質疑があり、教育次長より答弁。

④ 次に僻地教育振興関係予算の中央の状況について学校教育課長より説明を聴取、午後零時五十分散会。

○十一月十日 午後二時五十五分、第二委員会において開議。

① 冒頭、室蘭工業高校々舎改築期成会長より、室蘭工業高校々舎改築促進について陳情を聴取。

② 林委員長（協俱）より、請願、陳情の審査及びその他の案件については秋山委員（協俱）の発言のように十二日に委員会を開く旨を述べ、午後三時五分散会。（散会後、渡島東部十二カ町村高等学校共同練習船建造期成会代表より、昭和三十年度における産業教育振興法に基く共同練習船の建造補助について陳情を聴取）

○十一月十二日 午後二時三十分、第三委員会において開議。

① 冒頭、赤平市助役、同教育長より、赤平市豊里鋳業所の経営不振に関連し同地区内の学童対策として、(1)高校授業料の減免、(2)児童に対する学校給食資材の無償配給、(3)中、小学校生徒、児童に対する三十年度教科書購入代金の補助等について陳情を聴取。

② 林委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、桑野委員（自）より、審査に先だつて請願第二百二十六号産業教育振興法に基く共同練習船建造補助の件に関する道教委の考え方について質疑があり、教育次長より答弁、桑野委員（自）より、船の大きさは六十トン不足であり、八十噸位が必要、また噴火湾地帯における根拠地としては白尻が適当と考えられ、実現の場合は道内業者に造らせるよう検討されたい旨の意見があり、また中野委員（社左）より、委員会運営について発言があつた後、請願、陳情は緊急を要する災害関係及び予算関係についてのみ審査を行うこととし、請願第五百十三号、第五百十八号、第六十五号、第九十三号、第二百十六号、第二百十七号、陳情第二百六十二号、第二百七十四号、第三百七十五号は採択に決定。

③ 次に井口委員（社左）より、台風災害関係中央折衝における未解決の問題及び起債の見通しについて質疑があり、教育次長より答弁、ついで新川（労）中野（社左）委員より、議事の運び方についてそれぞれ意見があつて、

④ 次に共済組合総合病院計画の経過について教育次長より説明、新川委員（労）より、本委員会としては誘致の決議をして知事及び財政当局に折衝すべき旨の意見があり、また中野委員（社左）より、病院の本道割当決定について質疑があつて、教育次長より答弁、暫時休憩（休憩中、共済組合総合病院本道誘致について協議の結果、本件を意見案として取り上げることと決定）、午後三時三十七分開。

⑤ ついで休憩中協議の事項について諮り、異議なくそのことに決し、文案は委員長一任とすることに決定、また中野（社左）本多（協俱）各委員より、誘致決定の際の設置場所の問題についてそれぞれ意見があつて、

⑥ 次に高校道立移管の問題について教育次長より説明、新川委員（労）より、道立移管計画において校舎が完成していて移管が実現していない学校の有無並びに現地調査の必要について質疑及び意見があり、教育次長より答弁、また委員長より、道立移管の現地調査については旅費等の関係もあり改めて協議する旨を述べ、

⑦ 次に中野委員（社左）より、石山中学校の問題について現状及びこれに対する教委の考え方をききたいので本問題を取り上げられた旨の発言があり、委員長より本問題について説明を求め、石山中学校舎建築場所選定問題について教育次長より説明、中野委員（社左）より、同盟休校回避に対し道教委のとつた具体的措置及び今後の見通しについて質疑があり、教育次長より答弁、中野委員（社左）より、道教委は本問題に対し、具体的斡旋の労をとるべき旨の意見があり、このことについて本多委員（協俱）と意見の交換があつて、委員長より、本問題については不当干渉に亘ることのないよう道教委として措置しうる範囲で善処方を要望。

⑧ 次に中野（社左）本多（協俱）新川（労）井口（社左）各委員より、先般の深川高校における警察の不当干渉問題等の取り上げ方についてそれぞれ意見があつて、午後四時十五分散会。

○十一月十六日 午後一時五十分、第三委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より、意見案第十三号公立学校共済組合病院設置に関する要望意見書の案文について諮り、案文のとおり異議なく決定。

② 次にへき地教育振興法に基く予算増額配分について意見案を提出

することに決し、意見案第十二号へき地教育振興法に基く予算増額配分に関する要望意見書の案文について諮り、案文のとおり決定。
③ 次に意見案に対する中央折衝及び教育施設災害復旧に対する要望等のため中央折衝を行うこととし、派遣委員の選任、日程等については委員長一任に決し、午後二時散会。

○十一月十八日 午後一時五十分、第三委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より、高校入学選抜問題について説明を求め、学校教育課長より説明、井口（社左）新川（労）中野（社左）各委員より、本問題の取扱い方についてそれぞれ意見があつて、委員長より、本問題に関し道教委の最善の努力を要望して、

② 次に高等学校道立移管の問題について学校管理課長より説明を聴取、中野委員（社左）より高校の道立移管の考え方と道財政の見通し等について桑野委員（自）より、市立よりも町村立高校の道立移管を優先して取扱うべきことについて質疑があり、学校管理課長より答弁、新川委員（労）より一応富川、留辺蘂、湧別、札幌、釧路の五カ所の現地調査を行うことについて、また中野委員（社左）より、先の道立移管五カ年計画が校舎未完のため基本原則が崩れその計画以外の学校がとりあげられる実情であり、今の説明で更に又この基本線が変更されている。これに対する教委の考え方を聴いてからでなければ委員会として現地調査はできない旨の意見があり、（関連して桑野委員（自）よりも同様意見あり）本問題については十二月初旬までに教委の考えを検討してもらい、その考えに基いて十二月六日に委員会を開き検討することに決定、午後三時十三分散会。

民生委員会

○十一月五日 午前十一時三十分、第二委員室において開議。

① 本多委員長（協俱）より、先回の委員会において決定して要請を行つた中国紅十字社の李徳全女史の来道は不可能の無電連絡があつた旨を述べ、ついで台風十五号及び冷害による生活困窮者に対する生活保護法適用の見通しについて民生部長より説明を聴取。

② 次に陳情の審査に入り、陳情第三百七十六号乃至第三百八十号、第四百一号乃至第四百三三号、第四百九号は採択に決定。

③ 次に委員長より、国保事業の災害に対する保険税の減免問題及び直営診療所に対する道費補助の年度内実施の要望を行うことについて述べ、民生部長より説明があり、

④ ついで新川委員（労）より、中国人浮屠受難者慰霊祭実行委員より陳情の申し出があるのでとりあげられたい旨の発言があつて、そのことに決し、同実行委員代表より、日本、中国間に遺骨交換に對する便宜措置について陳情を聴取、新川委員（労）より、(1)中共抑留者留守家族の中共渡航許可の問題、(2)中国戦犯者の全面的早期送還、(3)日、中相互間の遺骨交換問題の三件について意見案としてとりあげるべき旨の意見があり、これに対して林委員（協俱）より、本問題については各党に諮る関係もあり、委員会で意見案提出の可否を決めず今会期中に検討するということにしてはどうかとの意見があつて、委員長より十日までに一応文案を作成しておくこととし、それまでに各党で協議されたい旨を述べ、十日に委員会を開いて協議することとし、午後零時十分散会。

○十一月十二日 午後四時十八分、第三委員室において開議。

① 本多委員長（協俱）より、先回の委員会では各党の意見を求めておいた中国抑留者の全面的送還並びに遺骨交換等に関する意見書につ

いて協議する旨を述べ、各党の意見を求めたが別に異議なく、ついで文案については各党持ち廻りで協議し、明日の本会議に上程の手続をとることとし、

② 次に第二次中共引揚（十一月二十五日頃）の舞鶴出迎委員の派遣について諮り、二名派遣に決し、この旨議長に申し入れることとして派遣委員の人選は委員長一任に決定、ついで新川委員（労）より舞鶴出迎と兼ねて明日上程の意見書による中央折衝も行うようにされたい旨並びに岩内町その後の状況調査の必要について意見があり、委員長より、岩内町には高橋（社右）畑野（自）委員を派遣する旨を述べ、了承を求め、また中野委員（社左）より、災害対策その後の状況について理事者の説明を求めるべき旨の意見があり、今会期中にもう一度委員会を開くこととして、午後四時三十分散会。

○十一月十六日 午後三時十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、岩内町長より、その後の状況報告並びに、(1)公衆浴場設置対策、(2)簡易水道設置に対する融資問題、(3)町民税減免に対する特別交付税の増額交付等について陳情を聴取、ついで岩内町罹災者代表より、(1)生業資金の貸付措置、(2)臨時収容所に入所の罹災者に対する燃料費の助成措置、(3)井戸施設及び簡易風呂等の設置補助、(4)罹災妊産婦の援護対策等について陳情を聴取。

② 本多委員長（協俱）より、台風十五号災害に対する中央折衝の状況並びに岩内町の復旧状況、その後の対策等について説明を求め、民生部長より説明、新川委員（労）より、さき程の陳情に関し生業資金貸付、母子福祉資金の關係、生活保護費、燃料費の關係等について質疑があり、民生部長より答弁再び新川委員（労）より、生業資金の起債見通しについて、井口委員（社左）より、生業資金の既決分について質疑、応答の後、新川委員（労）より、生活保護費の確保に関する意見案提出の必要並びに復旧措置に関する台風特別委

員長に対する申し入れについて意見があり、また桑野委員（自）より、生活保護費と既決予算の關係について質疑があつて、民生部長、保護課長より答弁、井口委員（社左）より、本問題については理事者に協力して中央折衝を行うことについて検討されたい旨の意見があり、これについては意見案として提出すること、また案文は委員長一任に決定、ついでこれに關する中央折衝は舞鶴出迎の委員が歸途に行ふこととし、

③ 次に委員長より、国保診療施設に対する道費補助措置について財政課と強く折衝されたい旨の要望があり、ついで林委員（協俱）より、引揚者疎開住宅その後の状況について質疑があり、民生部長、保護課長より答弁、委員長より、本件については戸数を確保するということに進められたい旨を要望、午後三時五十五分散会。

農務委員会

○十一月八日 午前十時五十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭、清水町長より、農業試験場十勝支場移転に伴う現地調査方について陳情を聴取、ついで訓子府町長より、同様陳情を聴取。

② 宮本委員長（協俱）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十二号、第二十八号、第四十二号は原案可決、請願第四百十三号、第四百四十八号、第五百十六号、第五百八十八号、第五百八十九号、陳情第二百四十四号、第二百四十七号乃至第二百五十一号、第二百六十三号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百七十六号、第二百七十七号、第三百一号、第三百二号、第三百三十四号乃至第三百四十三号、第三百九十三号乃至第三百九十六号、第四百十号、第四百十一号、第四百二十号、第四百二十七号、第四百三十二号は採択、請願第九十九号、陳情第四百四十四号、第四百四十六号、第二百十

四号、第三百四号、第三百六十七号は継続審査、陳情第三百三号は不採択に決し、

③ 次に本年度道営競馬の成績の概要について畜産課競馬班員より説明を聴取。

④ 次に懸案となつていた北海道立家畜人工授精所条例の施行規則の制定について畜産課次長より説明、異議なくこれを承認、委員長より、運営に當つては充分配慮されたい旨の要望があり、

⑤ 次に漁業卸売市場の運営審議会委員選任に關する委員会より委員一名の推薦依頼について農業協同組合課長より説明を聴取、委員長の指名推薦により若林委員（社右）を推薦することに決定、午後一時七分散会。

○十一月十一日 午後零時四十五分、第二委員室において開議。

① 平野副委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二百二十四号、陳情第四百三十八号は採択、請願第九十九号、陳情第四百四十四号、第四百四十六号、第二百十四号、第三百四号、第四百三十七号は継続審査に決し、

② 次に農業試験場の問題については現地調査を行うこととし、

③ 次に製糖工場誘致の問題については、天谷（協俱）岡林（社左）朝日（協俱）若林（社右）堀田（自）村上（自）各委員よりそれぞれ意見があつて、小委員会を設置することに決し、委員の数は七名、人選は委員長の婦庁後協議すること、

④ また現地調査については一応十五日に出発することとし、

⑤ 次に意見案第七号国立伝食研究所設置促進方に関する意見書の案文について諮り、異議なくそのとおり決定、午後一時十五分散会。

○十一月二十七日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭、北海道農業共済組合連合会理事より、家畜共済掛金に対し

融資並びに利子補給の途を講ぜられたい旨の陳情を聴取。

② 宮本委員長（協俱）より、農業試験場拡充のため行つた現地調査の結果について報告を求め、若林委員（社左）より報告、ついで請願、陳情の審査に入り、陳情第四百四十六号は採択、請願第九十九号、陳情第四百四十四号、第四百四十六号、第二百十四号、第四百三十七号、第四百四十五号、第四百五十六号は継続審査、陳情第三百四十七号、第三百六十七号は不採択に決定、ついで網走支庁長より、訓子府町種畜場跡に農業試験場北見支場移転の件について発言があり、若林委員（社左）より、網走支庁長、訓子府町長に対して農業試験場北見支場の位置決定後の協力方について意見があり、委員長よりその実現方について要望があり、

③ 次に岡林委員（社左）より、製糖工場誘致問題について発言があり、平野副委員長（自）より先の委員会では協議した経過について説明、朝倉（自）若林（社左）大沢（自）堀田（自）各委員より、それぞれ意見があつて、本問題については後刻協議することとし、

④ 次に冷害対策関係の中央折衝の経過について農務部長より説明、天谷（協俱）若林（社左）委員より、種籾の補助単価の問題について質疑があり、農務部長より答弁。

⑤ 次に製糖工場誘致問題に関する小委員会設置については、小委員の選任について各党で協議の結果、西川（協俱）天谷（協俱）朝日（協俱）堀田（自）大沢（自）岡林（社左）若林（社右）各委員を決定、午後一時四十分散会。

〇十一月二十七日 午後一時四十三分、第三委員室において小委員会を開議。

① 西川臨時主査（協俱）より、主査互選の方法について諮つたが、臨時主査の指名によることに決し、臨時主査より、若林委員（社右）を指名、

② 若林主査（社右）より、今後の運営方針について諮り、天谷（協俱）西川（協俱）大沢（自）各委員よりそれぞれ意見があつて、主査において資料をとりまとめ、十二月十日過ぎに小委員会を開くこととし、午後一時五十分散会。

林務委員会

〇十一月十日 午前十一時四十八分、第三委員室において開議。

① 西川委員長（協俱）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第二百五十七号乃至第二百五十九号、第三百八十一号乃至第三百八十七号、第四百十五号は採択、第四百二十一号は不採択に決定。

③ 次に風倒木処理問題等に関する中央折衝の経過について林務部長より説明を聴取、若林委員（社右）より、風倒木の腐敗の問題、造板資金融資の見通し、石狩川流域等における明年の水害防止対策等について、村上委員（自）より、木材需要量と風倒木との関係について、朝倉委員（自）より、木材専用道路である雄武の道の補修実施の問題について質疑及び意見があり、林務部長より答弁。

④ 次に委員長より、山火予防につき道民の協力を要望する決議案の提出について意見を求め、岡林（社左）平野（自）天谷（協俱）若林（社右）大沢（自）各委員より、それぞれ意見があつて、委員長より、この決議案については時機をみて提出することとしたい旨を述べ、午後零時七分散会。

水産委員会

〇十一月四日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭、北海道漁業協同組合連合会常務より、するめの出荷調整について陳情を聴取。

② 坂本委員長（自）より、以西底曳漁業者の北洋漁業進出に対する反対措置要望の意見案を提出することについて諮り、舩田委員（協俱）より、以西底曳、以東底曳の境界及び本道漁船の以西地区進出の有無について、西村委員（社左）より、(1)公海の自由と漁業区域制限の考え方について、(2)銀洋丸の南洋漁業の制限について質疑があり、漁業調整課長より答弁、本問題については意見案として提出することに決し、午前十一時三十分一旦休憩、午後五時再開。

③ 次に西カムチャツカ海域漁場出漁問題について水産部長より説明を聴取、ついでカムチャツカ西海域漁場出漁要望に関する意見案を提出することに決定。

④ 次に全国鮭鱒流網漁業組合連合会代表より、北緯四十七度以南の鮭鱒流網漁業に関する漁場区域の拡張及び期間の延長等について、北海道漁業公社理事より、昭和三十年度において漁業公社より東カムチャツカに高栄丸、西カムチャツカに銀洋丸の二母船出漁方についてそれぞれ陳情を聴取、午後五時二十分散会。

○十一月五日 午後三時五分、第三委員室において開議。

坂本委員長（自）より、意見案第二号以西底曳漁業者の北洋進出に対し反対要望に関する意見書、意見案第三号カムチャツカ西海域漁場出漁要望に関する意見書、意見案第四号北海道漁港の整備促進に関する要望意見書の案文について諮り、異議はそれぞれ案文のとおり決定、ついで各意見書による中央折衝委員の派遣については委員長一任に決し、午後三時十分散会。

○十一月十日 午後一時三十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、鬼鹿村長より、鬼鹿漁港整備拡張工事の実施方について、

鮭鱒漁業協同組合代表より、北緯四十七度以南さけ、まづ流網漁業の漁期延長について陳情を聴取。

② 坂本委員長（自）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十八号、第三十九号は原案可決に決し、午後二時散会。

○十一月十三日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 坂本委員長（自）より、意見案第九号北緯四十七度以南さけ、まづ、流網漁業対策に関する意見書の案文について諮り、異議なく案文のとおり決定。

② 次に請願、陳情の審査に入り、陳情第四百二十三号は一項、二項を除いて採択、請願第二百五号、陳情第二百六号、第三百五号、第四百七号、第四百十四号、第四百十七号、第四百二十四号、第四百二十六号は採択、請願第二百十五号は不採択、陳情第四百二十二号は継続審査に決し、午前十一時三十分散会。

農地開拓委員会

○十一月六日 午前十一時十三分、第三委員室において開議。

① 安達委員長（自）より、未開墾地域開墾の問題を議題に供し、田呂副委員長（協俱）より、先般総合開発農林小委員会に出席して協議を行った本件の本委員会移管に関する経過について説明、ついで企画室長より、本問題の概要について説明、舩田委員（協俱）より、従来の開発方式の欠陥、開発公社設立による開発進展の見通し、開発庁の実施官庁化の問題、世界銀行より融資の方式、公社に対する政府投資の見通し、公社と入植者との関係及び農地配分の問題等について、岡田委員（社右）より、今後の開発様式の問題、公社と従業員の関係及び公社の性格、道の資本参加の問題、地区別開

発の長短等について、笠井委員（社右）より、公社経営の問題、本問題の今後の取扱ひ方等について質疑及び意見があり、企画室長、農地開拓部長より答弁、暫時休憩、（休憩中、恵庭町代表より、島松地域を自衛隊演習場として買収反対について陳情を聴取）、午後二時二十分再開。

② 舛田委員（協俱）より、休憩中の陳情に関連して恵庭町地区買収問題の経緯について質疑があり、農地開拓部長より答弁、西村委員（社左）より、次期委員会に全道の接収問題を取り上げられたい旨の意見があり、また田呂副委員長（協俱）より、本件及び全道的接収問題に関する折衝経過等の資料提出要求があつて、委員長より、西村委員（社左）田呂副委員長（協俱）の発言を了承の旨を述べ、資料の提出を要求、暫時休憩、（休憩中、西村委員（社左）より、恵庭町におけるタンカル割当不正問題について説明を求め、石狩支庁係員より説明を聴取、農地開拓部長に対し本問題の真相を究明の上報告されたい旨を要望）、午後三時再開。

③ 委員長より、農地開拓部職員的不正事件に関し協議会形式をもつて協議を行う旨を述べ、暫時休憩。

④ 休憩中協議会を開き、各委員より農地開拓部職員的不正事件に関し、土地改良区連合会の目的、機構、土地連に対する国及び道よりの補助並びに融資の方法、土地連に対する道の指導及び監督、監査、農地開拓部の土地改良事務の機構等について質疑があり、農地開拓部長、土地改良課長より答弁があつて協議会を閉じ、午後四時二十八分委員会を再開、直ちに散会。

○十一月十三日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

① 安達委員長（自）より、意見案第十号開拓地における後進地区の営農振興対策に関する意見書の案文について諮り、異議なく案文のとおり決定。

② 次に陳情の審査に入り、陳情第三百八十八号乃至第三百九十二号第三百九十七号、第四百十二号、第四百十三号、第四百三十九号は採択に決定。

③ 次に農地開拓部職員的不正事件及び農地開発公社に関する問題を本会期中調査すること、本会期中に調査が終了しない場合は閉会中継続調査を行うことについて議長の承認を求むることに決し、午後零時十五分散会。

○十一月二十二日 午後零時、議長室において開議。

安達委員長（自）より、農地開拓部職員的不正事件の調査方法について協議を行う旨を述べ、旭（自）三浦（協俱）笠井（社右）舛田（協俱）西村（社左）各委員及び田呂副委員長（協俱）より、それぞれ意見があつた後具体的な資料の提出を求むることとし、西村（社左）旭（自）委員より、それぞれ資料の提出案があつて、午後一時三十分散会。

○十一月二十五日 午前十一時、議長室において開議。

安達委員長（自）より、前回委員会において要求の資料が提出されたが、これについてそれぞれ検討の上、明日委員会を開くことについて諮り、異議なくそのことに決し、午前十一時五分散会。

○十一月二十六日 午前十一時二十分、議長室において開議。

① 安達委員長（自）より、提出資料に関する質疑を求め、舛田（協俱）旭（自）笠井（社右）三浦（協俱）西村（社左）各委員より、土地改良課職員の不当利得の経緯資料の入手問題、土地連囑託参事の職務権限、土地連の土地買収金の支払問題、農林大臣に対する土地の転用手続問題等についてそれぞれ質疑があり、土地改良課長、同課次長、及び係員よりそれぞれ答弁、午後零時三十分一旦休憩、

午後二時五分再開。

- ② 休憩前に引き続き質疑を続行、午後三時三十分休憩、午後三時四十分再開。

- ③ 次に、参考人として、元琴似軌道客土事業所長、北海道開発興業会社社長、琴似不動産会社社員の出席を求めること並びに資料の提出要求を決定して、午後四時十五分散会。

○十一月二十七日 午前十一時十分、議長室において開議。

- ① 安達委員長（自）より、参考人として出席の元琴似軌道客土事業所長、北海道土地改良農業協同組合連合会参事に対する質疑に入る旨を述べ、西村（社左）旭（自）笠井（社右）各委員より、農林大臣に対する土地連の土地転用手續問題、土地連の土地転売問題、土地連の土地買収金の支払問題等についてそれぞれ質疑があり、参考人よりそれぞれ答弁、西村委員（社左）より、札幌市が土地連に対し、買収地の転売方交渉を行った経緯に関する調査結果について質疑があり、農地調整課長より答弁、暫時休憩、午後一時五十分再開。

- ② 次に委員長より、議事進行上小委員会を設けることについて諮り、異議なく委員の選任を委員長一任に決定、ついで委員長の指名により、西村（社左）舩田（協俱）旭（自）大竹（協俱）三浦（協俱）笠井（社右）岡田（社右）各委員を小委員として選任、
- ③ 次に参考人として関係札幌市吏員の出席を求めることを決し、午後二時散会。

○十一月二十九日 午前十一時二十分、議長室において小委員会を開議。

- ① 旭臨時主査（自）より、主査の選任について諮り、舩田委員（協俱）より、指名推選の方法によること、その指名は本委員に一任さ

れたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、舩田委員（協俱）より、主査に旭臨時主査（自）を指名推選、異議なくそのことに決定。

- ② 次に旭主査（自）より、副主査の選任について諮り、笠井委員（社右）より、指名推選の方法によること、その指名は本委員に一任されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、笠井委員（社右）より、副主査に舩田委員（協俱）を指名推選、異議なく副主査に舩田委員（協俱）を決定。

- ③ ついで、参考人として出席の北海道開発興業会社社長、琴似不動産会社社員、関係札幌市吏員に対する質疑に入り、西村（社左）笠井（社右）各委員より、土地連の土地転売問題についてそれぞれ質疑を行い、意見を聴取、西村委員（社左）より関連して次回の参考人として札幌市管財課長及び関係係員の出席方について要求があり、これを了承して、午後零時十分暫時休憩、午後一時十五分再開。

- ④ 休憩前に引き続き参考人に対する質疑を行い、午後二時五十分一旦休憩、午後三時十分再開直ちに散会。

○十一月三十日 午前十一時三十分、議長室において小委員会を開議。

- ① 舩田副主査（協俱）より、参考人として出席の札幌市管財課長及び関係係員に対する質疑に入る旨を告げ、西村（社左）笠井（社右）各委員より、土地連の買収地を札幌市が買収すべく土地連に交渉した経緯についてそれぞれ質疑、応答の後、市関係者に対する質疑を終了、暫時休憩、午後一時二十分再開。

- ② 次に舩田副主査（協俱）より、土地連の土地転売問題に関する質疑を打切ることについて諮り、そのことに決し、ついで資材関係の質疑に入り、西村（社左）岡田（社右）笠井（社右）各委員より、石狩川治水事務所の軌道の問題についてそれぞれ質疑があり、土地

改良課係員より答弁、西村委員（社左）より、軌道の契約関係について管財課長の出席要求があつて、暫時休憩、午後三時再開。

- ③ ついで西村（社左）筈井（社右）両委員より、軌道の契約関係について質疑があり、管財課長より答弁、外田副主査（協俱）より、参考人として北拓工機社長、大和機械株式会社社長の出席を求めることとし、明後日小委員会を開く旨を告げ、午後三時五十分散会。

商工委員会

○十一月一日 午後零時二十六分、第二委員室において開議。

宮坂委員長（協俱）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十五号は原案可決し、午後零時四十二分散会。

○十一月十日 午後一時十六分、第二委員室において開議。

- ① 冒頭、函館市経済部長より、(1)函館市のアーケード設置に要する施設費の融資斡旋方について、(2)飛行場設置方について、(3)台風災害による被害工場の復旧方について陳情を聴取。

- ② 宮坂委員長（協俱）より、付託案件の審査について諮り、付託議案のみ審査を行い会期どおり議案が終了した場合は議案終了の翌日残りの案件について審査を行うこととし、

- ③ ついで付託議案の審査に入り、議案第三十七号は原案可決し、午後二時四分散会。

○十一月十六日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、函館市助役より、函館ドック株式会社に対し、青函連絡貨物船新造の指名発注方斡旋について、桑野議員より、するめ輸出調整反対について、それぞれ陳情を聴取。

- ② 宮坂委員長（協俱）より、函館ドック株式会社に対し青函連絡新造船及び修理、第十次計画造船追加並びに第十一次計画造船等割当、要望に関する意見書の提出について諮り、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後零時二十分再開。

- ③ ついで意見案第十一号函館ドック株式会社に対し青函連絡新造船及び修理、第十次計画造船追加並びに第十一次計画造船等割当要望に関する意見書の案文について諮り、異議なく案文のとおり決定、午後零時三十分散会。

○十一月十七日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

- ① 宮坂委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百七十号、第百七十一号、第百八十六号、第百九十一号、第二百十号、第二百十九号、第二百二十三号、陳情第三百六十一号、第三百六十二号、第三百六十四号、第四百十九号、第四百二十八号は採択、陳情第四百十六号は継続審査に決し、

- ② ついで森川委員（社左）より、請願第二百十九号石油資源総合開発五カ年計画促進の件については意見案を提出すること、案文は委員長一任とする旨の意見があつて、異議なくそのことに決定。

- ③ 次に函館ドック株式会社に対し青函連絡新造船及び修理、第十次計画造船追加並びに第十一次計画造船等割当要望に対する中央折衝のため上京委員を派遣することに決し、派遣委員の数及び人選は委員長一任とし、委員長より派遣委員に佐久間委員（自）、宮坂委員長（協俱）福島副委員長（自）を指名、午後零時五十分散会。

○十一月十八日 午後三時五分、第一委員室において開議。

- 福島副委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第七号、第十号、陳情第三百三十三号、第四百五十三号、第四百五十五号は採択、請願第百十九号、第百六十号、第二百七十五号、陳

情第四十七号乃至第四十九号、第七十三号、第四百七十八号、第四百九十五号は継続審査に決し、午後三時三十五分散会。

建築委員会

○十一月五日 午後四時十分、第二委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、台風十五号災害による住宅復旧対策の中央折衝の経過について報告を求め、伊藤副委員長（自）武田委員（協俱）よりそれぞれ報告、ついでその後の経過について建築部長より説明を聴取、宮坂委員（協俱）坂東（秀）委員長（公）より、災害公営住宅に対する補助額及び今後の折衝問題について質疑があり、建築部長より答弁、中央折衝については建築部と協議の上日程を決め、選に当たっている委員を派遣することに決定。

② 次に付託議案の審査に入り、議案第三十二号は原案可決に決し、午後四時四十分散会。

○十一月十七日 午後零時二十分、第一委員室において開議。

① 伊藤副委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第五百五十二号、第五百五十五号、陳情第二百七十一号乃至第二百七十三号、第二百八十一号、第三百五十八号、第三百六十号、第四百六号は採択に決し、

② 次に三十年代寒地住宅建設資金計画による予算獲得の中央折衝委員を派遣することに決定、派遣委員の数及び人選は委員長一任とし、上京委員に和平（旁）森川（社左）委員及び伊藤副委員長（自）を決定、午後零時五十分散会。

土木委員会

○十一月六日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

① 徳中委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十四号は原案可決に決定。

② 次に台風十五号及び岩内町大火による土木災害復旧対策に関する中央折衝の経過等について土木部長より説明を聴取、原田委員（自）より、岩内町の起債の見通しについて質疑があり、土木部長より答弁。

③ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第七十二号乃至第七十四号、第七十七号、第七十九号、第八十号、第八十七号、第九十八号乃至第二百四号、第二百十二号、陳情第三百七号乃至第三百十号、第三百二十号、第三百二十一号、第三百六十六号乃至第三百六十八号、第四百五号、第四百三十号、第四百三十一号は採択、請願第七十五号、第二百十三号、陳情第三百二十二号、第四百十八号は不採択、請願第七十八号、第二百三十九号は継続審査に決定。

④ 次に土木災害復旧工事の過年度災害分要求に関する中央の状況について土木部長より説明、原田委員（自）より、救農土木復旧費のうち土木部の具体的計画について、池戸委員（旁）より、町村道に対する補助措置、背戸トンネルに対する土木部の動きについて質疑があり、土木部長、道路課次長より答弁、ついで過年度災害復旧費の国庫補助増額交付及び台風十五号等による土木災害復旧費に対する国庫補助要請のため上京折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は原田（自）時田（社右）委員及び正副委員長のうち一名、計三名とし、派遣期日は定例会閉会後十日間とし、午後一時二十五分散会。

労働委員会

○十一月十日 午後二時五十分、第一委員室において開議。

① 三室委員長（自）より、請願、陳情の審査は閉会中行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 次に意見案第五号失業対策事業労務者の冬季加給金に対する国庫補助要望に関する意見書の提出について諮り、異議なく原案のとおり提出することに決定。

③ 次に意見案第六号越年又は夏季における失業対策事業就労者に対する賃金増給措置に替る制度確立に関する意見書の提出について諮り、異議なく原案のとおり提出することに決定。

④ ついで意見書は持参して上京折衝を行うこととし、派遣委員は池戸（労）吉田（豊）（自）委員及び正副委員長のいずれかより三名とすること、出発は定例会閉会直後とすることに決し、午後三時散会。

特別委員会

予算特別委員会

○十一月五日 午後四時三十分、議場において開議。

① 川人臨時委員長（杜右）より、委員長互選の方法について諮り、各派より一名宛世話人を挙げて協議することに決し、暫時休憩、午後四時三十七分再開。

② 桑野委員（自）より、委員長に宮北委員（協俱）を指名推薦の動

議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に宮北委員長（協俱）より、副委員長互選の方法について諮り、桑野委員（自）より、副委員長に新川委員（労）を指名推薦の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後四時四十六分再開。

④ 次に議事日程について諮り、六日水産、農務、民生、商工、八日農地開拓、衛生、建築、土木、九日林務、労働、教養、道警、十日総務の各部所管とすることに決定、午後四時五十分散会。

○十一月六日 午前十時四十五分、議場において開議。

① 宮北委員長（協俱）より、議案第一号乃至第十七号、第二十五号、第二十六号及び報告第一号を一括議題に供し、まず水産部、農務部所管について通告順により質疑に入り、天谷委員（協俱）より、(1)凶作農家に対する食糧対策、(2)種糧及び大豆種子の早期確保対策、(3)飼糧確保の問題、(4)救農土木事業早期実施の問題、(5)耕土改良施設費減額の理由、(6)農業試験場整備拡充の問題、(7)寒冷作物としてのビート作付の奨励及びビート工場の誘致対策、(8)凶作に対する予算の重点的執行方針、(9)カラス貝の真珠養殖の有望性とその指導状況について、勢田委員（自）より、(1)二十八年度の漁業転換五カ年計画の実施、(2)二十七年に室蘭に石油基地設置の件の意見書が議決されたが未設置であること及び道内の石油消費状況、(3)漁船の大型化に伴う技術者育成の問題、(4)するため価格安定対策並びにするための輸出調整について、二瓶委員（協俱）より、(1)冷害凶作に対する恒久対策の具体的構想、(2)高度集約酪農計画の推進状況、(3)凶漁対策の構想について、朝倉委員（自）より、(1)病害虫防除費削減の問題、(2)農業技術改良普及員の旅費削減の問題、(3)農業試験場整備拡充の年次計画等について、四十栄委員（協俱）より、秋鮭乱獲の春鮭に及ぼす影響の調査の問題について、桑野委員（自）よ

り、(1)優良種苗増産普及費減額の理由、(2)綿羊の増産と加工施設設置の問題、(3)道内の飯米配給の現状、(4)五月災害に対する融資遅延の理由、(5)するめの輸出調整の問題等について、池田委員(協俱)より、(1)種子馬鈴薯及び食用馬鈴薯の輸送計画、(2)冷害害果樹の復旧資金対策、(3)供米割当の適正実施及び割当の時期、(4)本道に対する食糧割当と青函輸送の状況、(5)種籾の発芽試験の実施、(6)冷害凶作による農家に対する種牡馬購入資金対策の問題について、新川委員(労)より、(1)道外、道内の滞貨に対する措置、(2)貸付牛返還の状況、(3)雑穀種子購入補助の問題、(4)稚内海域における底曳漁船の紛争問題、(5)北洋漁業の問題等について、三室委員(自)より、農業倉庫補助金減額の問題について、笠井委員(社右)より、農地開拓部職員の不正事件の内容と土地連との関係について、時田委員(社右)より、(1)中共貿易促進の問題、(2)戦前中共に輸出した水産物の品名、数量等について質疑があり、農務部長、水産部長よりそれぞれ答弁があつて、水産部、農務部所管に対する質疑を終了、午後二時二十一分休憩、午後三時十五分再開。

② 次に民生部、商工部所管について質疑に入り、桑野委員(自)より、(1)工場誘致条例により助成した会社の数、(2)機械貸与の申請状況等について、天谷委員(協俱)より、(1)台風十五号による屋根の損壊に伴う桎製造業者に対する原木の斡旋の問題並びに北見の桎業者に対する発注取消の実状について、(2)冷害凶作による生活困窮者に対する扶助対策について、佐久間委員(自)より台風十五号に伴う災害救助法の指定洩れ被災町村に対する今後の措置について、四十栄委員(協俱)より、(1)台風十五号に伴う商工関係の中央に対する要望額の検討の問題、(2)国民金融公庫の最高融資額について、新川委員(労)より、(1)キャラバン船隊の派遣問題、(2)北洋博総決算の問題、(3)日中貿易の問題、(4)生活保護法適用者増加に対する対策について、三室委員(自)より、機械貸与費による機械貸与の早期

実施問題、(2)新登川炭礦に対する融資後の状況、(3)生業資金追加の内容等について、勢田委員(自)より、洞爺丸遭難者に対し道のとつた措置及び引取り者のない遺体数について、糸川委員(協俱)より、(1)商工部長の外遊から得た体験、(2)中小炭礦炭の道関係団体の使用、(3)商工行政の推進策等について質疑があり、民生部長、商工部長よりそれぞれ答弁があつて、商工部、民生部所管に対する質疑を終了、午後六時二十分散会。

○十一月八日 午前十一時十五分、議場において開議。

① 富北委員長(協俱)より、前回に引続き農地開拓部、衛生部所管の質疑に入る旨を告げ、通告順に質疑に入り、二瓶委員(協俱)より、(1)今年の新規入植者の開墾面積と補助の問題、(2)農地開発公社の実験農場に対する道の態度、(3)入植と建設工事進捗の状況及び入植地建設工事費削減の理由等について、朝倉委員(自)より、(1)開拓適地の国、道、民有林の数量、(2)厚沢部村鶴地区その他入植地の開拓状況、(3)開墾補助費の予算額と補助率について、池田委員(協俱)より、(1)土地改良共済組合連合会に対する補助削減の理由、(2)国営土地改良区の負担区分の決定と条例制定の問題、(3)建設工事箇所付の見通し、(4)農地開発公社の他の機関に対する事業委託問題について、三室委員(自)より、(1)農地開拓部職員の不正事件に關し土地改良関係の経理状況、(2)結核予防費と保健所費削減の問題について、福島委員(自)より、(1)岩内町の災害に対する疫病対策、(2)農地開拓部職員の不正事件に關連して農地開拓部の機構改革の問題について、川人委員(社右)より、(1)予算削減の衛生行政並びに衛生研究所運営に及ぼす影響、(2)保健所の職員公宅の建設及び自動車整備の計画、(3)血液銀行の将来性、(4)医大附属病院の医師及び看護婦の増員問題等について質疑があり、農地開拓部長、衛生部長よりそれぞれ答弁があつて、農地開拓部、衛生部所管に対する質疑を終

了、午後一時二十二分休憩、午後二時四十五分再開。

② 次に土木部、建築部所管について質疑に入り、四十栄委員（協俱）より、定期命令航路に対する補助の増額について、池田委員（協俱）より、(1)機械化による除雪計画の樹立、(2)土木事業費削減と工事停滞の問題、(3)月形橋の落下原因及び復旧措置等について、佐久間委員（自）より、(1)月形橋落下の問題と重量制限の問題、(2)土木現業所の人事異動の問題、(3)未完成工事推進の問題、(4)除雪費の問題等について、福島委員（自）より、(1)二十四年度に意見書を議決している室蘭港石油基地増設の見通し、(2)道南地方の永久橋架設の問題と永久橋架設の基準、(3)事務的経費削減の問題、(4)土木工事遅延の理由、(5)建築主事を置いていない町村、(6)建築制限に関する法規の改正問題等について、天谷委員（協俱）より、(1)橋梁費の起債見通し、(2)土木現業所職員の住宅建設方針等について、西田（正）委員（協俱）より、土木現業所職員公宅のうち開発局に返還する戸数について、三室委員（自）より、ガソリン譲与税交付による予算編成の区分の明確化、道路改良費の予算と事業施行の状況等について、秋山委員（協俱）より、(1)請負業者による工事の向上の問題、(2)土木工事施行上の町村に対する財政措置、(3)護岸工事の不完全な工事に対する補修工事の施行について、岡林委員（社左）より、過年度災害復旧費の折衝経過について、岡田委員（社右）より、町村の一時立替金に対する早期交付の問題について、土山委員（公）より、(1)岩内町の都市計画進捗状況と建築指導方針、(2)公共建築用ブロック製品の完成時期、(3)ブロック建築指導所の民業圧迫の問題等について（関連して西田（正）委員（協俱）より、ブロック建築指導所の沿革、定員及びブロックの出荷先等について）質疑があり、土木部長、建築部長よりそれぞれ答弁があつて、土木部、建築部所管に対する質疑を終了、午後五時二十分散会。

○十一月九日 午前十時三十九分、議場において開議。

① 宮北委員長（協俱）より、前日に引続き林務部、労働部所管の質疑に入る旨を告げ、通告順に質疑に入り天谷委員（協俱）より、(1)台風十五号に伴う風倒木処理の問題及び補修用桁の斡旋状況、(2)応急失対事業費の対象に村を除いた理由及び失対事業費の使途について、福島委員（自）より、(1)予算の大幅削減の林務行政に及ぼす影響、(2)植林補助金が支出されていない理由、(3)風倒木の木材価格に及ぼす影響及び木材価格安定対策の問題、(4)長野県委託幼苗の霜害の程度、(5)ハードボードの需要及び手数料収入の見込、(6)林道施設の削減箇所、(7)鉄道、耕地防風林の被害が森林五カ年計画に及ぼす影響、(8)風倒木の検査手数料、(9)職業安定所の職業斡旋における労働基準局との連絡の問題、(10)日鋼争議の対策問題について、四十栄委員（協俱）より、風倒木検査手数料の予算計上の有無等について質疑があり、林務部長、労働部長よりそれぞれ答弁があつて、午後零時三十分一旦休憩、午後零時三十五分再開。

② 休憩前に引続き、朝倉委員（自）より、(1)紋別職業安定所設置補助金削減の問題、(2)耕地防風林整備の国庫補助金が交付されない場合の対策、(3)しいたけ副業の補助金削減の理由、(4)台風十五号による道有林関係の被害石数及び被害額について、岡林委員（社左）より、(1)木材価格の安定対策、(2)風倒木の関係市町村に対する一括払下げの問題、(3)造材に道内労働者使用の問題、(4)駐留軍労働者管理指導費の内容、(5)労災病院費の内容、(6)道内業者の賃銀不払及び遅払対策について、村上委員（自）より、(1)風倒木の処分方法及び売却価格並びに売却代金延納の問題、(2)造材金融の見通し、(3)風倒木に因るバルブ材、杭木の売行不振に対する対策、(4)杭木の輸送問題等について質疑があり、林務部長、労働部長よりそれぞれ答弁があつて、林務部、労働部所管に対する質疑を終了、午後二時十分休憩、午後三時二十分再開。

③ 次に教育委員会所管について質疑に入り、天谷委員（協俱）より、

(1)昇給昇格の停止基準、(2)結核教職員の給与の問題、(3)高校移管の明年度予定数について、三室委員（自）より、(1)希望退職に関する道教委と北教組の団体交渉の問題、(2)希望退職に関する知事との話し合いの問題、(3)昇給昇格停止問題の解決、(4)結核教職員の休職三年目の者に対する給料支給の問題、(5)教職員三本建給与に関する条例の取扱の問題、(6)勤務評定制定の問題、(7)教育関係予算に対する責任者の問題について、朝倉委員（自）より、(1)災害復旧の見通し、(2)青少年犯罪増加に対する対策について、岡林委員（社左）より、学校給食の完全実施対策について、土山委員（公）より、(1)五十五才以上で給与三万五千円以上の教職員数及び退職かんしような問題、(2)希望退職者に対する退職金の倍額支給の問題、(3)教職員の恩給年限の問題、(4)老年者の定義について、西田（正）委員（協俱）より、結核教員の数及びその状況等について質疑があり、教育次長、学校教育課長、人事課長よりそれぞれ答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終了、午後五時十分散会。

〇十一月十一日 午前十時五十二分、議場において開議。

① 宮北委員長（協俱）より、前回に引続き警察本部所管の質疑に入る旨を告げ、通告の順に質疑に入り、福島委員（自）より、(1)警察本部の監察と道の監察制度との関連、(2)警察予算が窮屈になつた理由、(3)国警から移管された庁舎で腐朽の甚だしいもの及び台風十五号の被害を受けた庁舎の修理予算の問題、(4)古平警察署廃止の理由、(5)刑事警察費の中継密漁取締費の予算措置の問題、(6)年末取締りの予算確保の問題等について、田呂委員（協俱）より、(1)交通事故防止対策の強化、(2)各種自動車の速力制限の取締り対策、(3)自衛隊の車両に対する速力制限の問題、(4)橋梁の重量制限の問題等について、西村委員（社左）より、日鋼争議における警察官介入の問題

題について質疑があり、公安委員長、警察本部関係部課長よりそれぞれ答弁、午後零時四十分一旦休憩、午後一時三十分再開。

② 休憩前に引続き質疑続行、土山委員（公）より、(1)自治警より道警移管に伴う財産移管の問題、(2)警察職員給与の道職員並引き上げの問題、(3)日鋼争議、洞爺丸遭難事件等の警官出動に対する手当の完全支給の問題、(4)年末手当の問題等について、新川委員（労）より、(1)警備課長の採用問題、(2)深川高校の思想調査に対する警官介入の問題、(3)公安条例に対する考え方、(4)日鋼争議、洞爺丸遭難、岩内町大火等の警官出動に支出された経費の額、(5)超過勤務手当算定の基礎及びその予算措置の問題、(6)日鋼争議は騒乱と見做すか又出勤経費の支弁先、(7)鮭鱒密漁取締費の予算措置等について、三室委員（自）より、警察予算の消費及び国費負担に対する考え方について、福島委員（自）より、(1)日鋼争議の事態悪化の問題、(2)警察権発動の事前措置の問題、(3)警官の思想調査等について、池田委員（協俱）より、検挙率の低下に対する考え方及び対策について、平野委員（自）より、(1)国警の道警移管に伴う財産移管の問題、(2)警察職員の住宅建設の問題等について質疑があり、公安委員長、警察本部長及び関係部長よりそれぞれ答弁があつて、警察本部所管に対する質疑を終了、午後三時五十五分散会。

〇十一月十二日 午前十一時十二分、議場において開議。

① 宮北委員長（協俱）より、付託議案の全部及び報告第一号を一括議題に供し、総務部所管の質疑を行う旨を告げ、通告の順に質疑に入り、天谷委員（協俱）より、(1)冷害、台風対策費の各種道単独事業に対する起債決定の見通し、(2)町村合併促進に対する道の態度、(3)簡易上水道工事費の市町村に対する補助を十カ年に延長した理由、(4)出先機関に対する予算配賦の迅速化、(5)自動車の集中管理の状況等について、西田（正）委員（協俱）より、簡易上水道工事費

の市町村に対する補助延長問題について質疑があり、総務部長より答弁、ついで西田（信）委員（自）より、知事、副知事の出席について発言があり、総務部長と応酬の後、午後零時十分暫時休憩、午後零時十八分再開。

② 休憩前に引続き、西田（信）委員（自）より、(1)開発庁の実施官庁化に対する知事の考え方、(2)知事が第一回定例会で人員整理を行わない旨の答弁をしながら今回希望退職を打ち出した理由、(3)道職員及び教職員の希望退職に関し組合側と妥結の内容、(4)希望退職実施の時期、(5)希望退職による年間給与の節約額と退職金の額及び財源の問題、(6)過年度分事業税の歳入欠陥を来たしている理由、(7)事業税個人分の九月末徴収状況の前年度との比較及び個人事業税の歳入予算是正の問題、(8)遊興飲食税徴収の問題、(9)鉄道業等に関する事業税の課税免除、減額等による予算更正の問題等について質疑があり、副知事（野口）、総務部長よりそれぞれ答弁があつて、午後一時三十分一旦休憩、午後三時五分再開。

③ 休憩前に引続き、西田（信）委員（自）より、(1)年度半ばに予算削減を行うことによる地方混乱の問題、(2)国保直営診療所等の補助金削減の問題、(3)歳入見積過大に対する見解等について、三室委員（自）より、(1)農地開拓部職員の不正事件と綱紀粛正の問題、(2)二十八年度決算の道営客土事業費の監査の結果、(3)希望退職の退職手当の他府県の状況、(4)普通退職の場合の退職手当の問題、(5)教職員の俸給特号者の昇給取扱いの問題及び勤務評定制定の問題、(6)予算減額に対する考え方、(7)揮発油譲与税の道交付分予算計上の明確化の問題、(8)道路予算配賦遅延の理由、(9)補助金等既決予算執行遅延の問題等について質疑があり、副知事（野口）、監査委員（武田）、人事委員長、総務部長よりそれぞれ答弁があつて、午後五時十分暫時休憩、午後五時十四分再開。

④ 休憩前に引続き、西村委員（社左）より、農地開拓部職員の不正

事件に関し、十一月五日の本会議における質疑に対する答弁書について補足質疑を行い、副知事（野口）、監察長、農業協同組合課長、農業調整課長より答弁あつて午後六時二十分散会。

○十一月十三日 午前十一時五分、議場において開議。

① 宮北委員長（協俱）より、昨日に引続き、総務部所管の質疑に入る旨を告げ、平野委員（自）より、(1)予算削減の問題、(2)予算節約の考え方、(3)生活改良普及員の増員問題、(4)畜業取締所費削減の影響について、若林委員（社右）より、来年予想される各種災害に対する対策について質疑があり、副知事（野口）、総務部長より答弁があつた後、桑野委員（自）より、知事の出席について発言があり、午前十一時五十五分一旦休憩、午前十一時五十九分再開。

② 休憩前に引続き、桑野委員（自）より、(1)歳入見積過大に対する議会の警告無視の理由及びこれに伴う財政窮迫に対する対策、(2)二十八年度の赤字内容及び今後の歳入欠陥の科目別見通し、(3)歳入欠陥の個所及びその内容、算定基礎、(4)災害関係予算の収入支出額及びその差額、(5)二十八年度分の未払金及び遊興飲食税、(6)大夕張電源開発事業の事業目論及び鷹泊発電所の売電契約の問題、(7)普通退職と希望退職の区分、(8)希望退職の財政効果及び昇給ストツプの見通し、(9)係制度の問題、(10)臨時職員の数、(11)人件費の検討、職員採用時の調査の問題、(12)行政指導費の事業内容、(13)行政簡素化研究の今後の方針等について質疑があり、副知事（野口）、総務部長及び電源本部長よりそれぞれ答弁があつて、午後一時十五分休憩、午後三時再開。

③ 休憩前に引続き、三室委員（自）より、(1)道財政窮迫の理由、(2)臨時職員の数及び係制の問題について、桑野委員（自）より、(1)二十八年度実質赤字に対して二十九年度で執つた措置、(2)一時借入金

口)、総務部長よりそれぞれ答弁があり、午後三時四十分休憩、午後三時五十分再開。

④ 休憩前に引き続き、桑野委員(自)より、(1)道税収入、税外収入の見通し、(2)実質赤字の見通しとその対策について質疑があり、副知事(野口)、総務部長、税務課長、財政課長よりそれぞれ答弁があつて、午後四時五十五分休憩、午後四時五十九分再開、直ちに散会。

○十一月十五日 午前十一時三十分、議場において開議。

① 宮北委員長(協俱)より、一昨日に引き続き総務部所管の質疑を続行する旨を述べ、三室委員(自)より、議事進行について本日質疑を終了するため先般の質疑に回答を得ていないものの答弁を求めた旨の発言があり、これによる一昨日の桑野委員(自)の質疑に対する総務部長の答弁があり、桑野委員(自)より、(1)道税の見積過大と財政破綻の問題、(2)税収の見積過大と災害による税の減免による歳入欠陥予想に対する考え方、(3)歳出予算節減による個所付された予算の当該町村に対する措置等について質疑があり、副知事(野口)、総務部長より答弁があつて、午後零時五十分休憩、午後零時十七分再開。

② ついで三室委員(自)より、さきに、回答のなかつた過年度支払の問題、教職員の給与問題、希望退職に関する他府県の実例調査の問題等について質疑(関連して桑野委員(自)より、停年制制定の問題、希望退職の条件、希望退職実施の期間等について質疑)があり、副知事(野口)、監査事務局長、人事課長並びに教育長よりそれぞれ答弁があつて、午後一時三十分休憩、午後二時五十三分再開。

③ 委員長より質疑終了とすることについて語り、異議なくそのことに決し、午後三時散会。

○十一月十六日 午後五時三十一分、議長副室において開議。

宮北委員長(協俱)より、諸般の報告の後、明日午前十時より開議する旨を述べ、午後五時三十三分散会。

○十一月十七日 午後九時五十分、議場において開議。

① 宮北委員長(協俱)より、議案第一号を議題に供し、田呂委員(協俱)外四名より、附帯決議を付し原案可決とする旨の動議提出があつた旨を述べ、趣旨弁明を求め、田呂委員(協俱)より、趣旨弁明を行い、桑野委員(自)より質疑、応答があつて質疑を終了、ついで討論に入り、三室委員(自)より、議案第一号に対し全面的組替決議を提出する予定であり、本動議に反対の旨の討論があつて、討論を終結、ついで起立採決の結果、附帯決議を付し原案可決とすることに決定、三室委員(自)より、少数意見を保留する旨を述べ、

② 次に議案第二号乃至第十七号、第二十五号、第二十六号、第三十六号、第四十七号、第五十号は原案可決、報告第一号は承認議決に決定、ついで委員長報告の案文は委員長一任とし、付託案件の審査を終了、委員長より委員会終了の挨拶があつて、午後十時五十分散会。

総合開発調査特別委員会

○十一月十日 午後三時、第三委員室において開議。

① 坂東(秀)委員長(公)より、後志支庁管内総合開発計画は後志支庁及び同開発期成会によつて完成したので説明を聴取する旨を述べ、同計画書によつて後志支庁長より説明、

② 次に小委員会の経過報告を求め、宮津委員(自)より、運輸交通

文化厚生小委員会の経過について、西田（信）委員（自）より、工鉱電力財政金融小委員会の経過について、児玉委員（自）より、農林水産小委員会の経過についてそれぞれ報告、

③ 次に三十九年度開発予算について財政課員より説明を聴取の後、予算折衝を主として、十一月十五日の北海道開発審議会運輸交通小委員会のオブザーバーとして各小委員会より一名乃至二名の上京委員を派遣すること、期間は十一月十三日から二十二日まで第一班、二十日から十二月一日まで第二班とし、派遣委員の選任については委員長一任とすることを決定、午後四時十分散会。

小委員会

〇十一月十日 午前十一時、第三委員室において工鉱電力財政金融小委員会を開議。

西田（信）主査（自）より、地方財政の問題を議題に供し、工鉱業の発展に伴う財政、税制に関する対策について総合開発委員会事務局次長より説明を聴取、四十栄委員（協俱）より、企業者に対する固定資産税軽減の問題町村標準以上の課税を行わないで交付税をもらうような決議を町村会で行うことについて、桑野委員（自）より、固定資産税の軽減とこれによる地方財政に対する対策について、西田（信）主査（自）より、市町村における総合開発に関する経費負担の問題、国税及び地方税軽減の問題、石炭手当の免税問題、工業誘致条例運用の問題、市町村における固定資産税と工業誘致条例の問題、産業振興の隘路打開の問題等について質疑及び意見があり、副知事（西川）、財政課長、総合開発委員会事務局次長、札幌市助役（原田）、北海道開発局長、札幌国税局所得税課長、北海道町村会事務局次長よりそれぞれ答弁があつて、午後零時四十分散会。

〇十一月十一日 午後四時五分、第三委員室において農林小委員会を開議。

① 児玉主査（自）より、知事が中央に提出する北海道農地開発公社設置に関する意見書に同意を求められたので審査を行う旨を述べ、企画室長より説明を聴取、二瓶委員（協俱）より、事業主体について質疑があり、企画室長より答弁、事業主体の部分は原案のとおりとすることに決定。

② 次に公社の性格について主査より、字句の修正カ所を指摘した後開墾営農設備迄は国の機関が行いそれから入植者に政府が土地を売却することになると思う、従つて土地の配分については入植当時に配分するか営農設備完成後に配分するか二つの方法がある旨説明、これに対し、西村委員（社左）より、最初から配分した方が開墾意欲も起る旨、二瓶委員（協俱）より、入植後脱落するものが出るから二年目に配分するのも一つの方法である旨の意見あり、主査よりこれについての中央の考え方について質疑があり、開拓経営課長より答弁、公社の性格の部分については字句の修正及び削除を行うこととし、

③ 次に公社の事業については、既存入植者についてもこれらの事業を行うという一項目を入れ、二項目の削除を決定して、午後五時十分散会。

冷害凶作対策特別委員会

〇十一月九日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、第三班上京委員の折衝経過について報告を求め、平野副委員長（自）より報告、秋山委員（協俱）より、つなぎ資金が決るまで自作農維持資金の運用及び維持資金の増額貸

与について、天谷委員（協俱）より、共済金支払の年内精算の見通しについて、朝倉委員（自）より、全般的な中央の状況の見通しについて、大沢委員（自）より、共済金支払の所管及び今年決定額の見通し等について質疑があり、農業協同組合課長、農地調整課金融係長より答弁、ついで災害復旧資金関係について農業協同組合課長より説明、また健苗育成補助の問題及び果樹の復旧費に関する中央の状況について平野副委員長（自）より報告があつて、

② 次に村上（自）朝日（協俱）大沢（自）和平（労）各委員より、今後の折衝の問題についてそれぞれ意見があり、第四班の上京委員について諮り、委員長一任に決し、派遣委員は宮本委員長（協俱）舛田（協俱）大竹（協俱）朝倉（自）各委員、期間は十一月十日より十日間とし、午後三時散会。

台風十五号災害対策特別委員会

○十一月二日 午後四時三十分、第一委員室において開議。

田中委員長（自）より、中央折衝の経過報告を行い、今後の運営等について協議を行う旨を述べ、まず第一次中央折衝の状況について委員長より報告、ついで企画室長より、中央折衝事項に対する現況について説明、山内委員（労）より、災害による失業対策として別に考えているもの及び大蔵省が特別立法に反対している理由について、中牧委員（自）より、今後の中央折衝の方針について、四十栄委員（協俱）より、冬山造材風倒木処理資金に関する成立木と風倒木の単価の妥当性並びに風倒木処理経費引下げの問題について、井口委員（社左より、国の予算の一割節減解除の見通しについて質疑及び意見があり、委員長より中央の状況について説明、建築部長、土木部長より答弁があつて、午後五時三十分散会。





地方制度調査会（第二次）第五回總會

地方制度調査会第五回總會は、十一月二十九、三十日の二日間首相官邸で開催された。

この兩日は、概ね学識経験者委員による意見発表で終始したが、その結果、要領は次の通りである。

なお、次回は十二月二十日迄に行い、委員以外の学識経験者の意見を聴くこととし、この間衆議院の解散があつた場合は、新に衆院代表委員の補充を見る迄の間、便宜学識経験者委員のみによる特別委員会を設けて審議をつづけることとなつた。

第一日（十一月二十九日）

府県制度―道州制に関して、田中委員以下次の要旨の意見開陳が行われた。（以下発言順）

田中委員（學識経験者）

地方制度の改革に當つては、まづどこに重点を置くかの基本方針の決定が重要であり、これについては、次の二点が考えられる。

（一）民主的で、しかも能率的、効果的な制度が理想の姿であるが、能率の面に重点を置くと民主的な要請が無視又は看過される傾向となるので、要は民主主義の犠牲においてでなく、民主的でありながら、しかも能率的、経済的であるように両者の調和点を基本方向として進むべきである。

（二）国の制度と地方の制度は互に緊密に行われなければならない。従つて地方制度の改革も国・地方の総合的見地から考える必要がある。

以上を前提条件として府県制―道州制を批判して見たい。

1 府県は現在国と市町村双方から批判的となつてゐる。

イ 先づ国の側からは、府県行政中には国家的のものが多く、現在公選知事では十分にその行政目的が達成されていない。府県財政には無駄が多く、これが赤字の原因をなしている。府県間の財政力の不均衡が甚しい。

又現在の府県の規模は狭少で、広域行政を行うには不適当である。これらは知事を官選とし、道州制に改めることにより是正される。

というのであるが、公選知事制度に欠点があるとしても、それを理由として官選乃至道州にもつていくことは論理の飛躍であり、財政上の問題もそれで解消できるかは疑問である。

たゞ、規模の狭少は理由になるが、これをもつて直ちに道州に發展することとは無理であろう。なお財政上の不均衡は市町村も同様である。

ロ 次に市町村の立場からは、現在の二重構造から生ずる二重行政、二重監督の弊を指摘しているが、サービス行政面では府県―市町村の協力体制で緩和され、事務配分で解決される。

現在国の機関としての知事と市町村との間に生ずる監督等の問題は、仮に府県を廃止しても中間的団体の必要となり、その機関を通しての監督は依然免れない。これが道州ともなれば三重監督となることが予想される。

この点むしる徹底的な事務配分により解決の途を考えるべきである。

財政面からの理由で府県廃止を云々する向があるが、府県を廃止すれば、市町村財政が豊かになるという考えは甘い。この点も財政の適正な配分で解決がつく。

更に町村合併が進展充実すれば、府県はいらぬというが、将来とも町村が府県を行う広域行政を処理できるかは疑わしい。又町村組合やその連合体で広域行政が処理できるとするのは、過去の経験や将来の展望から推して根本的に疑問である。

2 道州制の内容は論者により違ふので、一がい批判できぬが、国の行政の立場からする国家的統一をとる公算が大きい。従つてその長の任命は最終的には国に懸り、地方の仕事も中央の意志が加わり、それは集権的傾向の前進であり、自治の本旨に反する。

仮りに道州を設けても、若干でも行政の能率化、経済的プラスになるなら慰められるが、この点疑念を得ない。勢い府県制の中間機関の必要が生じ、

その曉は三重監督となり、簡素、能率化のネライは達成されない。何れにしてもこれまでの道州制は民主行政の否定を指向する点で疑問を持つ。

3 府県の実面意義 法の上では府県も市町村も同質の完全自治体となつてゐるが、その実面者の性質、機能は可成り異つてゐる。即ち、市町村は自然発生的（ゲマインシャフト）団体としてその機能は身近な庶民行政を主とするが、府県は目的（ゲゼルシャフト）団体として災害復旧、河川、開発等の広域行政を行い、市町村に対する補完事務も附随的に往う。従つて、二段階の場合でも、兩者の機能を区別して考える必要があり、それによつて二重監督、二重行政の非難を受けずに済む。なお府県が機関委任の形で往う国の事務については、ある程度国の監督の強化は考えてもよい。以上によつて府県の在り方を考える時、現在の府県の規模は確かに狭少であるので、この問題の打開のため、今回の調査会で何らかの具体案を作成する必要がある、又その事は数歩前進である。

道州論は上から（国の立場から）区域を定めるが、私は府県を基本とする合理的規模における完全自治体として、下からの積み上げ式で解決したい。而して適正な事務配分により府県機構の簡素化を図り、又固有財源を多く与え、府県・市町村とも五〇〇程度の税収で賄えるよう財政配分を考慮する。

なお、補助金制度は必要の最少限に止め、他は平衡交付金のような制度で処理すべきである。

制度の改革に当つても、府県と市町村は互に協力態勢を確立すれば、経費の節約にもなるし、一般の信頼も深まる。要はあくまで自治を擁護する方針の下に、市町村を基礎的地方団体として育成するとともに、府県は新しい性格の自治体として残して行くべきであると思う。

汐見委員（學識経験者）

府県の合併も道州制も具体的内容がはつきりしない現状では、俄に賛成も批判もし難いのであるが、府県制度の問題も役所本位でなく国民・国家全体の立場で考えるべきであると思う。

地方制度の改革に當つては、総合的、全体的に考えること、実行不可能な構想は避け、実現性ある案を作ること、の二点を念頭に置いて進めるべきだ。

1 全 体 性

府県財政面について各委員から独立財源を成る可く多く与えるべきだという意見が出たが、府県間財政の不均衡が甚しい現状では独立財源を増した場合、富裕県は益々財的に増強される反面、貧弱な農村県は国税の総てを貰つても知れたものであるから、独立財源の強化はほどほどにし、交付税による調整措置を講ずべきである。

府県財政のアンバランスの是正は税（国税、地方税）全体のなかの府県財政を考え、独立税、譲与税、交付税の三本建によるより外にない。

デモクラシーの考え方についても、日本では、国はバーリアメンタリシステムを採つてゐるが、地方は大統領制（プレジデンシャル、システム）であり、デモクラシー的制度が多すぎ、国民は選挙に不感症となり、選挙のマネリズムに陥つてゐる。デモクラシーも日本の国情で背負い切れる程度のものがよい。

教育委員会制度にも問題があり、米国式デモクラシーもよいが、もつと国民・住民全体の立場で考えて貰い度い。

2 実 現 性

府県の合併といつても、経済力の強い県同志が一緒になるのか、強い者と弱い者との併合かどうかはつきりせぬので見当がつかぬ。合併となれば選挙区の問題も重大である。結局地方行政が一挙に解決するような案は実行性の点が問題である。

3 道 州 制

道州制についても府県の合併と同様その内容、区域、首長の選任等明確でない限り俄かに賛同しかねる。しかし道州論が台頭する事それ自体が、現在の府県の在り方に問題があり、国民が熱意を示している証左であることは、府県のためによろこばしい。

府県の規模の合理化と云い道州制等も、お互に口角を立てて、セクシヨナリズムに陥ることなく、大きな立場に立つて全体性と実行性を考え建設的に進めて行くことを望んで已まない。

湯河委員（學識経験者）

日本の地方団体をカバーしてゐるものは大部分農山漁村である。これらの人々の多くは極めて零細な規模と経営の下に地方自治から恩恵を受け又寄与してゐる。私はこれらの人達の立場と気持ちから又日頃携つておる仕事を通じて感じ

た二、三を述べることとする。

日本の農林水産業は経済的にも立ち遅れており、手厚い指導が必要だが、これらに対する市町村の行政は不十分且つ低調であり、府県の段階である程度行われ、国において相当行われている現状である。

しかし、高度の技術、試験、研究等基礎的なものは国がやり、之を適用する面や広範囲の処理は府県規模で行うことが適切であり、又実際、府県により産業の発達に役立つよう農林水産行政が無駄なく行われている。

従つて府県をなくして之を国及び市町村の段階のみで行うことは、零細にして多数、地方的に区々にして立遅れておる現状では適当でないと思う。

これらの観点から、府県の合併も、町村合併が今暫く落ちついてから考えるべきであろう。それにしても産業経済の立場から云えば、一挙に府県を統合してよいものかどうか、容易にその適当な所以を発見するに苦しむものである。

道州制についても、全体的な行政を道州の範囲でやることは適当でないと思う。

今日の府県の問題は制度の根本的検討の前に、事務、財源の配分及び再整備の問題を先決すべきであるが、それらの点が追いつかぬままに府県をどうするかの本論が出てくることは苦しい限りである。

制度を変えても、出てくるものが必ずしもよいとは云えない。問題は個別、具体的に掘り下げて措置し解決することが大切である。

同様の立場から公選知事の問題も、これが批判の対象となつたからとて、一足飛びに官選に持つて行くことには賛成できない。民主主義の今日、公選知事にもよい面があるが、その長所が不当に隠されて悪い面許り強調されている嫌がある。

民主化された制度は日も浅いし、われわれも習熟が足りない。長い年月を懸けて完成させるべきであらう。要は目先の事にとらわれず、現状の上に立つて修正を加えることとし、根本的な変改を加えることは今日の場合適当でないと考える。

質疑應答

一問 府県の統合を下から盛り上げる力で結実させて行く実証的方法ありや。

答 (田中委員)

この点に関し知事会、府県議長会では、既に意見として現在の規模は適

当でないと思つており、更に最近では府県規模の適正化推進の一方法として適当な調査機関を設けることを打ち出している。

私見も大体その線に沿っている。全国的、画一的にでなく、ある種の問題をもつている特定の府県二、三が話し合ひで実行に移し、漸次具体化して行くことは必ずしも不可能でなく、これに対しては住民も積極的に賛成すると思う。そう云う方向に進めるための調査機関を設けて検討する必要があると思う。

二問

イ 府県を廃止した場合、試験場、教育、警察等についてどうするか。

ロ 知事の選任方法について、現知事はどう思うか。

ハ 世界各国を通じ、地方制度で府県に類する団体を必要としている国があるか。

イの答 (徳田委員)

警察は市町村自警とする。(但し国の治安については国家がやる)

学校 (高等学校)、試験場については市町村組合組織で処理できる。

ロの答 (友末委員)

知事会の決定では、直接選挙となつている。弊害の大部分の理由は選挙に伴う一般的なものであり、特に知事選挙について弊害の認められるものはないと思う。

知事側も自粛の必要があるが、弊害は一面住民の監視によつて除去できる。従つて今直ちに變えねばならないという結論は出ていない。

ハの答 (田中委員)

私の知る範囲では、連邦制をとつている国を除き、完全自治体としての地方団体を二重に持つてゐる国はない。然し、これらについては、夫々歴史的過程を経て来たものであるから我が国には直接参考にならない。

三問 知事の間接選挙をどう思うか。

答 (友末委員)

間接選挙は、過去において市長に行われた経験でも適当でなかつたと思ふ。従つて知事の選挙でも、建前は直接選挙が最も適当であり、知事会内部でも間接選挙を唱えるものはない。

第二日 (十一月三十日)

会長あいさつの後、自治庁側より配付資料の説明が行われ、前日に引つづき、左の通り府県制度に関する委員の意見開陳が続行された。

近藤委員（學識経験者）

ジャーナリストの立場から各委員の意見に対する素人の感想を述べる。

結論から云えば、現在あるものを頭から否定的に見ずに改革は必要の最少限度とし、国と地方相互間も改革に協力的態度を持すべきである。

府県の廃止は時期尚早であり、道州制も、府県の統合によりそれに近い線に持つて行く方がよい。

1 制度の改革について

一般に制度そのものには保守性が内在しており、中でも地方制度は最も保守的だ。社会を維持する準則として制度は恒久性を必要とし、余り之を改めることはいけない。

この意味で改革は漸進的に小改革主義で行くべきである。殊に地方制度には多くの固着した利益や歴史、伝統等があるので、徹底主義の改革は平和時ではあり得べからざるものと思う。

しかし制度は常に社会状況に応じて改める必要があり、その点今の府県はその後六〇年間の今日迄改革を怠つた憾がある。

2 府県廃止について

凡そ改革には有形、無形の代価が伴うが、府県を廃止した場合、その代価が如何に大きいかは計り難い。

府県廃止により生ずる経費の節約額が、失われた代価を短期間に償い得るものならよいが、日本のように貧乏国で、しかも敗戦により極度に疲弊した現段階では大きな改革は考えものである。府県を廃止することは今直ちに賛成する勇気がない。

改革案は実現可能な範囲で、予め見当をつけて差当り小改革、小修理のものを目論むべきであり、地方制度についてもその辺に歩止りを置いた方がよい。

本調査会における第一次以降二ヶ年間の審議経過を省るに、当初は府県も市側も、正面から対立的意見が目立つたが、最近では少し歩み寄つて来ているやに感ぜられる。今回の知事会、府県議長会の意見では一步を踏み出し、府県規模の適正化について、これを合理的に推進する方法まで打ち出してい

る。之は正に進歩であり、われわれに心強い希望を懷かせる。

一方市側も中間機関の必要は認めているのだから、何とか話しづくで町村議長会の提唱する程度のもので纏る方向にもつていけないものだろうか。

府県を非難する論議は、府県側が大都市を阻止することが有力な理由となつていようだが、この点関係団体が話し合ひで統合につき基本的な線でも決めれば、大都市側から来る府県排除の気圧を低めることとなり、更に細部の打合せも可能となろう。

これを方向づける町村合併も、その結果をよく見た上で、府県の統合は時間的幅を持たして漸進的に実施に移すようにし、道州制の可否論も、もつと時間を懸けて慎重を期すべきであらう。

中井委員（大阪市長）

1 府県制度改革の必要性

現行府県は明治二十三年にできたものであり、その後今日迄の長い間、府県の果たした役割、残した業績は相当大なるものがあると思う。否現在でもその継続である。たしかに過去における市町村の自治行政は極めて幼稚であつたことは肯定できる。従つて又府県の恩恵に預ることも多大であつたが、今日では人口の激増とその離村向都の傾向、鉄道、道路、通信或は産業等の高度の発達により市町村もいわば子供が大人になつた恰好で、行政にも自信が付いて来た。即ちこれらの社会、経済情勢の変遷に伴い従来の府県制度に対する批判が生じ、何等かの改革を加える必要が痛感されることとなつた。ことに今度の町村合併の実施がその必要度に拍車を懸けたことは争えない。しかし府県制度改革は急激に行うべきでなく、又それは困難であらうが、市町村の自治意識が高まり、自らの責任で処理したいという熱意があるのであるならば、市町村に重点を置いたある程度の目標を立て漸進的に行うべきである。この改革の目標としては中間的なものとして、

イ 府県の統合等による区域の変更であるが、それが直ちに実行困難であるならば、

ロ あるものを描いてそれに向つて進む方が容易であらう。

ハ 或は市町村の連合組織によることも考えられるが、

これらの点については、適当な調査機関を設けて時代に即した制度を樹て研究されることが好ましい。何れにせよ市町村が基礎的地方団体であるとい

う大原則に則つて、市町村には可能な限りのものを与えることを第一義的に考え、府県には広域行政（河川改修、電源開発等）のみとし、他は挙げて市町村事務とし、改革に向う方策として事務配分等の取扱で大なる摩擦なく行くとする。

2 大都市の問題

大都市制度については、既に出された第一次答申の線に沿つて事務及び財源配分を実施すべきであるが、問題は残存郡部をどうするかが反対論者の根拠となつてゐる。

しかしこの点については、自治庁から示された資料等から見ても、京都を除く他の府県については残存郡部だけでも優に他府県の中位、或はそれ以上の行財政力を持つことが数字的に立証されておるので、改革の障害とはならないと思う。

3 都 制

東京都制についても、もつと突込んだ将来の策定が必要であらう。要するに改革に当つては、余り易きにつかないで社会情勢等の変化に應じて地方制度も改変せらるべき方向に向つて行ふべきであると考えらる。

藤山委員（學識経験者）

私は商工会議所全体の意見として述べる。

今日の府県制度は当然改廃すべきである。而してその改革の目標は行政の簡素、能率化の線に則つて行い、過去の歴史にこだわる必要はない。現在の府県区域の狭隘なことは、どの方面から見ても明かである。例を電源開発にとつても周知のように、過般の水利権をめぐる東北二県の対立の如きは、経済人から見た場合余りに馬鹿げている。これでは行政の円滑、敏速は期し難く、現在の府県の区画は日本経済の発展を阻害し、あらゆる面で経済効果を削減しているといつても過言ではない。深く府県を併合して区域をもつと広げるような画期的改革を断行すべきである。

一方国の出先機関にも問題があるので、これらの二つを調整する方策を樹てることがあり、卒直に云つて道州制（既成概念に泥われない）がよい。即ち概ね八つぐらいのブロックとすることが妥当であらう。これによつても富貧の差はできるであらうが、この範囲で平均化ができれば非常に能率的に運営できると思う。ただその場合の組織であるが、戦後の民選知事は善悪の両面を極端に

もつてゐるので、国の出先機関（財務局、通産局、農地事務局等）を統合して州に取り入れ、その段階で大中に許認可権その他諸行政を一貫して行使するようにし、首長は民選知事の長所と国の官吏としてのよい点とをミックスした性格のものにすればよい。このような形で道州制を実施して貰い度い。

要するに、国、地方それぞれの立場を離れ、五十年先の社会情勢にも照応し得るような案（どうせ実現は漸次的になることが予想される）を羅み出すべきである。

なお、区域の設定に當つては経済的な見地を十分考慮すべきであることを附け加えておく。

松岡委員（神奈川県議議長）

中井委員の意見に対し府県議長会の立場から一言申し上げる。

先程中井委員から大都市問題について、京都を除く他の関係府県の残存郡部の独立は十分可能であると述べられたが、われわれはその然らざる所以を示して今日迄数次に亘り特別市制に反対の論旨を発表して来ている。府県制度に悪い面があれば、これを改善するとしても、氏の見解は府県を減らそうという気運にある時、逆に今より新たに府県の団体を設ける結果となる。要するにこの問題は単に数字的に立証解決できる問題ではない。なおこの問題を府県規模の適正化の一環として取り上げようというのなら、問題は自ら別であることを申し加えておく。

右終つて一たん休憩ののち、運営委員の意見をまとめた結果、再開、次回の日取、審議方法等冒頭記載の通りとすることに申し合せた。

地方制度調査会（第二次）第六回總會

地方制度調査会の第六回總會は、十二月十七日総理官邸で行われた。

当日は、新任西田自治庁長官より、

政府は地方制度改革について、本会の自主的な審議検討による答申を期待している。

旨のあいさつの外、参考人として、次の六氏の意見（大要左の通り）聴取が行われた。

なお、次の申し合せをした。

1 次期総会は明年一月十八日に開き、未発表委員の意見及び引つづき委員外参考人の意見を聴くこと。

2 右十八日以前に衆院解散のあつた場合は、学識経験者で構成する特別委員会を設け検討を続ける。

記

下村 宏(元国務大臣)

内海 清(国土総合開発審議会委員)

岸 喜二雄(経済団体連合会)

工藤 友恵(関西経済団体連合会)

山高 しげり(全国地域婦人団体連絡協議会長)

浅羽 富造(地公労副委員長)

下村 広氏(元国務大臣)

1 道州制、府県の合併は五十年來の持論

私は道州、府県の合併については、過去五十年に亘つてたえず述べつづけてきている。それは海外に留学して得た結論である。

例を米国にとつても、戦前の日本はアメリカのテキサス一州の中へ入つてしまひ、戦後はカリフォルニア一州にスッポリ入つてしまふ。それに最近では町村合併が続けられているという新要素もあり、明治時代十七万を算した町村数は、町村合併促進法の下、現在では七千二百余に減つてきている。

私は和歌山県の出身であるが、昔は大阪へ行くのに一日かかったものだが、今では一時間でいける。かように交通は発達し、町村は合併し、市は増加する傾向にあるのに、府県が旧態依然のまま存在しているということは寧ろ滑稽である。

府県を合併により区域を合理化することは誰も異存はないと思う。

2 府県の分立と電気事業

私が府県合同を唱え始めたのは、日露戦争直後であつた。その頃欧州から帰朝した私は、通信省通信局法規課の電気取締係となつた。私が府県合同の要を痛感したのは、たまたま電気事業監督の機、電灯事業は道府県に跨れる為、各県の協定がおくれ、小県の分立がいかに統制を欠き、許可や認可に手数をかけ、金と時と労力を浪費するか計り難いものがあるかを体験し残念に

思つた。

更に、水利権の問題にからんでくると、府県別に区域を異にする事がいかに事業の進行を阻害するか分らない。水利権のゴタゴタは絶えず至るところで起つた。

(宇治川の水利権、吉野川、仁淀川の電力計画、富山県耳川の水电、近くは福島、新潟、栃木、群馬にまたがる只見川の水力問題等、枚挙にいとまがない。)

又、高压線設置についても同様の問題があつた。

3 小県分立による弊害の事例

道路についても、各府県間をつなぐ道路がその幅員を異にしていたり、又大府県に比べ小県の道路、橋梁は格段の見劣りがする等の事例があり、なかなか朝日(新聞)に社中の体験でいまだに忘れられない事は、甲子園中等学校野球の映画の検閲であつた。一夜に道府県公開されるのに、フィルムはそれぞれ所在の県庁の検閲をうければならない。学校野球の映画まで検閲がいるとは一寸常識では考えられない。

之に似た例は演劇脚本にもある。東京で認可され、上演されているそれを大阪ではいけないという。

大県と小県の間に、その仕事の性質なり、分量に、又財政力に格段のちがひがあるが、之が合同により、いかに経費が節減され行政効果が挙がるか知れない。

奈良県が大阪府に合併されれば、奈良県内の観光設備は、教段と充実される。さらに道州制となれば、琵琶湖から、京都、奈良、和歌山の観光計画は一連的に強化される事となる。

4 地方行政協議会と地方総監制

戦争中東条内閣が、行政協議会を設けたが、上級官庁としての権限が足りないため、小磯内閣のとき一步強化した地方総監府の構想が糊てられた。が之には反対があり、鈴木内閣になつてとにかく実現した。これは道州の卵子とも言ふべきもので、私は当時国務大臣の一員として差出口ながら年来の宿論であつたから、終戦後も存続強化すべきであると述べた。

協議会や総監制は相当の効果を挙げたと思つている。

(鳥取の大震災における応急復旧工事の遂行、琵琶湖淀川河水統制事

業の企等)

しかし、終戦となり、アメリカの占領行政下に入つたが、これらは探るところとならず、簡単に逆戻りしてしまつた。

5 道州制主張の要点

府県分立を改廃する対策として「府県合同」と「道州制」の二方法があるが、府県合同は実行困難と思う。かつて政友会内閣の時、府県合同が提案される所まで漕ぎつけたが、結局不成立となつた。それは合併する方は積極的になるが、される方は政治的に不利なので反対したからである。

道州制を布いた場合考えられる事は、道州庁からいきなり市町村直通は飛びすぎて、却つて不便であろう。その中間の政庁として今の県又はそれより狭小なものが考えられる(例えば、福岡県内の小倉、飯塚、福岡、久留米。佐賀県内の佐賀、唐津。長崎県内の厳原、佐世保、長崎、福江等)。

この参考となるものに北海道がある。北海道に支庁があるように、現行の府県又はそれ以下のものが必要となるが、それらにどれだけの権限を持たせるかが問題である。多くもたせた場合、制度を改めた意味がないし、少くても経費の増嵩を来すこととなる。又、現在の国の出先機関の権限の分割、統合も問題となる。

道州制による利点は数々あるが、例えば、電力の場合でも道州で方針が決まれば、水利権等の問題も一挙に簡単に片がつく。

由来、日本人の病根は近視眼的な割拠分立を旨とする島国根性である。徳川三百諸侯を分封し、その上士農工商の階級に分けたことが日本人に大きな欠陥を与えたが、この封建的な根性は今なお抜け切れず、その特色は遠く海外にまで異彩を放っている。

道州制は、この島国根性を脱却する意味においても、緊要事なりと確信する。

6 府県の統合より道州制の採用

要するにこの問題は、小異を捨て大同につくべきで、その為には府県の合併より、府県を廃止し、道州制の面を推進すべきである。その際支庁は県という名称を残し、気分を緩和する必要があると思う。

町村の合併、産業、交通の発達を考慮してみても、現行府県の制度には矛盾があるので、当調査会は府県の簡素合理化につき適切妥当な案を打ちたて

られるよう切望してやまない。

内海清温氏(国土総合開発審議会委員)

土木技術者として、国土総合開発の立場から私見を述べる。

総合開発の見地から現在の府県を見た場合、結論から先へ言えば、その区域が余りに小さく、開発に支障を来している。従つて区域が広くなければそれだけ障壁は少くなり、開発も相当楽に進められるであらう。

以下、二、三支障となる事例を挙げてみると、

1 大淀川開発

三十余年前、宮崎県の大淀川を開発し、福岡県へ送電する問題が起つたとき、水利権をめぐり、全県民が県外送電絶対反対の運動を起し、既に着工したにかかわらず、知事は事業施行者と県民との板挟みに遇い、六、七代知事の交替のうちに「宮崎県内に需要が生じた場合、電力の二分の一を同県内に振向ける」ことを条件に漸く解決した。

2 只見川開発

只見川開発は、戦後直ちに着工すべきなのに、福島、新潟両県に紛争が生じ、昨年漸く妥結、着工は今年になつて終つた。

3 利根川治水

利根川の治水計画は、上流の群馬県に数箇の貯水池を作れば下流は助かるが、下流が茨城、埼玉、千葉の三県となつてゐるため、総合計画に対する意見が一致せず難航している。

4 灌漑用水

銅山川の灌漑排水工事も、下流の徳島県をうるおすことになるため、上流の愛媛県との話がつかず、二十九年懸つて漸く解決した。

5 道路新設

鳥取県と兵庫県との間に中国山脈があり、現在鳥取市と姫路市とは鉄路十時間かかるが、この間道路を新設すれば、トラックで三時間足らずで貨物輸送ができる。これは鳥取県にとつて大なる利益となるが、兵庫県には得るところ少ないため今だに実現を見ないでいる。

以上、府県規模の狭小が、如何に国土の最高度の開発を阻むものであるかの実例を示したが、もし府県が統合されれば、これらの支障の大部分は解消される。ただこの場合、府県民の協同意識、地方意識が働き、スムーズには行かぬ

だろうが、交通が開け、道路ができれば、住民の接触は密になり、又近親感も深まり、結局一つになると思う。

府県の境界を撤廃して、より大きくなることを望む。

なお、道州制については、拡大された府県を道州とするか、又その場合、それを自治体とするか否かについては未だ検討していないので、又の機会に譲りたい。

岸 喜二雄氏（経済団体連合会常務理事）

地方制度改革については、会（経団連）としては、まだジスカスしたことはない。ただ財界人の時折りの集りで話が出る程度なので、以下は主として私の個人的意見である。

1 府県の統合は必要

現在の府県の区域は狭すぎるから、統合は是非必要と思う。人口七百万の東京都と、七十万の鳥取県が同じ制度で扱われていることは不合理である。

現在の日本には、金のかからぬ行政が必要であると財界人は言っている。

もともと府県は自然発生的にできたものでなく、行政区画として作られたものだが、明治以来の長い歴史をもっているので、これを一気に改革するのは困難だろうから、大きい筋で統合にもつて行くべきである。

2 財政面から見た府県制度

現在、歳入中に占める税収入の割合は二〇％以下の県が大部分であるが、これでも地方団体ということはナンセンスである。この面からも思い切った統合が望ましい。

3 教育制度の改革

現行の教育制度についても手を入れる必要がある。九年間の義務教育は日本の経済力が堪え得るかどうかが疑問である。

昭和二十七年の日本の一人当り所得は国連の調査によると、世界の三番目であり、スペインやガテマラより低い。二十八年でも到底一〇番以内には入れない。それにもかかわらず、六・三制をとっている。戦前には八年制も通らなかつた程だ。六・三制は重荷すぎる。

各国の例を見ると、九年制はアメリカと日本だけで、他はイギリスを除き皆八年制以下だ。

この事実、国民所得が三一番目である日本としては検討の要がある。

大学も県立がはたして必要か疑問である。

以上の外、警察その他の行政についても支出が多すぎ、無駄が多い。要するに、現在の府県制度はあらゆる面から問題を残している。

工藤友恵氏（関西経済団体連合会事務局長）

以下述べるところは、会（関経連）の正式意見ではないが、方向としては大体関西経済人の考え方である。

1 地方制度改革の必要性と府県の廃止

地方制度の改革は確かに必要である。

地方財政は逼迫し、その赤字は二十八年度決算において四五〇億円に達したが、これは自治の根底を揺がす大問題である。これを増税により処理することは住民の担税力が限界に達しているので不可能だし、経費の節約も無理である。

私は自治の理念と経済的要請の点から、制度としての府県は廃止すべきだと思う。

国、府県、市町村の三者を調整し、財政を適正化すべきであるが、基礎的地方団体はあくまで住民に直結する市町村のみとし、現在のように、沿革的にも国の行政区画として発展してきた府県を市町村の上に置く二重構造は屋上屋を重ねることとなるし、総合開発についても、資金、資料等の面で府県が存在が大いにこれを阻害する結果となつている。

2 道州制の採用

以上の諸点から府県は廃止し、道州制をとることが妥当と思う。但し、道州制を採用する場合、人口や面積のみによらず、交通、産業、経済等を総合的に考えてきめるべきで、伝えられる九ブロック案にこだわるべきでない。

府県の統合は、住民感情等、従来の行きがかり上円滑に実行でき難いが、市町村を完全自治体として育成すれば、道州は国の行政機関でも良いと考えられる。地方財政健全化の面からいっても道州は国の機関であるべきだ。なお、この場合、国の出先機関は道州に吸収すればよい。

以上はごく常識的な見解で、議論の余地はないと思う。

山高しげり氏（全国地域婦人団体連絡協議会長）

1 地方行政に対する苦情

婦人の立場から見たというか、私個人の狭い角度から体験を通して見た、地方行政に対する悩みを述べ参考に供したい。

例を未亡人の場合にとつてみると、未亡人が再起する場合、母子福祉資金が貸付けられるが、市町村役場や福祉事務所の機構が貧弱なためか、その機能が十分に發揮できない傾きがある。

そこで事務所の拡充を県に要望しても、地方財政の苦しい事を聞かされ、ケリがつかず、最後は国へ訴えざるを得なくなり、か弱い未亡人が国会や政府へ陳情するという事態が生じてくる。

一事で万事を律することは危険であるが、これらの事例は結局問題の解決を何でも上へ上へともつて行く方向をたどる結果となり、国のもつ割合が増えて、末端は余り責任を感じない事となる。

これではどうか。このような問題は下の団体でも解決できるようにすることが必要だと思う。

即ち、行政の重点をもつと下に引下げるべきであると同時に、われわれも地方自治の育成に力を添えたい。

2 府県の統合・道州制

今の府県の地域は狭すぎるので統合が望ましい。

この場合、単に府県の統合か、或は道州の形をとるものか、人により議論が違ふのでどつちがよいかは解らぬが、何れにしろ、国と市町村との中間にある団体の首長は公選であつて欲しい。

厚生行政も、教府県併合でやれば巧く行くと思う。

浅羽富造氏（地公勞副委員長）

1 府県の統合・道州制は問題

府県の生い立ちが自然発生的でないという点をとらえて、兎や角言うのは物の一面的な見方であつて当らない。

府県制が明治以来現在まで続いていることは、それだけの存在理由があるからだという事を見逃してはならない。勿論われわれも現在にあまんじているわけではない。現行府県制には改革せねばならぬ点が多くあり、行き詰りを来していると言えようが、さればといつて、それが打開の道を直ちに府県の統合や道州制の実現にまで飛躍することは問題である。かような大問題はもつと慎重な態度で望むべきであらう。

2

行財政の改革が先決

戦後の地方行政のあり方に対しては重大な変革が加えられ、制度の外形は整備したが、実質がともなわず、その実態は自治の本旨に沿っているとは言えない。

（一）地方財政の確立

これを財政面からみて、自主財源は僅少で、地方財政は窮乏している状態である。これでは自治の完全な遂行は覺つかない。問題の解決は当面財政的な基礎を確立することである。

（二）行政事務の適正配分

又行政面からみて、現在国の事務で府県に移すべきものは府県に、府県の事務も市町村に委ねることが適当なものは市町村優先の原則に従い、市町村に移譲する等事務の適正配分が必要である。

以上府県の改革については、現段階では地方自治の本旨から財政行政の両面の改革を検討することが先決問題であり、府県の併合や、道州制の如きは、よくよく慎重を期すべきである。





昭和 29 年度修正地方財政計画

附 修正地方債計画

自治庁が決定した昭和29年度予算補正に伴う修正地方財政計画は、次のとおりである。

概 要

第一表による修正地方財政計画によれば、本年度の地方財政規模は、今回の修正により、当初の967,838百万円に対し、12,513百万円増加し、980,351百万円になった。

右増加経費のうち、地方負担分の内訳と、これに対する財源措置方法（地方交付税交付団体に貸し措置するもの）は、第二表の通りであり、結局、今回の修正による地方の負担増総額は、10,316百万円、これに対する要財源措置額は、8,312百万円になっている。（第二表A、B各欄参照）

なお、増加経費と地方負担額との差額 2,197百万円は、国庫補助額であり、その内訳は、第三表の通りである。

費 目 別 内 訳

一 警察費の是正に伴う経費の増（第一表AのⅡの1）

増 加 額	5,624百万円
国 庫 補 助	227百万円
地方一般財源	5,397百万円

修正により増加した5,624百万円の内訳は、次の通り。

4 制度改正に伴う分＝給与費、庁費等の道府県単独負担金及び警察行政費がそれぞれ 5,418百万円、454百万円増加した反面、給与調整手当が 310百万円減少となり、差引 5,562百万円の増となった。

ロ 行政整理に伴う分＝行政整理が当初の予定通り行われなかったため、普通庁費等の節約額が 760百万円復活するとともに、退職手当及び昇給給費が 698百万円不用品となったため、差引 162百万円の増となった。

右の増加額は、国庫補助金 227百万円（第三表 1） 地方一般財源 5,397百万円（第二表 A 欄の 1）で賄われる。

このうち、地方交付税交付団体分（以下交付団体分という。）は 4,169百万円で、これに要する経費は、国庫補助金 169百万円、地方一般財源 4,000百万円、（第二表 B 欄の 1）で賄われる。

なお、交付団体分の負担額については「地方交付税の特例法」及び法人税の自然増収に伴う交付税への繰入額の増加分 4,000百万円を充当することにより、措置されている。

二 生活保護者に係る経費の増（第一表 A のⅡの 4）

総 額	8,781百万円
国 庫 補 助	7,013百万円
地 方 負 担	1,768百万円

修正による増加額は、国庫補助額 7,013百万円（第三表 2）、地方負担額 1,768百万円（第二表 A 欄の 4）、計 8,781百万円である。

なお、地方負担額のうち、交付団体に対する財源措置額は 1,419百万円となっている。（第二表 B 欄の 4）

三 失業対策事業費の増加（第一表 A のⅡの 5）

事 業 費	1,403百万円
国 庫 補 助	850百万円
地 方 負 担	553百万円

国は、当初予算において失業対策事業の就労人員を 1 日平均 163 千人と予定していたが、財政健全化政策の推進に伴い、失業者が漸増したため、今回の予算補正で 1 日 170 千人を就労させることとし、これに必要な経費として 850 百万円を計上した。（第三表 3）

これに伴い、本事業に対する地方の負担額は 553 百万円（第五表 A 欄の 5）

となり、事業費総額は1,403百万円となった。(第一表AのⅡの5)

四 被災労働者緊急対策に係る災害復旧費の増加 (第一表AのⅡの6)

総 額	
国 庫 補 助	440百万円
地 方 負 担	381百万円
	59百万円

石炭業界の不振から、被災労働者の失業が増加したため、国がこの対策として、今回の予算補正に当り、災害復旧事業費381百万円計上したため(第三表4)、これに伴い地方負担額は59百万円増加し(第二表6)、本事業の総額は440百万円となった。(第一表AのⅡの6)

なお、別表中では記載されていないが、地方負担額の内訳は、都道府県 55,744千円、市町村3,859千円となっている。

五 本年発生災害復旧事業費の既定計画との増減差額 (第一表AのⅡの7)

イ 公共事業費

事 業 費	
国 庫 補 助	507百万円
地 方 負 担	900百万円
	1,407百万円

当初計画に計上された本年発生災害復旧事業費は、昨年度計上額より15,972百万円減少し、70,825百万円となっていた。これは昨年の災害が異常に大きく、復旧額が多額に上った関係から、通常年度における災害復旧所要額程度に減額して、計上されたことによるものである。

その後本年災害が当初の予想を上廻ったため、復旧事業費は今回の修正では総額507百万円の増加となったが(第一表Aの7の(4))、本年災害については、昨年災害のように国庫の高率補助を内容とした特別法が適用されなかったため、国庫補助額は災害復旧額が増加したにかかわらず、逆に900百万円の減となり(第三表5の(4))、結局、地方の負担すべき額は1,407百万円増額された。(第二表A欄の7の(4))

ロ 単独事業費 (第一表AのⅡの7の(4))

本年発生災害に係る単独事業費の推計額は4,276百万円であるが、当初計画で2,912百万円計上されているので、今回の修正では、その差額1,364百万円計上された。(第一表AのⅡの7のロ、第二表7の(4))

六 国の予算補正に伴う公共事業費の減 (第一表AのⅡの8)

イ 普通補助事業分の節約 (第一表AのⅡの8の(4))

総 額	
国 庫 補 助	△ 1,498百万円
地 方 負 担	△ 285百万円
	△ 1,213百万円

国の予算補正により、普通補助事業中、節約を見込まれた額は、国庫補助分 285百万円(第三表6の(4))、地方負担分 1,213百万円(第二表A欄8の(4))、計1,498百万円(第一表AのⅡの8の(4))となっている。

なお、交付団体分の節約額は90百万円となっている。(第二表B欄8の(4))

ロ 公共事業費の節約 (第一表AのⅡの8の(4))

総 額	
国 庫 補 助	△ 9,026百万円
地 方 負 担	△ 5,089百万円
	△ 3,937百万円

当初計画においては、昨年度計画規模に比し3,074百万円増の141,737百万円計上されたが、今回の予算補正に伴い、国庫補助分 5,089百万円(第三表6の(4))、地方負担分 3,937百万円(第二表8の(4))、計9,026百万円の節約が見込まれた。(第一表Aの8の(4))

第一表

昭和 29 年度修正地方財政計画

(単位百万円)

A 歳 出		事 項		総 額	
I 既定地方財政規模		II 昭和29年度修正新規財政需要額			
1	警察費の足正に伴う経費の増			967,838	
2	道路整備五カ年計画に伴う措置費			12,513	
3	昭和28年度交付公債に係る公債費の増			5,624	
4	生活保護者に係る経費の増			3,800	
5	失業対策事業費の増			637	
				8,781	
				1,403	

第二表

増加経費の内訳及び右に対する財源措置方法に関する調

(単位百万円)

		地方負担の総額(A)		左の中要財源措置分(B)	
事 項					
1	警察費の是正に伴う経費の増	5,397	4,000		
2	道路整備五カ年計画に伴う措置費	3,800	3,800		
3	昭和30年度交付公債に係る公債費の増	637	637		
4	生活保護費に係る経費の増	1,768	1,419		
5	失業対策事業費の増	553	553		
6	炭鉱労務者緊急対策に係る被害復旧費の増	59	59		
7	本年発生災害復旧費の既定計画額との増減差額	2,771	2,771		
(イ)	公共事業費	1,407	1,407		
(ロ)	単独事業費	1,364	1,364		
8	国の予算補正に伴う公共事業費等の減	5,150	4,927		
(イ)	普通補助経費	1,213	990		
(ロ)	公共事業費	3,937	3,937		
9	地方交付税の不交付団体に係る超過財源の増減額	481	—		
計		10,316	8,312		
		同上不足財源措置			
1	地方交付税の増	4,000	4,000		
2	地方債の増減	2,377	2,377		
(イ)	普通公債の増	3,059	3,059		
(ロ)	交付公債の減	682	682		
3	地方税の増減	3,939	1,935		
(イ)	法人事業税の増収	3,532	2,119		
(ロ)	道府県民税法人税割の増収	536	536		
(ハ)	市町村民税法人税割の増収	1,379	567		
(ニ)	煙草消費税の減収	1,508	1,057		
計		10,316	8,312		

		當 初 修 正 計 画 に 昭 和 29 年 度 地 方 財 政 計 画 額	
事 項			
B	歳 入		
1	地 方 税	349,252	3,939
2	地方譲与税	23,472	—
3	地方交付税	121,600	4,000
4	国庫支出金	269,987	2,197
(イ)	義務教育費国庫負担金	70,000	—
(ロ)	その他の普通補助金	59,757	6,955
(ハ)	公共事業補助負担金	129,130	5,608
(ニ)	一 般	69,755	5,089
(ホ)	災 害	59,375	519
(ロ)	失業者対策事業費国庫負担金	11,100	850
5	地 方 債	95,700	2,377
(イ)	普通公債	85,000	3,059
(ロ)	交付公債	10,700	682
6	雑 収 入	107,827	—
(イ)	使用料手数料	33,018	—
(ロ)	雑 入	74,809	—
合 計		967,838	12,513

計

第三表

国庫補助金の内訳に関する調

區 分	(単位百万円)	
	修 正	額
1 警察費の是正に伴う経費の増	227	
2 生活保護費に係る経費	7,013	
3 失業対策事業費の増	850	
4 炭鉱労務者緊急対策に関する鉱山復旧費の増	381	
5 本年発生災害復旧費の既定計画額との増減差額	△ 900	
(イ) 公共事業費	△ 900	
(ロ) 単独事業費	0	
6 国の予算補正に伴う公共事業費等の減	△ 5,374	
(イ) 普通補助経費	△ 285	
(ロ) 公共事業費	△ 5,089	
計	2,197	

昭和 29 年度修正地方債計画

費 目	(単位百万円)	
	地方負担額	起 債 額
	直接 補正 金	交付 公債 政府 資金
	(A)	(B) (C) (B)+(C)
① 一般 会 計 分	94	637 731 94 357 60 417
(一) 一般補助事業	6	122 128 6 113 0 113
(イ) 過 年 災 害	3	87 90 3 78 0 78
(ロ) 現 年 災 害	3	35 38 3 35 0 35
(二) 単独災害復旧事業	0	142 142 0 104 0 104
(イ) 養務教育施設	0	179 179 0 102 15 117

(イ) 補助事業分 (除老 村校舎)	0	33	33	0	27	0	27
(ロ) 単独事業分 (老朽改 修及び増築分、舎老 朽校舎補助負担分)	0	146	146	0	75	15	90
(三) 一般単独事業	0	415	415	0	65	45	100
(四) 道路整備五年計画 に伴う財源措置費	0	38	38	0	4	15	19
合 計	100	1,533	1,633	100	745	135	880

② 公 営 企 業 会 計 分	0	266	266	0	85	15	100
(一) 電気事業	0	469	469	0	70	30	100
(二) 上水道事業	0	107	107	0	11	4	15
(三) 病院事業	0	154	154	0	5	15	20
(四) 交通事業	0	64	64	0	8	1	9
其の他の事業	0	1,056	1,056	0	179	65	244
計	100	2,589	2,689	100	924	200	1,124

(注)

- 1 地方負担額欄は、一般会計分にあつては地方財政計画上の数字、公営企業会計分にあつては起債申請額を示す。
- 2 公債の割振については、金融市場、地方公共団体の公営能力等の状況により変動するものがあるものとする。
- 3 道路整理五年計画に伴う措置費は、一般補助事業又は一般単独事業に充当するものとする。

本年産米の推定実収高

6,750 万余石

農林省は、12月25日本年産米推定実収高を次のように発表した。

- ① これによると、作付面積は3,063,289町歩。
- ② 推定実収高は、水稻は 59,302,300石、陸稻は1,453,371石、計60,75

5,671石となつてゐる。

③ この数字は、10月15日現在の予想收穫高60,755,671石に比べ、1,973,829石の減収であり、

④ 28年の推定実収高 54,923,800石に比べ、5,831,871石の増収であるが、平年作を540万石下廻つてゐる。

⑤ なお、本道は、1,826,151石で、10月15日現在の予想收穫高1,819,970石より6,081石の減収で、28年の推定実収高に比べ、463,119石の減収となつてゐる。

昭和 29 年産水稻および陸稻推定実収高

都 道 府 県 別	水		稻		對作付面積反 當収量 (石)
	作付面積 および全 籾(町)	立毛皆無 收穫面 積(町)	收穫面積 (町)	反 當 収 量 (石)	
全 国	2,911,850	11,780	2,900,070	2,045	59,302,300
					2,037
北 海 道	155,920	6,980	148,940	1,226	1,826,100
					1,171
青 森	71,100	520	70,580	1,888	1,332,600
					1,874
岩 手	64,710	70	64,640	2,116	1,367,800
					2,114
宮 城	104,490	60	104,430	2,237	2,336,100
					2,236
秋 田	104,680	40	104,640	2,341	2,449,600
					2,340
山 形	97,750	30	97,720	2,727	2,664,800
					2,726
福 島	98,900	80	98,820	2,199	2,173,100
					2,197
茨 城	93,520	30	93,490	2,180	2,038,100
					2,179
栃 木	75,010	0	75,010	1,932	1,449,200
					1,932
群 馬	35,710	30	35,680	2,179	777,500
					2,177
埼 玉	67,925	0	67,920	1,990	1,351,600
					1,990
千 葉	101,050	150	100,900	2,129	2,148,200
					2,126
東 京					
神 奈 川	7,280	0	7,280	1,860	135,400
					1,859
	17,380	10	17,370	2,021	351,000
					2,020
新 潟	176,980	20	176,960	2,546	4,505,400
					2,546
富 山	73,090	0	73,090	2,211	1,616,000
					2,211
石 川	51,020	10	51,010	2,421	1,235,000
					2,421
福 井	45,930	10	45,920	2,100	964,300
					2,099
山 梨	17,120	20	17,100	2,396	409,700
					2,393
長 野	70,550	0	70,550	2,792	1,969,800
					2,792
岐 阜	61,940	60	61,880	2,044	1,264,800
					2,042
静 岡	56,360	130	56,230	2,001	1,125,200
					1,996
愛 知	85,680	60	85,620	1,982	1,697,000
					1,980
三 重	67,410	150	67,260	1,698	1,142,100
					1,694
滋 賀	61,210	0	61,210	2,307	1,412,100
					2,307
京 都	36,380	30	36,350	2,102	764,100
					2,100
大 阪	30,560	40	30,520	2,132	650,700
					2,129
兵 庫	88,690	340	88,350	1,675	1,479,900
					1,669
奈 良	27,570	10	27,560	2,243	618,200
					2,242
和 歌 山	26,420	60	26,360	1,806	476,100
					1,802
鳥 取	31,490	0	31,490	2,027	638,300
					2,027
島 根	49,200	20	49,180	1,815	892,600
					1,814
岡 山	80,300	350	79,950	1,800	1,439,100
					1,792
広 島	69,470	290	69,180	1,878	1,299,200
					1,870
山 口	64,520	280	64,240	1,772	1,138,300
					1,764
徳 島	28,620	160	28,460	1,394	396,700
					1,386
香 川	35,950	110	35,840	1,956	701,000
					1,950
愛 媛	40,460	300	40,160	1,904	764,600
					1,890

〔備考〕 対作付面積反収は、反当収量（対收穫面積）× 收穫面積により計算してある。この際、立毛皆無および全面に死面積ならびに收穫面積は、ラウソド苗の数値を用いてある。なお、陸稲もこれと同じである。

道 別	作付面積 (町)	立毛皆無 および全面 死面積 (町)	收穫面積 (町)	反 当 収 量 (石)	推 定 収 量 (石)	對作付 面積反 當収量 (石)
高 知	36,270	100	36,170	1.221	441,600	1.218
福 岡	93,170	180	92,990	2.150	1,999,300	1.146
佐 賀	52,670	10	52,660	2.260	1,190,100	2.259
長 崎	30,480	70	30,410	1.918	583,300	1.914
熊 本	73,620	90	73,530	2.139	1,572,800	2.136
大 分	50,850	270	50,580	1.684	851,800	1.675
宮 崎	46,870	510	46,300	1.357	629,100	1.342
鹿 兒 島	55,580	100	55,480	1.862	1,033,000	1.859
〔北海道内訳〕						
札幌	119,100	520	118,580	1.354	1,605,600	1.348
北 見	7,350	4,180	3,170	0.037	1,200	0.016
函 館	21,500	320	21,180	0.845	179,000	0.832
帯 広	7,970	1,960	6,010	0.670	40,300	0.505
青 森	410	20	390	0.275	1,100	0.263
岩 手	670	30	640	0.553	3,500	0.528
宮 城	670	160	510	0.590	3,000	0.448
秋 田	900	0	900	0.719	6,500	0.718
山 形	280	0	280	0.866	2,400	0.857
福 島	2,170	180	1,990	0.697	13,900	0.639
茨 城	28,410	140	28,270	0.982	277,600	0.977
栃 木	14,910	110	14,800	0.934	138,200	0.927
群 馬	16,170	160	16,010	0.945	151,300	0.936
埼 玉	19,800	100	19,700	1.032	203,300	1.027
千 葉	10,180	—	10,180	1.150	117,100	1.150
東 京	7,280	40	7,240	0.994	72,000	0.988
神 奈 川	9,630	0	9,630	1.054	101,500	1.054
新 潟	300	—	300	0.755	2,300	0.755
富 山	80	—	80	0.976	780	0.976
石 川	13	—	13	1.003	130	1.002
福 井	21	—	21	0.980	210	0.980
山 梨	1,080	30	1,050	0.886	9,300	0.862
長 野	640	0	640	0.790	5,100	0.788
岐 阜	1,920	0	1,920	1.038	19,900	1.037
静 岡	4,450	—	4,450	1.006	44,800	1.006
愛 知	2,570	10	3,560	1.097	28,100	1.093
三 重	2,650	10	2,640	0.869	22,900	0.867
滋 賀	45	—	45	0.969	440	0.969
京 都	60	—	60	0.943	570	0.943
大 阪	12	—	12	0.907	110	0.907
兵 庫	36	2	34	0.721	250	0.681
和 歌 山	65	3	62	0.897	560	0.856
奈 良	140	0	140	0.867	1,200	0.861
鳥 取	500	10	490	0.797	3,900	0.776
島 根	20	—	20	0.706	140	0.706
岡 山	200	0	200	0.442	880	0.440
廣 島	140	0	140	0.859	1,200	0.847

山口	50	—	50	0.874	440	0.874	福島	101,070	260	100,810	2,187,000	718,700
徳島	1,000	30	970	0.703	6,800	0.683	茨城	121,930	170	121,760	2,315,700	726,900
香川	47	0	47	0.660	310	0.660	栃木	89,920	110	89,810	1,587,400	446,400
愛媛	210	10	200	0.605	1,200	0.588	群馬	51,880	190	51,690	928,800	232,200
高知	170	0	170	0.819	4,000	0.814	千葉	87,720	100	87,620	1,554,900	371,400
福岡	300	—	300	0.888	2,700	0.888	茨城	111,230	150	111,080	2,265,300	564,800
佐賀	230	—	230	0.984	2,300	0.984	東京	14,560	40	14,520	207,400	35,000
長崎	1,190	0	1,190	0.855	10,200	0.855	神奈川	27,010	10	27,000	452,500	70,500
熊本	8,740	50	8,690	0.838	72,800	0.833	新潟	177,280	20	177,260	4,507,700	765,500
大分	2,490	0	2,490	0.711	17,700	0.711	富山	73,170	0	73,170	1,616,780	442,830
宮崎	6,360	340	6,020	0.303	18,200	0.287	石川	51,033	10	51,023	1,235,130	283,560
鹿児島	17,480	70	17,410	0.489	85,100	0.487	福井	45,951	10	45,941	964,510	188,580
北海道 管内 函館 帯広	15	5	10	0.350	40	0.233	山梨	18,200	50	18,150	419,000	178,700
	2	2	0	—	0	—	長野	71,190	0	71,190	1,974,900	861,200
	8	3	5	0.220	10	0.138	岐阜	63,860	60	63,800	1,284,700	267,600
	25	5	20	0.048	1	0.038	静岡	60,810	130	60,680	1,170,000	341,600
水陸稲計							愛知	88,250	70	88,180	1,725,100	399,200
都府県別	作付面積 (町)	立毛皆無 および枯死 面積(町)	收穫面積 (町)	推定 收穫 高(石)	28年推定 收穫に對す の増減(石)		三重	70,060	160	69,900	1,165,000	98,700
	3,076,589	13,300	3,063,289	60,755,671	5,831,871		滋賀	61,255	0	61,255	1,412,540	227,240
	155,970	6,995	148,975	1,826,151	△463,119		京都	36,440	30	36,410	764,670	160,750
							大阪	30,572	40	30,532	650,810	51,830
青森	71,510	540	70,970	1,333,700	△74,700		兵庫	88,726	342	88,384	1,480,150	△297,460
岩手	65,380	100	65,280	1,371,300	109,700		奈良	27,635	13	27,622	618,760	73,290
宮城	105,160	220	104,940	2,339,100	238,200		和歌山	26,560	60	26,500	477,300	41,540
秋田	105,580	40	105,540	2,456,100	175,100		鳥取	31,990	10	31,980	642,200	△31,600
山形	98,030	30	98,000	2,667,200	399,900		島根	49,220	20	49,200	892,740	△42,460

岡山	山	80,500	350	80,150	1,439,980	△ 288,320
岡	島	69,610	290	69,320	1,300,400	△ 88,900
山	口	64,570	280	64,290	1,138,740	△ 63,820
徳島	島	29,620	190	29,430	403,500	△ 123,800
香川	川	35,997	110	35,887	701,310	△ 96,570
愛媛	媛	40,670	310	40,360	765,800	△ 86,200
高知	知	36,440	100	36,340	443,000	△ 98,700
福岡	岡	93,470	180	93,290	2,002,000	27,700
佐賀	賀	52,900	10	52,890	1,192,400	▲ 50,600
長崎	崎	31,670	70	31,600	593,500	△ 32,800
熊本	本	82,360	140	82,220	1,645,600	△ 24,500
大分	分	53,340	270	53,070	869,500	△ 187,200
宮崎	崎	53,230	850	52,380	647,300	△ 354,600
鹿児島	島	73,060	170	72,890	1,118,100	△ 264,400
北海道						
北海道内訳	札幌	119,115	525	118,590	1,605,640	△ 266,600
	北見	7,352	4,182	3,170	1,200	▲ 38,200
	函館	21,508	323	21,185	179,010	▲ 106,930
	帯広	7,995	1,965	6,030	40,301	▲ 51,389

(備考) △印は減を示す。



第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	公布月日
北海道知事その他の職員等の旅費等に関する特別措置条例	一一、一八	一一、二四 七〇
北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	同	一一、二六 七一
昭和二十九年台風十五号災害に因る被害者に対する道税の課税免除に関する条例	同	一一、二九 七二
北海道改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例	同	一一、三〇 七三
北海道夕張川二股発電所建設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例	同	一二、一 七四
北海道夕張川二股発電所建設事業組織条例	同	同
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	同	同
知事の承認を受けて取得及び処分をなすべき北海道夕張川二股発電所建設事業の資産に関する条例	同	同
北海道夕張川二股発電所建設事業の業務に関する契約の方法の特例条例	同	同
北海道公営企業の企業職員の給与に関する条例	同	同
北海道夕張川二股発電所建設事業の業務状況の報告に関する条例	同	同
地方公営企業労働関係法第五条第一項但書に規定する者の範囲を定める条例	同	同
北海道夕張川二股発電所建設運営委員会条例	同	同

北海道職員採用競走試験受験手数料条例の一部を改正する条例	同	一一、一八 八四
北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例	同	同
北海道議会議員を選挙すべき各選挙区における議員数条例の一部を改正する条例	同	同
北海道恩給条例の一部を改正する条例	同	同
北海道恩給条例臨時特例の一部を改正する条例	同	同
北海道公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例の一部を改正する条例	同	同
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	同	同
北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例	同	同
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	同	同
北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	同	同
北海道水洗便所等取締条例を廃止する条例	同	同
北海道農産物受検条例の一部を改正する条例	同	同



地方行政疑義問答集

物産斡旋事務所設置に関する法的根拠等について

(昭和二九、一〇、一六、自丁行発第一八七号)
大阪高等検察庁志保田検事宛、行政課長回答)

問一 北海道物産斡旋大阪事務所は、地方自治法第一五八条第五項に基き、道知事の告示により設置されているとあるが、条例によらずして右法条に基き右の如き事務所を設置することは、合法的であるかどうか。

答二 右の如き道府県の物産斡旋事務所がその道府県内産の商品につき私人間の売買を斡旋することは、その当然の業務範囲内に属するか。その斡旋を業務とする場合には、これを地方自治法に基く「公共事業」(同法第一五八条第四項)又は「公務」(同法第二条第三項第一三号参照)と認めうるか。

答一 物産斡旋事務所は局部の下分課に相当するものと考えられるので、地方自治法第一五八条第五項の規定により都道府県知事限りで設けることができるものと解する。

答二 前段、北海道物産斡旋事務所設置(昭和二六年告示第二六四号)に関する規程によれば、一般的にはお見込の通りと解される。

後段、地方自治法第二条第二項の公共事務(同条第三項第一三号参照)と解する。

出納長又は収入役の会計事務処理の公正確保の法的擁護について

(昭和二九、九、一〇、自丁行発第一六五号)
中国都市収入役会々長広島市収入役宛、行政課長回答)

問 出納長及び収入役の身分については、地方自治法第百六十八条第七項の準用によつて任期保証が規定されて、首長による一方的な解職を禁じて会計処理の厳正確保を期しているが、これが補助職員の任免権を首長に委ねている関係上、左記の如く首長の人事執行の如何によつては、出納長及び収入役の職責遂行を困難ならしめる結果となり、任期保証も事務の公正も一片の空文に終る懸念が多く、しかも人事選択権を附与せず賠償責任のみを課することは、酷に失するきらいがあるが、法は如何にして出納長及び収入役の身分を保証し、公正の確保を擁護するか、お教え願いたい。

答 一 首長が出納長又は収入役に無断でその部下の補助職員を減員し事務遂行を困難ならしめた場合、
二 首長が出納長又は収入役に無断で出納長又は収入役の信頼し得ざる職員を会計事務の補助職員として(首長の事務業務のまゝ)配属したる場合、
三 前項の場合「出納長又は収入役付」の辞令を用い会計事務専属に配置した場合、
四 前各項いずれも首長の権限に属し独裁又止むを得ずとすれば、出納長及び収入役はいかにしてその職責を完うし得べきか。

出納員の任命権については、法的には長に専属するものであるが、会計を監督する責務を有する長としては、収入役の職務の公正且つ能率的な運用を確保することを期すべきものであり、又出納長若しくは収入役としては、長の信任の下に会計事務処理の責任を負っているものであり、従つて出納員の任免その他収入役の事務を補助する職員的人事については、事前に収入役の意見を求める等の運用が期待されることである。

議会の調査権に関する疑義について

(昭和二九、九、一五、自丁行発第一七四号)
広島県総務部長宛、行政課長回答)

問一 地方自治法第百条の議会の調査権については、議会は一般的、包括的に市政全般について調査する等の議決がなし得るか。

問二 仮りに「一」のような機関意思の決定が行いいうとしても、そのような概括的な調査権限を特別委員会に委任し又は付託することができるか。

問三 議会で特別に、議長に調査権を委任することができるか。

問四 右「二」、「三」等の委任を行う場合の議決は、法第百条の会議において、はつきりと「〇〇〇」の事件の調査の権限を委任するものとす」等、文書に表現して議決すべきであると思うが、口頭でもよいか。

問五 法第百条の「記録」は、法第九十八条の「書類及び計算書」等の公簿は含まれないか。

問六 法第百条の調査は、監査委員制度の認められている地方自治法においては、実施につき検査することも、口頭検査もなし得ないのであつて、右のような法第九十八条、第九十九条等の検査の結果、事務の調査を行う必要と認めた場合、初めて行いいうと思うがどうか。

問七 議会は、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めるとき、単に前問のような概括的な調査を行うと決定しておいて、任意に関係人や記録を指定できるか。個々具体的に誰と誰を出頭せしめる、何々の記録の提出を求める等、その都度議会にはかつて決めるべきではないか。

問八 民事訴訟法第二百七十六条の規定に準じて正式に呼出状が発せられず、任意出頭の形式で参考人として説明を求めるとして口頭で出頭を求められた場合であっても、制裁の規定が適用されるか。

問九 別紙（発第三十八号議会議決事項の執行状況に関する調査について）のような議決の形式で、特別委員会に委任したとみなされるか。特に強権発動するのであるから、形式要件が完全に行われなければならないと考えるがどうか。

問一〇 議会が予算を減額したため、長が原案どおりに復活すべきであるとして再議に付した場合に、議会がこれを認めて原案どおり復活するとともに、更に他の部分の修正をすることができるか。また原案どおりでなく僅か増額した場合、新たな議決ということができるか。

「別紙」（問九）

議会議決事項の執行状況に関する調査について（発第三十八号）地方自治法第百条に基き、左記のとおり調査することの議決を求める。

記

事件の名称 工事の執行並びに財産の取得、管理、処分その他の執行状況に関する事務調査について。

調査の目的 議会の議決したものが、その議決のとおり正しく執行されているかどうかを調査する。特に議決事項が議決の主旨をはずれていないかという調査し、将来市行政の適正なる運営に資する。

方 法 市長並びにその他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する。

期 間 議決の日から当該調査の終了するまで。

昭和二十九年八月十一日

三原市議会 議長 桑 木 建 一

答一 一般的、包括的に市政全般について調査する旨の議決はなし得ない。当該地方公共団体の事務の中、いかなる範囲のものについて調査権を行使するかを議決すべきものである。

答二 「答一」により承知されたい。

答三 できない。

答四 当該事務の調査を当該委員会をして行わしめる旨の議会の議決で足り、あえて文書による意思表示を必要としない。

答五 含まれる。

答六 法第九十八条又は第九十九条の検査又は監査は、法第百条の調査とは直接関連を有するものではなく、従つて法第百条の調査は、法第九十八条又は第九十九条の検査又は監査の結果を前提要件とするものではない。

答七 調査の範囲及び当該調査の際、委員会が関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる旨の議決がなされている限り、個々の関係人の出頭又は記録の提出については更に議会の議決を必要とせず、当該委員会が議長を通じてその都度関係人の出頭又は記録の提出を求めることができるものである。

答八 適用されない。

答九 形式要件の意味が明らかでないが、当該委員会をして行わしめる旨の議会の意志決定がなされていれば足りる。

答一〇 前段、できない。後段、新たな議決となる。

報道から拾う

岐阜県議会議員定数減少条例可決

岐阜県議会は、十一月二十九日各派共同提案の「岐阜県議会議員定数減少条例案」(現行五十三名を四十五名とする)を満場一致で可決した。なお、県議会の議員定数減少条例は、これが全国初めてのものであるといわれる。

和歌山県吏員が市町村吏員を兼務

和歌山県では、十二月六日県民税の徴収成績向上をはかるため、県吏員を市町村吏員と兼務させ、市町村民税の徴収に従事するとともに、県民税の徴収をはかるという一石二鳥の方法をとり、近く実施に移すことになった。

県下の十月末までの徴収額は、調定額一億一千六百万円に対しわずか三〇%の三千五百万円にしか達しておらず、市町村のうちには、十一月末までに県民税の賦課されていないところが相当数ある点から、県がこの新手を考え出したもの。ただし県吏員と市町村吏員を兼任するには、地方公務員法第三十五条(職務に専念する義務の免除申請)の項を適用する。

新潟県条例(デモ規則)は合憲

集会やデモ行進などを規制する「公安条例」は、「集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由」を定めた憲法第二十一条に違反す

るかどうか、全国各地の高、地裁でこれまでまちまちの判決が行われ注目されていたが、十一月二十四日最高裁大法廷は、「新潟県条例」について「憲法の保障する国民の自由を不当に制限するものでない」と断定を下し、田中裁判長から上告棄却の判決を言渡した。

事件は、新潟県高田市で新安工業社員方成甲、日共上越地区委員会書記山岡貞作ら三十人が酒税法違反容疑者の釈放を要求、国警中頸城署に押しかけ、高田市公安委員会の許可なくデモを行い、新潟県条例第四条違反で起訴され、新潟地裁高田支部で、方、山岡両被告はそれぞれ懲役四月、三月を言渡され、東京高裁に控訴したが、棄却となり上告中であつたもの。

公安条例は、二十三年七月「大阪市公安条例」を皮切りにぞくぞくと全国各地に作られたが、労組、革新団体などは、憲法に認められた集会、表現の自由を制限するものだと激しい条例反対闘争を起し、違憲訴訟が各地で起された。これに対する高裁、地裁の判決を見ると、

合憲とするもの

一 届出制 埼玉県条例(東京高裁)

二 許可制 京都市条例(大阪高裁) 徳山市条例(広島高裁) 滋賀県条例(大阪高裁) 東京都条例(東京高裁) 千葉県条例(東京高裁) 広島市条例(広島高裁) 京都市条例(大阪高裁) 神戸市条例(神戸地裁)

違憲とするもの
許可制 京都市条例(京都地裁) 川崎市条例(横浜地裁) 広島市条例(広島地裁) 岩国市条例(山口地裁、岩国地裁) 静岡県条例(静岡地裁、東京高裁)

判決理由(要旨)

行列入進または公衆の示威運動は、公衆の福祉に反する不當な目的または方法によらない限り、本来国民の自由であるから、これらの行動につき届出制は格別として、一般的な許可制を定めることは憲法の趣旨に反し許されない。しかし、これらの行動にも、公共の秩序を維持しまたは公共の福祉がいちじるしくおかされるのを防ぐため、特別の場所または方法に限って合理的または明確な基準のもとに、許可または届出を要するものとして、このような場合に禁止できる旨を條例で定めても直ちに違憲とは解しえない。さらにまたこのような行動について、公共の安全に對し明かにさしせまつた危険を及ぼすことが予見される場合、許可

しないことまたは禁止することができると定めても、直ちに違憲と断ずることはできない。

新潟県条例第一条は、これらの行動について公安委員会の許可なしに行つてはならないと定めているが、ここにいふ「行列行進または集団示威運動」とは「徒歩または車で道路、公園その他公衆の自由に交通することができるところを行進しまたは占拠しようとするもの」と定義しているから、この條例が許可を必要とした行動とは、特定の場所または方法に関するものを指す趣旨である。さらに條例の内容を検討すれば、これらの行動に近似しまたは密接な関係があるため、同じように処理されやすい事項をあげて、これを條例の適用から除外し、またこれらが抑制の対象とならないように厳に注意する規定が設けられている。

また條例は、許可を要する行動といえども、特別の理由がない限り許可することとを原則とする趣旨であることが、その條項から認められる。したがつてこの條例の許可は、許可制による抑制ではなく、特定の場所または方法についてのみの制限の可能なことを定めたに過ぎぬものと解することを相當とする。したがつて本件条例は、憲法十二條、二十一條、二十八條、九十八條のいずれの條項にも違反しない。

これについて藤田裁判官の反対意見、井上、岩松両裁判官の補足意見がある。

(注) 新潟県条例(行列行進、集団運動に関する)第四條

- 1 公安委員会は、行進または示威運動は、公安を害するおそれがないと認める場合は開始日の二十四時間前までに許可を与えなければならない。
- 2 許可には、集団の無秩序または暴力行為に対し、公衆を保護するため必要と認める条件を付することができる。
- 3 公安委員会は、第一項の規定による許可を与えなかつた時は、すみやかにその理由を自治体の議会に報告しなければならない。
- 4 意思表示のない時は、許可のあつたものとして行動することができ。

最高裁判事の国民審査は「信任投票」

か「解任投票」か

昭和二十七年十一月五日行われた最高裁判所裁判官国民審査の審査無

効について、東京都横田隼雄外八氏が、中央選管委を相手どつて審査無効の訴を東京高裁に提起していたが、十月九日第一審判決で棄却され、最高裁国民審査は、「信任投票」でなく「解任投票」であるとする中央選管委の主張が通つた。

私人の所有管理に属しない海浜の砂利は窃盗罪の客体とはならない

広島高裁で、この程「私人の所有管理に属しない海浜の砂利は窃盗罪の客体とならない」という判決があり、注目されている。

砂利そのものも財物となり得ることは、一塊の石も財物として窃盗罪の客体となり得るとした大審院の判例によつても明らかである。問題は、物の占有管理の仕方が窃盗罪の保護客体に値する「他人の財物」といえるかどうかで別れるわけである。即ち、私人の所有管理に属する海浜の砂利を無断で採取することは、勿論窃盗罪を構成するが、国又は地方公共団体が、単に行政取締の目的のみで行う管理だけでは、刑法上の窃盗の客体として保護される占有管理があるとは言えないというにある。

判決要旨

而して、斯くの如く私人の所有管理に属しない海浜の砂利については、国家又は地方公共団体の所有に属するものと考えられないこともなく、一応その管理に服すべきものと認むべきである。しかしながらその管理は、公共の利用を確保するため等の行政的管理に過ぎず、その侵害に対し、刑法の窃盗罪の規定によつて保護することを必要とする程度の管理占有とは認められない。

これを本件について見るに、本件砂利の採取区域については、山口県国有産物採取規定(大正一四年六月二三日山口県令第四六号)が適用されて、その砂利の採取については、山口県知事の許可を要する旨の制限があるけれども、刑法の窃盗罪の規定によつて保護されるべき所持に該當する管理が実施されていることを認めることができない。

然らば、本件公訴事実、窃盗罪の客体たる砂利に対する所持の点について、

以上いずれの見地からいってもこれを認めることができないから、原判決は結局において正當である。論旨は理由がない。尤も本件砂利の採取が、或は行政的取締法規に違反し、或はこれによつて他人の所有地を崩壊せしめる等のことがあれば、その理由によつて法律上の責任を問われることはあり得ることを注意すべきである。

ビラはりは器物毀棄

— 広島高裁で新判例 —

「年末手当要求」「首切り反対」などのビラは、器物毀棄になるという判決が広島高裁岡山支部で下されたが、今まで単にビラをはつたというだけで器物毀棄になつたことはなく、注目されている。

事件は、某工場で首切り問題が起つた際に同工場勤務者が同社重役宅に押しよせ、玄関、窓、土壁などに「首切り反対」と書いたビラ百数十枚をはりつけた。

岡山地検ではこれを暴力行為（器物き棄、強迫を含む）等で起訴したが、二十七年十二月二十三日岡山地裁で「器物き棄ではなく、軽犯罪法違反に該當すべきものとみるべきで、同法違反は大赦により公訴権を消滅しているから免訴」との判決があつた。これを不服として檢察側が控訴したところ、広島高裁岡山支部で「原判決を破棄、差戻し、器物き棄に該當する」旨の判決が下されたのである。

その理由によると「これらのビラはノリではりつけたものであるから、玄関その他が汚損され、外觀が著しくそこねられた。窓やヘイなどは文化的価値はなくとも、人の住居としての威容、美観を備へ、生活感情または美的感情を満たすもので、これらは窓やヘイの重要な効用である。原状回復の難易は器物き棄罪に影響はない」というものである。

日本・ビルマ平和條約、賠償協定に調印

日本とビルマとの平和條約及び賠償、經濟協力協定は、十一月五日ラ

ングーンで、岡崎外相、ウ・チョウ・ニエン外相代理両全權の間で、貸付に関する公文と合せて、正式調印を見た。その全文次のとおり。

日本国とビルマ連邦との間の平和條約

ビルマ連邦政府は、一九五二年四月三十日に宣言により、日本国とビルマ連邦との間の戦争状態を終結したので、日本国政府およびビルマ連邦政府は、國際連合憲章の原則に適合して、両国民の共通の福祉の増進並びに國際の平和および安全の維持のため、友好的な連携の下に協力することを希望するので、よつて、日本国政府およびビルマ連邦政府は、この平和條約を締結することに決定し、このため、その全權委員として次の通り任命した。

日本国政府 日本国外務大臣 岡崎勝男

ビルマ連邦政府 ビルマ連邦外務大臣代理 ウ・チョウ・ニエン

これらの全權委員は、互にその全權委任状を示し、それが妥當であると認められた後、次の諸案を協定した。

第一條 日本国とビルマ連邦との間及び両国の国民相互の間には、堅固なかつ永久の平和および友好の關係が存在するものとする。

第二條 ビルマ連邦は、この條約の効力發生の後一年以内に、日本国とビルマとの間に適用されていた戦前の二国間の條約又は協約のうち、いづれを引き續いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された條約又は協約は、この條約に適合することを確保するため必要な修正を受けるだけで、引き續いて有効とされまたは復活される。こうして通告された條約および協約は、通告の日の後三カ月で引き續いて有効なものとみなされ、または復活され、かつ國際連合事務局に登録されるものとする。日本国にこうして通告されないすべての條約及び協約は、廢棄されたものとみなす。

第三條 両締約国は、その貿易、海運、航空その他の通商の關係を安定した、かつ友好的な基礎の上に置くために、條約または協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

第四條 日本国は、ビルマ連邦が希望するときは、公海における漁獵の規制又は制限並びに漁場の保存及び開発について規定する協定を締結するため、ビルマ

連邦と交渉を開始することに同意する。

第五條

Ⅰ 日本国は、戦争中に日本国が与えた損害及び苦痛を償うため、ビルマ連邦に賠償を支払う用意があり、またビルマ連邦における経済の回復および発展ならびに社会福祉の増進に寄与するため協力する意思を有する。しかし、日本国が存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は戦争中に日本国がビルマ連邦その他の国に与えたすべての損害および苦痛に対し完全な賠償を行い、かつ同時に日本国の他の債務を履行するためには十分でないことが承認される。よつて、

A Ⅰ 日本国は、別に合意される細目規定に従うことを条件として、年平均均二千万アメリカ合衆国ドルに等しい七十二億円の価値を有する日本人の役務及び日本国の生産物を十年間、賠償としてビルマ連邦に供与することに同意する。

Ⅱ 日本国は、別に合意される細目規定に従うことを条件として、年平均五百万アメリカ合衆国ドルに等しい十八億円の価値に達する日本人の役務及び日本国の生産物を十年間、ビルマ連邦の政府及び国民の使用に供することにより行われる経済協力を容易にするため、あらゆる可能な措置を採ることに同意する。

Ⅲ 日本国は、また他のすべての賠償請求国に対する賠償の最終的解決の時に、その最終的解決の結果と賠償総額の負担に向けることができる日本国の経済力に照らして、公正なかつ衡平な待遇に対するビルマ連邦の要求を再検討することに同意する。

B Ⅰ ビルマ連邦は、この条約の効力発生時に、その管轄内にある日本国及び日本国民（法人を含む。）のすべての財産、権利及び利益を差押え、留置し、清算しその他なんらかの方法で処分する権利を有する。

この「Ⅰ」に掲げられる財産、権利及び利益は現在封鎖され、若しくは名義を変えられており、またはビルマ連邦の敵産管理當局の占有、若しくは管理に係る財産、権利及び利益で、同當局の管理の下におかれた時に日本国又は日本国民（法人を含む。）に属し、またはこれらのために保有され、もしくは管理されていたものを含む。

Ⅱ 次のものは「Ⅰ」に定める権利から除く。

i 日本国政府が所有し、かつ外交目的または領事目的に使用されたす

べての不動産、家具および備品並びに日本国の外交職員または領事職員が所有したすべての個人の家具、用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で、外交機能または領事機能の遂行に通常必要であつたもの。

ii 宗教団体または私的慈善団体に属し、かつもつばら完教または慈善の目的に使用された財産。

iii 日本国とビルマ連邦との間における一九四五年九月二日後の貿易、金融その他の関係の再開の結果として、ビルマ連邦の管轄内にはいつた財産、権利及び利益。

iv 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権限もしくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益またはこれらについての証書。ただしこの除外は、日本国の通貨で表示された日本国およびその国民の債務にのみ適用する。

Ⅲ 「ii」に例外として掲げられた財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならぬ。これらの財産が清算されているときは、その代金を返還しなければならない。

Ⅳ 「Ⅰ」に定める財産を差し押え、留置し、清算しその他なんらかの方法で処分する権利は、ビルマ連邦の法律に従つて行使されるものとし、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有するものとす

る。

2 ビルマ連邦は、この条約に別段の定めがある場合を除くはか、戦争の遂行中に日本国及びその国民が執つた行動から生じたビルマ連邦及びその国民のすべての請求権を放棄する。

第六條 日本国は、この条約の効力発生の後九カ月以内に申請があつたときは、その申請の日から六カ月以内に、日本国にあるビルマ連邦及びその国民の有体及び無体財産並びに種類のいかんを問わずすべての権利又は利益で、一九四一年十二月七日から一九四五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国にあつたものを返還するものとする。ただし、所有者が強迫または詐欺によることなく自由にこれを処分した場合は、この限りでない。

前記の財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課徴金を免

除し、かつその返還のための課徴金を課さずに返還しなければならない。

所有者により若しくは所有者のためにまたはビルマ連邦政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところにしたがつて処分することができる。

前記のいずれかの財産が一九四一年十二月七日に日本国に所在し、かつ返還することができずまたは戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国の連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）の定める条件よりも不利でない条件で補償されるものとする。

第七條 両締約国は、戦争状態の存在が戦争状態の存在前にあつた債務及び

契約（債券に関するものを含む。）ならびに戦争状態の存在前に取得された權利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民がビルマ連邦の政府若しくは国民に対して、またはビルマ連邦の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。両締約国は、また戦争状態の存在前に財産の滅失もしくは損害又は身体の傷害若しくは死亡に關して生じた請求權で、ビルマ連邦政府が日本国政府に対して、または日本国政府がビルマ連邦政府に対して提起しまたは再提起するものを、その根拠の當否に応じて検討する義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。

2 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言した日本国の団体の債務に関する責任とを確認し、またこれらの債務の支払再開に關して、その債權者とすみやかに交渉を開始する意思を表明する。

3 両締約国は、他の戦前の請求權および債務に關する交渉を促進し、かつこれに應じて金額の支払いを容易にするものとする。

第八條 1 日本国は、戦争から生じたまたは戦争状態が存在したために執られた行動から生じたビルマ連邦及びその国民のすべての請求權を放棄する。

2 前記の放棄には、一九三九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本の船舶に關して、ビルマ又はビルマ連邦が執つた行動から生じた請求權並びにビルマ又はビルマ連邦の手中にあつた日本人の捕虜及び被抑留者に關して生じた請求權及び債權が含まれる。ただし一九四五年九月二日以後に制定されたビルマ又はビルマ連邦の法律で特に認められた日本国民の請求權を

含まない。

第九條 この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、まず交渉により解決するものとし、交渉の開始の時から六カ月の期間内に解決に至らないときは、いずれか一方の締約国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託されるものとする。

第十條 この条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、東京でできる限りすみやかに行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全權委員は、この条約に署名調印した。
一九五四年十一月五日にラングーンで本書二通を作成した。

日本国のために 岡 崎 勝 男
ビルマ連邦のために チョウ・ニエン

岡崎外相よりウ・チョウ・ニエン外相宛

書簡をもつて啓上いたします。

本大臣は、本日署名された日本国とビルマ連邦との間の賠償および経済協力に關する協定の第一条2に關し、日本国が両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、同項にいう役務および生産物の一部で年平均二百萬アメリカ合衆国ドルに等しい七億二千萬円の価値に達するものを十年間、ビルマ連邦政府に対する貸付の形式で同政府の使用に供する用意があることを、日本国政府に代つて申し述べた光榮を有します。その貸付の条件（償還の条件及び利率を含む。）は、同様の貸付に対して国際復興開発銀行が當時に定めている条件を考慮して、両政府間の合意によつて決定されることとなります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

賠償および経済協力に關する協定

日本国およびビルマ連邦は、一九五四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約（以下「条約」という。）第五条1（a）の規定の実施に關する協定を締結することを希望し、よつてこのためそれぞれの代

表者を任命した。これらの代表者は、次の通り協定した。

第一條

1 日本国は、年平均二千万アメリカ合衆国ドルに等しい七十二億円の価値を有する日本人の役務及び日本国の生産物を、条約の効力発生の日から十年間、賠償としてビルマ連邦に供与するものとする。

2 日本国は、年平均五百万アメリカ合衆国ドルに等しい十八億円の価値に達する日本人の役務及び日本国の生産物を、条約の効力発生の日から十年間、日本人とビルマ連邦の政府又は国民との共同事業の形式で使用に供することにより行われる経済協力を容易にするため、あらゆる可能な措置を執るものとする。

3 1 および2にいう役務および生産物は、この協定の付属書に掲げられ、かつ、原則として同意されたビルマ連邦の経済の回復および発展並びに社会福祉の増進のため供与し又は使用に供するものとする。供与され又は使用に供される役務及び生産物は、両政府の合意により決定されるものとする。

第二條

1 ビルマ連邦は、この協定の第一条の規定を円滑に実施するため必要な措置を執るものとする。

2 ビルマ連邦は、日本国がこの協定の第一条1にいう役務および生産物を供与できるようにするため、利用することができる現地の労務、資材および設備を提供するものとする。

3 ビルマ連邦は、ビルマ連邦の政府および国民がこの協定の第一条2にいう経済協力が円滑に行われるように、共同事業の資本のうちその當然負担すべき部分を提供することを約束する。

4 ビルマ連邦は、この協定にもとづいて供与されまたは使用に供される日本国の生産物が、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、ビルマ連邦の領域から再輸出されないようにすることを約束する。

第三條

1 この協定の第一条にいう共同事業におけるビルマ連邦の政府又は国民の持分又は所有株式の割合は、當事者間で別段の合意をした場合を除くほか、六十パーセントより少なくないものとする。

2 共同事業における日本人の持分又は所有株式は、個々の契約が結ばれる時に、ビルマ連邦政府がその日本人に対して收用しないことにつき保証を与えた期間中は、收用されることはないものとする。

3 ビルマ連邦政府が共同事業における日本人の持分または所有株式を前記の

保証期間の経過後に收用しようとするときは、その收用は、前記の個々の契約が結ばれる時に同政府が定めなければならない条件に従つてのみ行われるものとする。

4 ビルマ連邦政府は、前記の收用に対する補償金、共同事業における日本人の持分又は所有株式の売却代金、その持分又は所有株式から生ずる利子及び配當金並びに日本人が共同事業から受け取る俸給その他の所得の日本国への送金を、個々の契約が結ばれる時に同政府が定めなければならない条件に従つて許可するものとする。

第四條

両政府は、その代表者から構成されるべき合同委員会を設置するものとする。この合同委員会は、この協定の実施に関する事項についての協議及び両政府への勧告のための機関とする。

第五條

この協定の実施に関する細目は、両政府間の協議により合意されるものとする。

第六條

1 この協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとする。両政府がこうして解決することができなかつたときは、その紛争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両国のうちいずれかの国の国民であつてはならない。各政府は、いづれか一方の政府が、他方の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日以内に一人の仲裁委員を任命しなければならない。第三の仲裁委員については、前記の期間の後の三十日の期間内に合意されなければならない。

2 両国は、前項の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第七條

この協定は、それぞれの国により、その国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、両国のそれぞれの政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

一九五四年十一月五日にラングーインで本書二通を作成した。

日本国のために

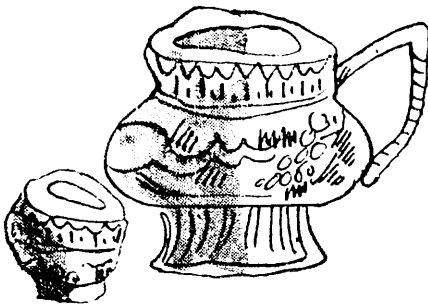
岡崎勝男

付 屬 書

ビルマ連邦のために

チヨウ・ニエン

①水力発電所の建設、②製鉄所の建設、③港湾施設の復旧、④病院の建設及び医療の提供、⑤ビルマ人の技術者及び学生の日本国における教育、⑥ビルマ人の技術者のビルマにおける技術訓練、⑦肥料工場の建設、⑧鉄道の復旧、⑨造船所の建設、⑩爆薬及び砲弾の製造、⑪セメント工場の建設、⑫塩田の開発、⑬砂糖工場の建設、⑭化学工場の建設、⑮河川運送施設の復旧、⑯非鉄金属工場の建設、⑰機械工場の建設、⑱電気、通信施設の復旧、⑲両政府間で合意される他の生産物及び役務の提供



圖書室だより

新購入図書紹介

圖 書 名	著 名 編 者
第十四回全国都道府県議会議員研修会講義録	全 国 議 長 会 事 務 局
判 例 大 系 第五卷	井 上 登 他
新警察法及び防衛二法概説	田 中 二 郎
地方自治論文集	荻 田 保
世界大思想全集 第二十四卷	マ ン ハ イ ム
世界美術全集 10	下 中 弥 三 郎
大人名事典 第八卷	同
昭和文学全集 第四十九卷	中 河 与 一
同 第五十卷	和 辻 哲 郎
各官公庁その他よりの受贈図書	
圖 書 名	受 贈 先
弘 亨 の 主	松 実 菱 三
保健所年報	北 海 道 衛 生 部
昭和二十五年国勢調査報告	北 海 道 総 務 部 統 計 課
松 前 要 覧	松 前 町 役 場
毎月勤労統計調査地 方調査報告	北 海 道 総 務 部 統 計 課
血液銀行年報 二十八年度	北 海 道 血 液 銀 行
北海道農業協同組合年鑑	北 海 道 協 同 組 合 通 信 社
昭和二十九年上半期における本道 経済の動き	商 務 観 光 課

国会統計提要 昭和二十九年版	国立国会図書館調査立法考査局	厚生 広 報 六卷二〇号	厚 生 省
北海道職業行政史	日本公共職業安定協会	週 間 勞 働 四八五・四八六号	勞 働 省
読 書 春 秋 五卷一〇号	北海道支部	化学工業統計月報 七卷八号	通 産 省
国内出版物目録 七月号	国会図書館	繊維統計月報 三卷八号	同
日本社会新聞 五〇一・五〇三号	同	ゴム統計月報 一卷一号	同
ソ連・中共の実体を見る	日本社会党	皮革統計月報 一卷一号	同
日本国憲法に関する考察	改進黨	百貨店販売統計月報 二卷八号	同
鉄のカーテンの内幕を見る	同	コークス統計月報 十月号	同
図書館資料月報 六九号	同	鉱業製錬統計月報 八卷八号	同
文 部 広 報 九二・九五・九六号	文 部 省	石炭生産統計月報 六卷八号	同
教育統計 三十一号	同	本部鉱業の趨勢 二八年	同
教育委員会月報 四七号	同	同 附録、図表目次	同
農業情報 二三号	農 林 省	鉱業生産指数通産省調 二五年基準	同
圖書月報 五卷八号	同	窯業建材統計月報 一卷一号	同
林業新知識 一二号	同	日用品統計月報	同
林野時報 一〇号	同	圖書月報 五卷一号	同
森林防疫ニュース 三〇号	同	調査時報 六号	同
森林防疫ニュース目次 一二・二四号	同	施 設 六卷十号	同
植物名索引	同	魚 と 卵 一、二、三、五、十、十一、十二月号	同
第三〇次農林省統計表 二八年	同	通 産 旬 報 No. 25・26・27	同
木曾式伐木運材図綜	同	旬 刊 広 報 No. 144・145・146	同
農林水産統計月報 三〇号	同	調 査 月 報 十一月号	同
農林統計調査 九号	同	鳥 取 県 議 会 史 余 録	同
農林統計調査 九号	同	鳥 取 県 議 会 史 余 録	同
専 売 公 社 六六・六九・七〇号	専 売 公 社	群 馬 県 議 会 時 報 十一月号	同
世界月報 九卷八号	外 務 省	茨 城 県 議 会 月 報 No. 16・17	同
在外公館経済情報 六三四・六三九号	同	鹿 児 島 県 議 会 時 報 特 輯 号	同

北海道議會時報第六卷綜合目次

(昭和二十九年一月〜十二月)

議会の動き

事	項	號
本 会 議		
昭和二十八年第二回臨時道議會		1
昭和二十八年第四回定例道議會		1
昭和二十九年第一回定例道議會		3、4、5
昭和二十九年第一回臨時道議會		6
昭和二十九年第二回定例道議會		7、8
昭和二十九年第二回臨時道議會		10
昭和二十九年第三回定例道議會		11
昭和二十九年第三回臨時道議會		12
常任委員會		毎号掲載
特別委員會		
予算特別委員會 (第二回臨時道議會)		1
同 (第四回定例道議會)		1
同 (第一回定例道議會)		4、5
同 (第二回定例道議會)		8
同 (第三回定例道議會)		12
決算特別委員會		1、2、3
電源開発対策特別委員會		1
水害対策特別委員會		1
綱紀肅正に関する調査特別委員會		1、2、3、4
暴風雪害対策特別委員會		6、7、8

資 料

冷害凶作対策特別委員會 台風十五号災害対策特別委員會 総合開発調査特別委員會 請願、陳情	1、10、11、12 11、12 毎号掲載
請願二四二〜二九二号、陳情四一五〜五一三 請願一八六号、陳情一〇三〇号 請願八七〜九五号、陳情一三一〜一三五 請願九六〜一四八号、陳情一三六〜二四六 請願一六一〜二三四号、陳情二八二〜四五六	1 5 7 8 12
決議、意見書	
決議二二三号、意見書一〇一、一〇二 (第二回臨時道議會)	1
意見書一〇一 (第一回定例道議會)	3
決議一〇二号、意見書二七号 (第一回定例道議會)	4
意見書八二一〇号 (第一回定例道議會)	5
意見書一〇一 (第一回臨時道議會)	6
決議 御礼言上決議、二号、意見書一〇二 (第二回定例道議會)	7
決議三三、意見書三三七号、九号 (第二回定例道議會)	8
決議一〇二号、意見書一〇一	10
決議 御礼言上決議、一〇一、意見書一〇一 (第三回臨時道議會)	11
意見書二一六号 (第三回定例道議會)	12

事	項	號
教 育		
昭和二十九年義務教育費国庫負担金 (教職員給与費) 第一・四半期分交付額決定		5

公立学校、校舎、屋内運動場の基準坪数	6
義務教育国庫負担金の配分	7
義務教育施設整備事業費に対する起債配分	9
制度、法令	
選挙制度調査会の答申	1
地方制度調査会答申に対する意見	1
地方自治確立国会議員連盟	1
地方制度調査会の答申に対する六団体等の意見	1
国会法改正案要綱	2
国会法改正に対する参考人の陳述要旨	4
地方制度調査会（第二次）第一回総会の会議経過	8
地方制度調査会（第一次）の答申とこれに対する措置の概要	8
政治	
第十八臨時国会の展望	1
陳情の取扱等についての閣議了解事項	1
奄美群島の復旧	1
第十九国会の展望	7
地方行政担当の専任大臣任命方について	8
地方六団体共同要請書提出	1
財政	
第二次補正予算に伴う修正地方財政計画	1
昭和二十八年北海道費歳入歳出予算現計表（附—予算内訳）	1
税制調査会答申案に基づく財源異動調	1
現行法及び地方制度調査会案並びに税制調査会案による収入見込額比較表	1
昭和二十九年予算政府案	2
昭和二十九年予算大蔵省原案	2
昭和二十八年度特別交付金八十四億円の配分	2
昭和二十九年地方財政計画	2
昭和二十九年地方債計画	2

昭和二十八年度起債（単独災害分、冷害補助分等）百五十四億円の配分	3
地方交付税と地方配付税及び地方財政平衡交付金との異同	4
昭和二十九年一般会計予算（国）成立	4
昭和二十八年度第三次補正予算	4
昭和二十八年度地方債追加割当	4
昭和二十八年度北海道費歳入歳出最終予算現計表	4
昭和二十九年北海道費歳入歳出予算現計表	4
地方交付税五月概算交付額決る	5
国の予算決定に伴う（三党修正）昭和二十九年地方財政計画	5
地方交付税第二回概算交付額	6
第一回揮発油譲与税の配分	7
昭和二十九年都道府県、五大市起債第一次承認額発表	7
七月分入場譲与税配分決定	7
昭和二十七年都道府県一般会計歳入決算額調	7
昭和二十七年都道府県一般会計歳出決算額調	7
昭和二十七年都道府県特別会計決算額調	7
昭和二十八年都道府県一般会計歳入予算額調	7
昭和二十八年都道府県一般会計歳出予算額調	7
昭和二十八年都道府県特別会計予算額調	7
昭和二十九年都道府県一般会計歳入予算額調	7
昭和二十九年都道府県一般会計歳出予算額調	7
昭和二十九年都道府県特別会計予算額調	7
昭和二十九年修正地方財政計画	7
昭和三十年予算編成の基礎となる標準予算の作成要領	7
揮発油譲与税の第二次交付額	8
地方交付税八月概算交付額	8
地方債についての資料	8
地方交付税九月概算交付額	9

雜 錄

昭和二十八年地方団体の純剰余（不足）額調	昭和二十九年地方債公營企業起債許可予定額	昭和二十九年地方債火災復旧事業許可予定額（第二次分）	昭和二十九年度起債許可予定額	昭和二十九年度修正地方財政計画（附―修正地方債計画）	地方行政	主要地方道本決り	昭和二十八年中全国都道府県議会の定例会、臨時会回数及び付議議案等に関する調	昭和二十八年中全国都道府県議会議員発議条例調	昭和二十八年中全国都道府県議会の請願、陳情集計表	第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調	第一回定例道議会の議決を経た条例の公布調	第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調	第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調	協同議員倶楽部結成に伴う北海道議会議席表	北海道開発道路選定基準建設省成案	適用、準用河川の本数調査まとまる	都道府県路線認定の基準について	現行条例一覧表	農 林、水 産	昭和二十八年産米供出割当補正	八月十五日現在産米收穫予想	九月十五日現在産米收穫予想	主要輸出入の米生産高	昭和二十九年産米都道府県別割当量決定	米穀需給表	十月十五日現在米の收穫予想	本年産米の推定実収高（昭和二十八年）	同（昭和二十九年）
9	10	10	11	12	1	2	2	2	2	5	5	8	12	5	6	6	8	9	4	8	9	10	10	10	11	1	12	

事 項	號
地方行政	每号掲載
愛媛県議會答弁書を提出	1
愛媛県副知事問題解決	1
県議退職金問題	3
地方公務員の昇給停止、延長問題	4
県議に対する退職手当、調査費支給問題	4
昇給停止条例の実施は不適当	11
和歌山県吏員が市町村吏員を兼務	12
岐阜県議會議員定数減少条例可決	12
法 務	
農地買収価格問題に終止符	1
広島市公安条例は合憲	1
皇居前広所使用不許可処分取消請求事件上告棄却	1
被解雇者の事業所立入り禁止仮処分の申請は妥当―ビケラインは非法	1
「談合」必ずしも「不正の利益」とはいえない	2
列車の三割減車及び機関車乗務員の職場離脱と緊急避難	3
三越側勝利―労組の解雇、地位保全の申請却下	3
学生選挙権居住地に在り	4
国会議員の期限付逮捕許諾問題に対する決定	4
法廷における写真撮影の制限又は禁止と報道の自由	5
失業対策事業に従事する労働者の団体交渉権	5
刑法第三十四条の二「刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ」の意義	5
松本三益氏に無罪判決	6
スト中の石炭発送妨害に無罪の判決	7

不法な方法により得たパチンコ玉と引き替えに景品の交付を受ける行為は詐欺罪 抜打解散は有効 物品税証紙は記号か公文書 函館市長、市議選挙無効確認事件 佐野市の参院選挙―最高裁無効の判決 学生選挙権は修学地に 新潟県条例(デモ規制、公安条例)は合憲 最高裁判事の国民審査は「信任投票」か「解任投票」か ビラはりは器物毀棄―広島高裁で新判例 私人の所有管理に属しない海浜の砂利は窃盗罪の客体とはならない	7
国際 続、李ライン問題(四回) 米の千九百五十五会計年度新予算 竹島問題で重ねて口上書 昨年の綿製品輸出量 日英支払協定調印 特別合意書暫定漁業取決め案交換 国連軍協定に調印―日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 米国の可燃性織物法 日米MSA四協定調印 可燃性織物法修正案を可決 艦艇貸与協定調印 真珠貝採取日豪暫定取決め インドシナ三国休戦協定 千島及び歯舞諸島返還懇請国民大会 平和条約批准状況―列国との国交回復状況一覧 東南アジア集団防衛条約成立 その後の竹島問題	12 12 12 12 11 10 10 10 9
	10 9 9 8 8 6 6 6 4 4 3 3 2 2 2 2 1

竹島問題国際裁判提訴拒否の理由 捕鯨禁止決議を拒否 日本・ビルマ平和条約、賠償協定に調印 昭和二十九年度需給計画決る 各省大臣、政務次官一覽 戦後の主要台風災害状況	11 11 12
会合 東北七県北海道知事議長合同会議 全国都道府県議会議長会臨時大会 全国都道府県議会議長会地方制度調査委員会 全国都道府県議会議長会参与会 全国都道府県議会議長会幹事長会並びに臨時大会 全国都道府県議会議長幹事会及び臨時総会 全国都道府県議会議長会緊急幹事会 八都道府県議会議長会 九都道府県議会議長会 第七回一道北部七県議会議長会 第八回一道北部七県議会議長会 全国都道府県議会議長会事務局長会議 八都道府県議会議長会事務局長会議 九都道府県議会議長会事務局長会議 一道北部七県議会議長会事務局長連絡協議会	2 2 2 2 3 3 3 3 5 6 8 2 5 7 10 5 1 9 102、115、7、
事項 事 項 號	102、115、7、

一道東北六県町村合併促進対策協議会 地方制度調査会第四回總會 同 第五回總會 同 第六回總會			12 12 11 10
---	--	--	-------------

図書室だより

事	項	號
図書室だより		毎号提載



十一月のメモ

- 1 ○「中国の人口六億」と中共政府発表。
○世界連邦第二回アジア会議開く。
○新党準備会常任委員会で準備委員長に鳩山一郎氏決定。
○開発庁の実施官庁化について緒方長官方針決定。
○クリコフ船長、十三年の懲役で樺太において服役中。
○蔵相「公共事業費の節減経費の三割解除」を言明。
○本年産米予想收穫高六千二百七十万石（十月十五日現在農林省）。
○米中間選挙で共和党惨敗。
○中共より釈放船団帰る。
○文化勳章授与式皇居で行わる。
○北海道新聞文化賞受賞者決まる。
- 4 ○大蔵省明年度予算の基本方針発表（九千八百億）。
○農林省で本道の雄穀予想收穫高を発表（十月一日）。
○明神礁爆発。
○日本・ビルマ平和条約ならびに賠償協定の署名調印なる。
○ロッキ米国連代表、政治委員会で外国の原子力研究用原子炉に原料を供給する双務協定について、各国と話し合いを始める用意ある旨言明。
○日・タイ貿易会談でタイ米四〇万トン輸入を要結。
○底引網漁業者の練漁獲について、水産庁で禁止しない旨の正式態度表明。
○第四回アジア社会党会議を十六日より一週間東京で開催。
○日鋼労組（第二）の要求事項中、貸付金四千五百円を除き会社側受諾。
○ネリ比対日賠償交渉団長、交渉再開は大野ガルシア協定破棄の上になつたと言明。
- 8 ○政府は国際捕鯨委員会に国際捕鯨取締条約付表一部改正に異議を申込む。
○石山中学移転問題で同盟休校を町教委に申入れる（敷地実行委員会）。
○東証争議労組側斡旋案受諾。
○日鋼争議第二組合と室蘭製作所との間に争議終結の調印行わる。
○東証争議妥結。
- 10 ○炭労スト指令（十三日から重点無期限スト）。
○比政府、大野ガルシア協定破棄を条件に賠償予備交渉に同意。
○米R・B29機墜落事件について外務省ソ連に再発防止措置を要請。
○ホワイトハウスで発表の日米共同声明で、友好的協力精神を再確認。
○災害住宅復旧資金の貸付一戸六十二万円に決定。
○国鉄の違法斗争五十一カ所で実施。
○余剰農産物処理について円代金の六割を借款供与する旨米側発表。
○田中知事農地開発公社に独自の構想を各省に建議。
○ウイ国連ソ連代表、原子力平和利用で重要演説を行う。
○衆院農林委員会で北方定点観測の復活を決議。
○日鋼室蘭製作所団交再開手続案発表。
○新潟で雪アラレから九万カウント検出（五リツトル）。
○米政府、対日関税引下げ交渉の用意ありと発表。
○自由党の憲法改正案成る。
- 15 ○災害連絡本部で災害復旧のため支出した融資総額四十七億円なる旨発表。
○加藤本部長十五号台風に関する特別立法を提案しない旨言明。
○全道労協、日鋼争議支援スト展開。
○三菱美唄、高島両鉱無期限ストに突入。
○岩内大火殉難焼死者合同慰霊祭行わる。
○第八回道新文化賞贈呈式行わる。
- 15 ○米農務省、対日余剰農産物八千五百万ドル売却の内訳を発表。
○渡島支庁管内道議補選投票行わる（投票率五割五分五厘）。
○渡島管内道議補選に岩田留吉（自）遠藤英吉（社左）両氏当選。
○米、韓相互防衛条約発効。
○第三回定例道議会閉会。
- 18 ○マレイ、二億一千八百五十万ポンドの対日賠償を要求。
○井口駐米大使、日米共同声明にもられた懸案事項の事務折衝申入れ。
○補正予算大蔵省原案閣議に提出（二七、七一六百万円）。
○道開発予算の節約保留分六億四百万円解除。
○旭川国立療養所焼失。
- 20

- 22 ○ソ連国連代表ヴィシンスキー氏急死。
 ○新党は日本民主党と決定。
 ○東支那海で怪船、二漁船を撃沈。
 ○青函航路貨車航送船二隻新造を閣議で承認。
 ○日本民主党発足、吉田内閣打倒を決議。
 ○開発庁次官に川村善八郎氏。
 ○ケーシー豪外相、第二次大戦中の日本軍戦没者の遺骨を収集するためにニュージーニアを訪問することを許可。
 ○ドツジ氏、米大統領顧問に任命。
 ○興安丸、塘沽を出港。
 ○首相、緒方氏の「総裁」了承。
 ○経済審議会で二十八年度国民所得五兆九千六百五十億一四、八%増と発表。
 ○世界フライ級選手権白井の王座遂に崩る。
 ○洞爺丸事件海難審判を申立て、海難関係人に長崎総裁ら四氏指定。
 ○野幌機農学校で同盟休校。
 ○欧州安保会議を拒否、米英仏、ソ連に回答。
 ○供米割当道案を了承、支庁別農業会議終る。
 ○モスクワ安全会議開く。
 ○中労委、日鋼争議を正式斡旋。
 ○第二十臨時国会開会。
 ○ビルマ大使館開設。
 ○興安丸、舞鶴港に入港。

昭和二十九年十二月二十日発行

北海道議會時報

(第六卷第十二號)

編集

北海道議會事務局調査課

発行

北海道議會事務局

電話②六九一九番